

和泉市地域防災計画

(案)

令和 年 月

和泉市防災会議

目次

第1編 総則	1
第1節 目的等	3
第2節 市域の概況	4
第3節 防災の基本方針	6
第4節 災害の想定	7
第5節 防災関係機関の業務大綱	10
第6節 住民、事業者の基本的責務	18
第7節 計画の修正	20
第8節 計画の推進	21
第2編 災害予防対策	23
第1章 防災体制の整備	25
第1節 総合的防災体制の整備	25
第2節 情報収集伝達体制の整備	37
第3節 消火・救助・救急体制の整備	40
第4節 災害時医療体制の整備	42
第5節 緊急輸送体制の整備	46
第6節 避難受入れ体制の整備	48
第7節 緊急物資確保体制の整備	54
第8節 ライフライン確保体制の整備	57
第9節 交通確保体制の整備	62
第10節 要配慮者支援体制の整備	63
第11節 帰宅困難者支援体制の整備	67
第2章 地域防災力の向上	68
第1節 防災意識の高揚	68
第2節 自主防災体制の整備	71
第3節 ボランティアの活動環境の整備	74
第4節 企業防災の促進	75
第3章 災害予防対策の推進	77
第1節 都市防災機能の強化	77
第2節 地震災害予防対策の推進	83

第3節	津波災害予防対策の推進	86
第4節	水害予防対策の推進	89
第5節	土砂災害予防対策の推進	93
第6節	危険物等災害予防対策の推進	96
第7節	火災予防対策の推進	99
第3編	災害応急対策	101
第1章	活動体制の確立	103
第1節	組織動員	103
第2節	自衛隊の災害派遣	108
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	111
第4節	災害緊急事態	114
第2章	情報収集伝達・警戒活動	115
第1節	警戒期の情報伝達	115
第2節	警戒活動	123
第3節	発災直後の情報収集伝達	130
第4節	災害広報	133
第3章	消火、救助、救急、医療救護	135
第1節	消火・救助・救急活動	135
第2節	医療救護活動	137
第4章	避難行動	140
第1節	避難誘導	140
第2節	避難所の開設・運営等	146
第3節	避難行動要支援者等への支援	149
第4節	広域一時滞在	151
第5章	交通、緊急輸送活動	152
第1節	交通規制・緊急輸送活動	152
第2節	交通の維持復旧	157
第6章	二次災害防止、ライフライン確保	159
第1節	公共施設応急対策	159
第2節	民間建築物等応急対策	161

第3節	ライフラインの確保	163
第4節	農産物等応急対策	166
第7章	被災者の生活支援	168
第1節	災害救助法の適用	168
第2節	緊急物資の供給	171
第3節	住宅の応急確保	174
第4節	応急教育	176
第5節	自発的支援の受入れ	179
第8章	社会環境の確保	182
第1節	保健衛生活動	182
第2節	廃棄物の処理	184
第3節	遺体対策等	187
第4節	社会秩序の維持	189
第4編	事故等災害応急対策	191
第1節	鉄道災害応急対策	193
第2節	道路災害応急対策	194
第3節	危険物等災害応急対策	195
第4節	高層建築物、市街地災害応急対策	199
第5節	林野火災応急対策	202
第6節	その他事故等災害応急対策	204
第5編	災害復旧・復興対策	205
第1章	災害復旧対策	207
第1節	復旧事業の推進	207
第2節	被災者の生活確保	208
第3節	中小企業の復旧支援	212
第4節	農林業関係者の復旧支援	213
第5節	ライフライン等の復旧	214
第2章	災害復興対策	217
第1節	復興に向けた基本的な考え方	217
第2節	復興に向けた組織・体制整備	218

第3節 復興に向けた取組み	219
付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応	221
第1節 総則	223
第2節 東海地震注意情報発表時の措置	224
第3節 警戒宣言発令時の対応措置	225
付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画	229
第1章 総則	231
第2章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	232
第3章 地震発生時の応急対策等	234
第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	235
第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	236
第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	237

■災害予防対策 各節担当課確認表

第2編 災害予防対策	関係機関	頁
第1章 防災体制の整備		
第1節 総合的防災体制の整備	各課・室、各関係機関共通	25～36
第2節 情報収集伝達体制の整備	いずみアピール課、政策企画室、公民協働推進室、産業振興室、都市整備室、消防本部	37～39
第3節 消火・救助・救急体制の整備	消防本部	40～41
第4節 災害時医療体制の整備	健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会	42～45
第5節 緊急輸送体制の整備	公民協働推進室、都市整備室、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路(株)	46～47
第6節 避難受入れ体制の整備	公民協働推進室、税務室、滞納債権整理回収課、産業振興室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、健康づくり推進室、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、学校園管理室	48～53
第7節 緊急物資確保体制の整備	公民協働推進室、契約検査室、経営総務課	54～56
第8節 ライフライン確保体制の整備	都市整備室、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(関西支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	57～61
第9節 交通確保体制の整備	都市整備室、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)	62
第10節 要配慮者支援体制の整備	公民協働推進室、人権・男女参画室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、子育て支援室、健康づくり推進室、消防本部、こども未来室、生涯学習推進室、社会福祉協議会	63～66
第11節 帰宅困難者支援体制の整備	公民協働推進室、産業振興室	67
第2章 地域防災力の向上		
第1節 防災意識の高揚	各課・室共通	68～70
第2節 自主防災体制の整備	公民協働推進室、消防本部	71～73

第2編 災害予防対策	関係機関	頁
第3節 ボランティアの活動環境の整備	公民協働推進室、福祉総務課、社会福祉協議会	74
第4節 企業防災の促進	公民協働推進室、産業振興室	75～76
第3章 災害予防対策の推進		
第1節 都市防災機能の強化	政策企画室、公民協働推進室、生活環境課、産業振興室、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、文化遺産活用課、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(関西支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本放送協会、泉北環境整備施設組合	77～82
第2節 地震災害予防対策の推進	公民協働推進室、産業振興室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課	83～85
第3節 津波災害予防対策の推進	公民協働推進室、都市整備室	86～88
第4節 水害予防対策の推進	産業振興室、都市整備室、土木維持管理室、下水道整備課	89～92
第5節 土砂災害予防対策の推進	公民協働推進室、産業振興室、建築・開発指導室、都市整備室、消防本部	93～95
第6節 危険物等災害予防対策の推進	環境保全課、健康づくり推進室、消防本部	96～98
第7節 火災予防対策の推進	産業振興室、建築・開発指導室、消防本部	99～100

■災害応急対策 各節担当課確認表

第3編 災害応急対策	関係機関	頁
第1章 活動体制の確立		
第1節 組織動員	各課・室、各関係機関共通	103～107
第2節 自衛隊の災害派遣	公民協働推進室、自衛隊	108～110
第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援	公民協働推進室、消防本部	111～113
第4節 災害緊急事態	各課・室共通	114
第2章 情報収集伝達・警戒活動		
第1節 警戒期の情報伝達	各課・室共通	115～122
第2節 警戒活動	各課・室共通	123～129
第3節 発災直後の情報収集伝達	各課・室共通	130～132
第4節 災害広報	各課・室共通	133～134
第3章 消火、救助、救急、医療救護		
第1節 消火・救助・救急活動	公民協働推進室、消防本部、消防団、和泉警察署、自衛隊	135～136
第2節 医療救護活動	健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会	137～139
第4章 避難行動		
第1節 避難誘導	各課・室共通、消防団、和泉警察署、自衛隊	140～145
第2節 避難所の開設・運営等	各課・室共通	146～148
第3節 避難行動要支援者等への支援	福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、保険年金室、子育て支援室、健康づくり推進室、こども未来室、社会福祉協議会	149～150
第4節 広域一時滞在	各課・室共通	151
第5章 交通、緊急輸送活動		
第1節 交通規制・緊急輸送活動	公民協働推進室、総務管財室、都市整備室、土木維持管理室、消防本部、和泉警察署、泉北高速鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)	152～156
第2節 交通の維持復旧	都市整備室、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、西日本高速道路	157～158

第3編 災害応急対策	関係機関	頁
	(株)、南海バス(株)	
第6章 二次災害防止、ライフライン確保		
第1節 公共施設応急対策	各建築物所管課、産業振興室、建築・開発指導室、都市整備室、土木維持管理室、和泉警察署	159～160
第2節 民間建築物等応急対策	公民協働推進室、産業振興室、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、文化遺産活用課、消防本部、和泉警察署	161～162
第3節 ライフラインの確保	土木維持管理室、経営総務課、お客さまサービス課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(関西支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	163～165
第4節 農産物等応急対策	産業振興室、泉州農と緑の総合事務所、いずみの農業協同組合、大阪府森林組合	166～167
第7章 被災者の生活支援		
第1節 災害救助法の適用	各課・室共通	168～170
第2節 緊急物資の供給	公民協働推進室、契約検査室、福祉総務課、経営総務課、お客さまサービス課、水道工務課、浄水課、学校園管理室	171～173
第3節 住宅の応急確保	公民協働推進室、建築住宅室	174～175
第4節 応急教育	教育・こども部	176～178
第5節 自発的支援の受入れ	公民協働推進室、福祉総務課、社会福祉協議会、日本郵便(株)	179～181
第8章 社会環境の確保		
第1節 保健衛生活動	生活環境課、健康づくり推進室、学校園管理室	182～183
第2節 廃棄物の処理	環境保全課、生活環境課、産業振興室、土木維持管理室、泉北環境整備施設組合	184～186
第3節 遺体対策等	市民室、消防本部、和泉市立総合医療センター、和泉警察署、医師会・歯科医師会・薬剤師会	187～188
第4節 社会秩序の維持	産業振興室、和泉警察署、商工会議所	189

■事故等災害応急対策 各節担当課確認表

第4編 事故等災害応急対策	関係機関	頁
第1節 鉄道災害応急対策	公民協働推進室、消防本部、和泉警察署、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)	193
第2節 道路災害応急対策	都市整備室、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部	194
第3節 危険物等災害応急対策	公民協働推進室、環境保全課、健康づくり推進室、消防本部、消防団、和泉警察署	195～198
第4節 高層建築物、市街地災害応急対策	公民協働推進室、消防本部、消防団、和泉警察署、大阪ガス(株)	199～201
第5節 林野火災応急対策	産業振興室、消防本部、消防団、和泉警察署	202～203
第6節 その他事故等災害応急対策	各課・室共通	204

■災害復旧・復興対策 各節担当課確認表

第5編 災害復旧・復興対策	関係機関	頁
第1章 災害復旧対策		
第1節 復旧事業の推進	各課・室共通	207
第2節 被災者の生活確保	公民協働推進室、税務室、滞納債権整理回収課、くらしサポート課、都市政策室、建築住宅室、社会福祉協議会	208～211
第3節 中小企業の復旧支援	産業振興室	212
第4節 農林業関係者の復旧支援	産業振興室	213
第5節 ライフライン等の復旧	土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(関西支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、日本放送協会	214～216
第2章 災害復興対策		
第1節 復興に向けた基本的な考え方	各課・室共通	217
第2節 復興に向けた組織・体制整備	各課・室共通	218
第3節 復興に向けた取組み	各課・室共通	219

第1編 総則

第1節 目的等

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、本市の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1 計画の構成

この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、市域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。

第2節 市域の概況

第1 地理的条件

1 位置

本市は、大阪府南西部に位置し、大阪都心から約25km、関西国際空港から約20kmの距離にある。

市の位置・広さ・標高・面積

位 置	東 経	135° 25' 25"
	北 緯	34° 29' 01"
広 さ	東 西	6.9km
	南 北	18.8km
標 高	最 高	885.7m
	最 低	4.0m
面 積		84.98km ²

2 地勢

本市の地形は、南部が和泉山脈よりなる山地で、これに続く中部が傾斜のゆるい丘陵地であり、北部が大阪湾に向かって広がるなだらかな平地である。

河川は槇尾川・松尾川の二級河川が、南部の山地から北部の平地に向かって流れている。

ため池は、中部の丘陵地を中心に大小231箇所（台帳管理されているため池を対象にカウント。水防ため池59箇所、一般ため池172箇所）が散在している。

第2 地質構造

1 地質

本市の地質は、沖積層・洪積層・段丘層・領家花崗岩・和泉層群等より構成されている。

北部の平地は沖積層となっている。中部の丘陵地は主に洪積層・段丘層からなっているが、槇尾川・松尾川の流域には沖積層もみられる。一方、南部の山地は領家花崗岩・和泉層群からなっている。

2 活断層

本市の直下には、国土地理院活断層図により坂本断層、久米田池断層の2つの活断層の存在が、確認されている。活断層の存在が即、直下型地震につながるとは一概にはいえないが、それらの存在を念頭に入れ、引き続き、なお一層の地震への備え、対応について対策を推進する。

第3 気象

本市の年間平均気温は16.5℃であり、雨量は、年平均1,232.9mmである（大阪管区気象台 堺（統計期間：1991-2020年）平年値）。

また、台風は、年に3度程度接近している（接近とは台風の中心が近畿地方のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を指し、接近数は近畿地方の平年値を指す）。

第4 社会的条件

1 人口

本市の人口は、令和3年1月末日現在185,118人となっている。

「トリヴェール和泉」を中心とした住宅開発の進展により、人口が増加してきたが、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来の波は非常に大きく、本市においても、人口の減少は避けられない状況にある。

年齢別では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加している。

（各年10月1日現在、国調調べ）

年	人 口	世 帯 数	一世帯あたり 人 員	老 年 人 口		
				人 口	割 合	全国割合
平成2年	人 146,127	世帯 42,900	人 3.4	人 13,548	% 9.2	% 12.0
7	157,300	49,686	3.1	17,215	10.9	14.8
12	172,974	57,804	2.9	21,924	12.6	17.3
17	177,856	62,047	2.9	28,000	15.7	20.1
22	184,988	68,342	2.7	34,510	18.6	23.0
27	186,109	71,013	2.6	42,145	22.6	26.6

第5 過去の主な災害

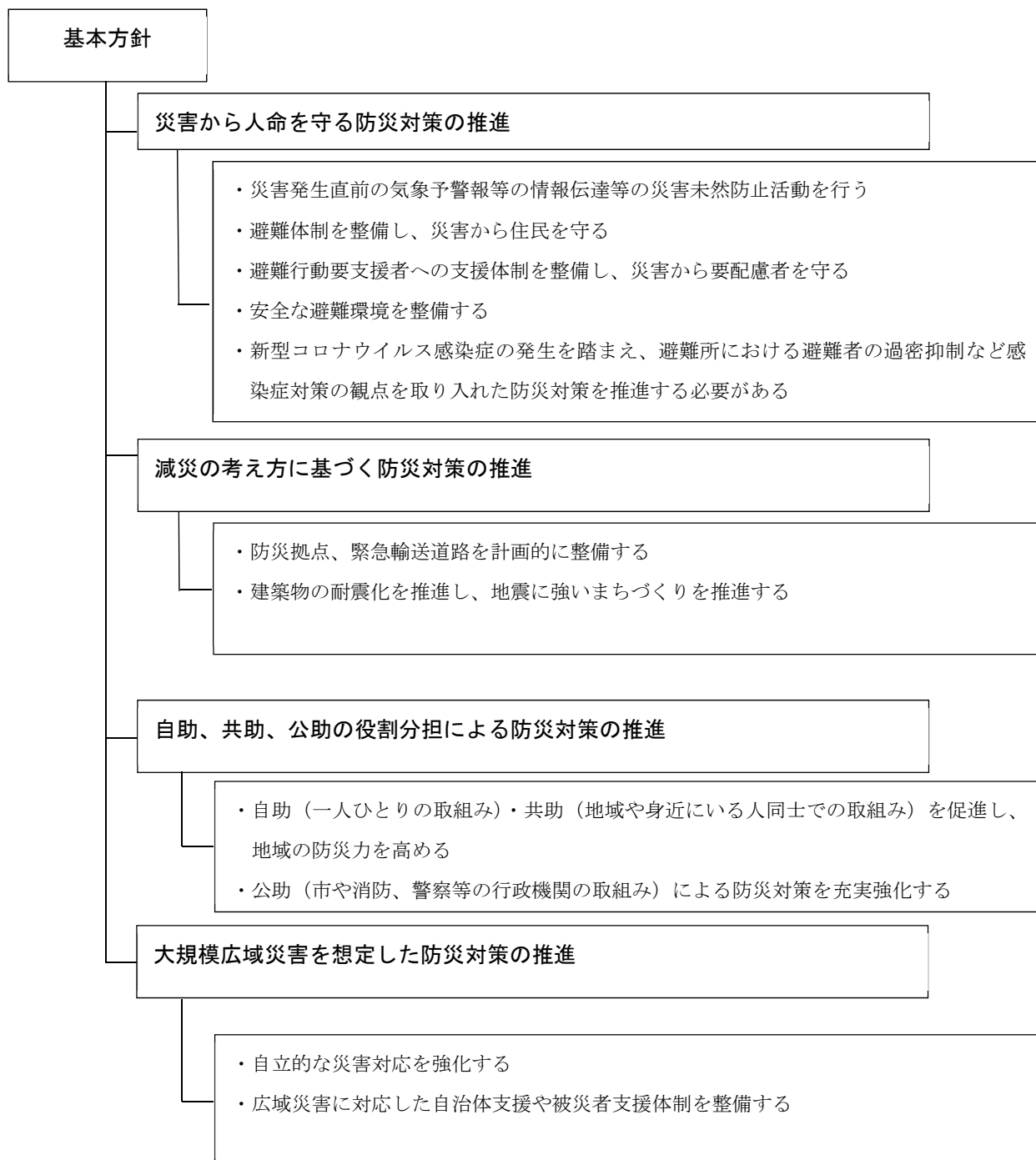
本市における主な風水害被害と、府の主な地震被害は資料編に掲載のとおりである。

資料編	○ 1-1	近年の災害時における和泉市内の被害状況
	○ 1-2	府における主要被害地震

第3節 防災の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、国、府、市及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

本市における防災に関する基本方針は、次のとおりとする。



第4節 災害の想定

第1 想定災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市構造等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 風水害
- 4 鉄道災害
- 5 道路災害
- 6 危険物等災害
- 7 高層建築物災害
- 8 林野火災
- 9 竜巻災害

第2 地震被害想定

府は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による内陸直下型地震と海溝型地震による被害を想定した。

以下の被害想定結果は、平成18年度に府が行った大規模地震の被害想定調査と平成25年度に府が実施した南海トラフ巨大地震による被害想定の結果のうち、本市に関わる被害想定結果を整理したものである。

1 大規模地震の被害想定（平成18年度実施）

(1) 想定地震

- 内陸直下型地震
- ①上町断層帯地震
 - ②生駒断層帯地震
 - ③有馬高槻断層帯地震
 - ④中央構造線断層帯地震
- 海溝型地震
- ⑤東南海・南海地震

(2) 想定地震発生時の条件

- ・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時頃
- ・気象条件 晴れ、超過確率1%風速（1年のうち3日程度はあり得る風速）

(3) 府の被害想定(平成18年度)に基づく本市における想定結果

想定地震	上町断層帯 A 上町断層帯 B	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線 断層帯	東南海・南海	
地震の規模	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.7~8.1	マグニチュード(M) 7.9~8.6	
	計測震度 A)5強~6強 B)5強~7	計測震度 4~5強	計測震度 4~5弱	計測震度 6弱~6強	計測震度 5強~6弱	
建物全半壊 棟数	全壊 A) 3,157棟 B) 11,359棟 半壊 A) 4,845棟 B) 9,321棟	全壊 5棟 半壊 15棟	全壊 0棟 半壊 1棟	全壊 473棟 半壊 1,066棟	全壊 511棟 半壊 1,100棟	
	炎上出火 件数	A) 2(3)件 B) 13(16)件	0(0)件	0(0)件	0(0)件	0(0)件
死傷者数	死者 A) 18(27)人 B) 224(338)人 負傷者 A) 1,667(2,437)人 B) 2,073(3,002)人	死者 0(0)人 負傷者 3(5)人	死者 0(0)人 負傷者 0(0)人	死者 1(1)人 負傷者 282(415)人	死者 1(2)人 負傷者 314(448)人	
	り災者数	A) 30,118人 B) 77,689人	63人	2人	5,317人	4,244人
避難所 生活者	A) 8,735人 B) 22,530人	19人	1人	1,542人	1,231人	
ライフライン	停電	A) 7,584軒 B) 23,359軒	0軒	0軒	1,213軒	1,213軒
	ガス供給停止	A) 28,000戸 B) 51,000戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	A) 33.8% B) 82.0%	11.3%	0.0%	12.3%	5.3%
	電話不通	A) 3,029回線 B) 22,721回線	168回線	0回線	1,683回線	0回線

※上記想定結果は、「平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」による。なお、各地震における被害想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。

※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ(A)と南部に破壊開始点を設定するシナリオ(B)の結果が大きく異なることから、2つのシナリオが採用されている。

※出火件数は1日間の合計値。()内は3日間の合計値

※死傷者数の()内は早朝に発生したときの値

2 大規模地震の被害想定(平成25年度実施)

(1) 想定地震

海溝型地震 南海トラフ巨大地震(陸側ケース)

(2) 想定地震発生時の条件

- ・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時頃
- ・気象条件 晴れ、超過確率1%風速（1年のうち3日程度はあり得る風速）

(3) 府の被害想定（平成25年度）に基づく本市における想定結果

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード (M) 9.0～9.1 計測震度6弱	
建物全半壊棟数	全壊 148棟（揺れ125、液状化17、急傾斜地6） 半壊 2,696棟（揺れ2,473、液状化85、津波131、急傾斜7）	
出火件数（炎上1日夕刻）	4件	
死傷者数（冬18時）	死者 15人（建物被害6、津波7、屋内収容物移動・転倒等2） 負傷者 600人（建物被害305、津波145、ブロック塀・自動販売機等の転倒等6、屋内収容物移動・転倒等144） ※いずれも津波の早期避難率が低い場合の値	
要救助者数（冬18時）	310人（建物被害20、津波290）	
避難者数	1日後 2,725人（避難所1,731人、避難所以外994） 1週間後 7,145人（避難所3,608人、避難所以外3,537） 1カ月後 6,505人（避難所1,952人、避難所以外4,554） 約40日後 1,332人（避難所400人、避難所以外932）	
ライフライン	停電	62,000軒（1日後）
	ガス供給停止	0戸（1日後）
	電話不通	固定電話：22,000加入契約者（1日後）、携帯電話：306停波基地局（1日後）
	水道断水	28,000人（1日後）
	下水道機能支障	5,500人（1日後）

第3 南海トラフ防災対策推進地域

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成25年12月に改正南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「法」という。）が施行され、法第3条の規定に基づき、平成26年3月28日に1都2府26県707市町村が南海トラフ防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。府では、本市をはじめ33市8町1村が推進地域に指定された。

なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準に該当する。

- (1) 震度に関する基準
震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）
- (2) 津波に関する基準
「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域
- (3) 過去の地震による被害
○ 過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。
○ 「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。
- (4) 防災体制の確保等の観点
「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。
 - ・広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
 - ・周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

第5節 防災関係機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 和泉市

1 各部室等共通

- (1) 所管施設の防災対策及び訓練に関すること。
- (2) 所管施設等の被害状況の本部事務局及び府の各所管部局への報告に関すること。
- (3) 所管施設の被災調査及び応急復旧に関すること。
- (4) 所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること。
- (5) 担当避難所の開設及び運営に関すること。
- (6) 個別事務分掌以外の事務で、部内の各課・室等が和泉市事務分掌規則の規定により所掌する事務。

2 本部事務局（市長公室）

- (1) 防災対策の総合調整に関すること。
- (2) 防災会議に関すること。
- (3) 防災組織・体制の整備・充実に関すること。
- (4) 防災に係る教育（啓発）・訓練に関すること。
- (5) 災害対策（警戒）本部会議に関すること。
- (6) 災害広報及び災害広報体制の整備に関すること。
- (7) 気象情報及び被害情報の収集・伝達に関すること。
- (8) 災害時の職員の服務及び被災状況の把握並びにこれらの総括に関すること。
- (9) 応援又は派遣職員の受入れに関すること。
- (10) 非常用物資・資機材の備蓄に関すること。
- (11) 避難所の開設及び運営に関すること。
- (12) 業務システムの管理及び運用に関すること。
- (13) 防災行政無線の運用及び非常・緊急通信に関すること。
- (14) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (15) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (16) 府、自衛隊、市町村等への応援又は派遣要請及び応援等に係る連絡調整に関すること。
- (17) 町会等との連絡調整及び災害広報に関すること。
- (18) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (19) 総合相談窓口に関すること。
- (20) ボランティアの受入れに関すること。
- (21) 災害時用臨時ヘリポートに関すること。
- (22) 災害救助法の適用に関すること。
- (23) 復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること。
- (24) 災害対策（警戒）本部長の特命に関すること。
- (25) 災害対策（警戒）本部長等の秘書に関すること。

-
- (26) 視察、見舞等の来庁者・電話等の対応に関すること。
 - (27) 家賃補助金の支給に関すること。
 - (28) その他災害対策活動の総合企画及び調整に関すること。
- 3 総務部（総務管財室、財政課、税務室、滞納債権整理回収課、契約検査室、人権・男女参画室）
議会事務局、行政委員会総合事務局、会計室
- (1) 物資、資機材及び車両の調達体制の整備に関すること。
 - (2) 災害用物資、資機材及び車両の調達に関すること。
 - (3) 仮設電話の設置に関すること。
 - (4) 市議会議員との連絡調整に関すること。
 - (5) 災害対策に係る財政措置及び予算執行に関すること。
 - (6) 災害関係経費の支払いに関すること。
 - (7) 建築物及び宅地等の被災調査及び被災程度の判定並びに罹災証明書の交付に関すること。
- 4 環境産業部（環境保全課、生活環境課、産業振興室）
- (1) し尿及び廃棄物の処理体制並びに防疫体制の整備に関すること。
 - (2) し尿、ごみ及びがれきの処理に関すること。
 - (3) 仮設トイレの設置に関すること。
 - (4) 防疫に関すること。
 - (5) 被災地及び各避難所の環境衛生及び環境保全に関すること。
 - (6) 被災商工業者の被害状況調査に関すること。
 - (7) 被災商工業者に対する災害特別融資に関すること。
 - (8) 被災農林業者の被害状況調査に関すること。
 - (9) 被災農林業者に対する災害特別融資に関すること。
 - (10) 農林業施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
- 5 福祉部（福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課）
- (1) 福祉避難所及び避難行動要支援者の収容に係る体制の整備に関すること。
 - (2) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び救援に関すること。
 - (3) 社会福祉施設等との連絡調整に関すること。
 - (4) 義援金、救援物資の受入れ及び配分に関すること。
 - (5) 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
- 6 市民生活部（市民室、保険年金室、くらしサポート課）
- (1) 物資等の搬送及び配給に関すること。
 - (2) 遺体の火葬等に関すること。
 - (3) 被災者の転入、転出等異動状況の把握に関すること。
 - (4) 被災者の保険診療に関すること。
 - (5) 災害弔慰金、見舞金等の支給に関すること。
 - (6) 災害援護資金等の貸付に関すること。
- 7 子育て健康部（子育て支援室、健康づくり推進室）
- (1) 応急医療に係る和泉市立総合医療センターとの連絡調整に関すること。
 - (2) 応急医療・健康維持活動に係る体制の整備に関すること。
 - (3) 応急医療に係る医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に関すること。
-

-
- (4) 医療機関の被害状況調査に関すること。
 - (5) 被災者の健康管理に関すること。
- 8 都市デザイン部（都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室）
- (1) 市街地の整備計画に関すること。
 - (2) 防災空間の確保に関すること。
 - (3) 建築物の耐震化、防火及び安全化に関すること。
 - (4) 宅地及び建築物の応急危険度判定に係る体制の整備に関すること。
 - (5) 都市基盤施設の防災機能の強化に関すること。
 - (6) 応急復旧資機材の備蓄に関すること。
 - (7) 宅地及び建築物の応急危険度判定に関すること。
 - (8) 被災者の市営住宅等への一時入居に関すること。
 - (9) 応急仮設住宅に関すること。
 - (10) 被災住宅の応急修理及び障害物除去に関すること。
 - (11) 住宅相談に関すること。
 - (12) 市有建築物の応急復旧に関すること。
 - (13) 土木施設の耐震対策に関すること。
 - (14) 土砂災害の防止に関すること。
 - (15) 河川、水路の水害防止に関すること。
 - (16) 水防活動に関すること。
 - (17) 土砂災害応急対策活動に関すること。
 - (18) 避難路及び緊急交通路の確保並びに関係機関との連絡調整に関すること。
 - (19) 道路障害物の除去に関すること。
 - (20) 道路、橋梁等の被災調査及び応急復旧に関すること。
 - (21) 河川、水路等の被災調査及び応急復旧に関すること。
- 9 上下水道部（経営総務課、お客さまサービス課、水道工務課、下水道整備課、浄水課）
- (1) 上下水道施設の整備及び防災対策に関すること。
 - (2) 上下水道施設の公衆衛生対策に関すること。
 - (3) 道路障害物（上下水道施設）の除去に関すること。
 - (4) 上下水道施設及び管理型浄化槽の被災調査及び応急復旧に関すること。
 - (5) 応急復旧資機材の備蓄、調達に関すること。
 - (6) 給水活動に関すること。
 - (7) 水防活動に関すること。
- 10 消防本部（総務課、警備課、予防課、消防署）
- (1) 防火等に係る啓発に関すること。
 - (2) 火災予防対策に関すること。
 - (3) 危険物等災害及び予防対策に関すること。
 - (4) 消防力の充実に関すること。
 - (5) 活動体制の整備に関すること。
 - (6) 活動資機材の備蓄及び調達体制の整備に関すること。
 - (7) 広域消防応援体制の整備に関すること。
-

- (8) 消防団の活動に関する事。
- (9) 災害情報の収集・伝達に関する事。
- (10) 避難の指示及び誘導に関する事。
- (11) 消火、救助、救急活動に関する事。
- (12) 行方不明者の捜索に関する事。
- (13) 緊急消防援助隊（広域消防応援隊）の受入れ及び配備に関する事。
- (14) 水防活動に関する事。

11 教育委員会事務局（教育・こども部、生涯学習部）

- (1) 防災教育に関する事。
- (2) 災害時の応急教育に関する事。
- (3) 児童及び生徒の避難に関する事。
- (4) 被災児童及び生徒の就学援助に関する事。
- (5) 被災児童の就園援助に関する事。
- (6) 被災児童及び生徒の救護に関する事。
- (7) 避難所の開設等に対する協力に関する事。
- (8) 応急保育の実施に関する事。
- (9) 文化財応急対策に関する事。
- (10) 多言語による支援体制に関する事。

第2 大阪府

1 大阪府危機管理室

災害予防、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関する事。

2 大阪府鳳土木事務所

所管する公共土木施設の防災対策、水防活動及び水防警報等の伝達並びに被災施設の復旧等に関する事。

3 大阪府和泉保健所

- (1) 災害時における保健衛生活動・医療救護活動に関し、本市が処理する事務又は業務の指導、指示等の連絡調整に関する事。
- (2) 大阪府災害対策本部、災害医療本部が設置された場合の地域災害医療本部の設置に関する事。

4 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- (1) 災害時における本市域の農地、農業用施設等の調査、報告、情報の収集に関する事。
- (2) 災害復旧に関する事。
- (3) 農地防災事業の推進に関する事。

第3 大阪府警察（和泉警察署）

- 1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事。
- 2 被災者の救出救助及び避難指示に関する事。
- 3 交通規制・管制に関する事。
- 4 広域応援等の要請・受入れに関する事。
- 5 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事。
- 6 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事。
- 7 災害資機材の整備に関する事。

第4 指定地方行政機関

1 近畿農政局大阪地域センター

(1) 応急用食料品及び米穀の供給に関すること。

2 大阪管区气象台

(1) 観測施設等の整備に関すること。

(2) 防災知識の普及・啓発に関すること。

(3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。

(4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。

3 近畿地方整備局

(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。

(2) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。

(3) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。

(4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。

(5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。

(6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること。

(7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。

(8) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。

(9) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。

第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊））

(1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

(2) 災害派遣に関すること。

(3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 日本郵便株式会社近畿支社

(1) 災害時における郵政事業及び窓口業務の確保に関すること。

(2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。

(3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

2 西日本旅客鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、南海バス株式会社

(1) 鉄道及びバス施設の防災管理に関すること。

(2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。

(3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

(4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。

(5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

(6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

3 西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。

(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

(3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。

- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

4 KDD I 株式会社（関西総支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

5 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

6 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (6) 救援物資の備蓄に関すること。
- (7) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること

7 日本放送協会（大阪放送局）

- (1) 防災知識の普及等に関すること。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。
- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- (4) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (5) 避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (7) 災害時における広報に関すること。
- (8) 災害時における放送の確保に関すること。
- (9) 災害時における安否情報の提供に関すること。

8 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること。

-
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
 - (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
 - (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事。
- 9 大阪ガス株式会社（南部導管部）
- (1) ガス施設の整備と防災管理に関する事。
 - (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事。
 - (3) 災害時におけるガスの供給確保に関する事。
 - (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。
- 10 日本通運株式会社（大阪国際輸送支店）
- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。
 - (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事。
- 11 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
- (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。
 - (2) 災害時における電力による二次災害防止に関する事。
 - (3) 災害時における電力の供給確保に関する事。
 - (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。
- 12 光明池土地改良区
- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事。
 - (2) 農地及び農業用施設の被害調査に関する事。
 - (3) 湛水防除活動に関する事。
 - (4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事。
 - (5) 災害時における災害用水の確保に関する事。
- 13 一般社団法人和泉市医師会
- (1) 災害時における医療救護活動に関する事。
 - (2) 負傷者に対する医療活動に関する事。
- 14 一般社団法人和泉市歯科医師会
- (1) 災害時における医療救護の活動に関する事。
 - (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事。
- 15 和泉市薬剤師会
- (1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事。
 - (2) 医薬品の確保及び供給に関する事。
- 16 一般社団法人大阪府LPガス協会
- (1) LPガス施設の整備と防災管理に関する事。
 - (2) 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事。
 - (3) 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事。
 - (4) 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事。
-

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 泉北環境整備施設組合

- (1) 災害時におけるごみ、がれきの処理に関すること。
- (2) 災害時におけるし尿の処理に関すること。
- (3) 王子川都市下水路における被害調査及び応急復旧対策に関すること。

2 その他公共的活動を営むもの

いずみの農業協同組合、和泉商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の社会福祉事業団体、町会・自治会、自主防災組織等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業所、ため池管理者、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。

資料編 ◦ 1 - 3 防災関係機関連絡先一覧

第6節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助（市や消防、警察等の行政機関の取組み）に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

- 1 災害等の知識の習得
 - (1) 防災訓練や防災講習等への参加
 - (2) 地域の地形、危険場所等の確認
 - (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 2 災害への備え
 - (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
 - (2) 避難場所、避難経路の確認
 - (3) 家族との安否確認方法の確認
 - (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
 - (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認
- 3 地域防災活動への協力等
 - (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
 - (2) 初期消火、救出救護活動への協力
 - (3) 避難行動要支援者への支援
 - (4) 地域住民による避難所の自主的運営
 - (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努める。

- 1 災害等の知識の習得
 - (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
 - (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- 2 災害への備え
 - (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備

- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
 - (3) 避難場所、避難経路の確認
 - (4) 従業者及び利用者等の安全確保
 - (5) 従業員の安否確認方法の確認
 - (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄
- 3 出勤及び帰宅困難者への対応
- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
 - (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
 - (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
 - (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認
- 4 地域防災活動への協力等
- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
 - (2) 初期消火、救出救護活動への協力
 - (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

市民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

第7節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会経済情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、修正にあたっては、女性、高齢者や障がい者等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、原則として次の手順で行う。

- 1 市防災会議は関係機関の意見等を聞き、地域防災計画修正案を作成する。
- 2 市防災会議は、地域防災計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第4項の規定により、府知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段として、市広報紙・ホームページに掲載する等により周知する。
- 3 市防災会議を開催し、地域防災計画を審議・決定する。

第8節 計画の推進

この計画を推進するにあたり、必要となる細部の事項については、防災関係機関において定める。

また、災害対策基本法に定義される災害以外の災害や事件・事故等の危機事象への対処については、危機管理指針を作成し、住民の生命、身体及び財産に及ぼす被害や損失の防止・軽減を図る。

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

関係機関	各課・室、各関係機関共通
------	--------------

市及び防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 組織体制の整備

1 市の組織体制の整備

- (1) 市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。
- (2) 市は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。
- (3) 市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 平常時から活動する組織

ア 市防災会議

地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

<組織>

会長	・市長
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ・本市の区域を実務担任区とする陸上自衛隊の部隊の長 ・大阪府知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 ・大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 ・市長がその部内の職員のうちから指名する者 ・教育長 ・消防長及び消防団長 ・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ・防災に関する学識経験を有する者のほか、市長が防災上必要と認める者のうちから市長が委嘱する者 ・公募による市民

イ 市防災推進会議

和泉市庁議等会議規程に基づく「部長会議」を活用し、平常時における総合的、計画的な防災対策の推進を図る。

<部長会議構成員>

- ・市長
- ・副市長

- ・ 部長(行政委員会総合事務局長、議会事務局長を含む)
- ・ 副市長が指名するもの

(2) 災害時又は災害発生のおそれがある場合に活動する組織

ア 市災害警戒本部

市災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるとき、小規模災害が発生したと判断されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、必要な災害予防対策及び応急対策を実施するために設置する。

<本部会議構成員>

- 本部長 防災担当副市長
- 副本部長 他の副市長、教育長
- 本部員 参与、全部長級職員

(状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、市災害警戒本部は自動設置され、全構成員は自主的に参集する。)

イ 市災害対策本部

中規模又は大規模な災害が発生したとき、市域に震度5強以上(自動設置)の地震が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防対策及び応急対策・復旧対策を実施するために設置する。

<本部会議構成員>

- 本部長 市長
- 副本部長 防災担当副市長、他の副市長、教育長
- 本部員 参与、全部長級職員

ウ 市現地災害対策本部

災害の状況に応じ、災害対策活動の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

<本部会議構成員>

- 本部長 災害対策本部長が指名する者
- 副本部長 災害対策本部長が指名する者
- 本部員 災害対策本部長が指名する者

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備と併せて、応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

(1) 職員の配備基準及び配備体制

ア 事前配備

危機管理監は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する。

配備名	配備基準	配備体制
事前配備	①災害発生のおそれがある気象予警報により、情報活動の必要があるとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③南海トラフ沿いで異常な現象が観測されたとき。 ④市域に震度4の地震が発生したとき。 ⑤その他市長が必要と認めたとき。	気象予警報等の情報収集、伝達及び状況に応じ災害応急対策活動の準備に必要な体制

イ 警戒配備（原則として災害警戒本部設置）

防災担当副市長は、次の配備基準に該当する場合には、市長の指示により「風水害警戒配備」又は「震災警戒配備」を指示する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制
風水害警戒配備	①気象予警報の発表により災害の発生が予想されるとき。 ②小規模災害が発生したとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	気象情報、災害情報の収集、伝達及び状況に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
震災警戒配備	①市域に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）。 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	被害情報等の収集、伝達及び被害状況又は予想される被害に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制

ウ 非常配備（原則として災害対策本部設置）

市長は、必要に応じて、次の配備を指令する。ただし、市域に震度5強以上の地震が発生したときは、自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制
非常配備 A号	①中規模災害が発生したとき。 ②小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、おおむね職員の1/3を動員する。
非常配備 B号	①中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ②その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、おおむね職員の2/3を動員する。
非常配備 C号	①市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動配備）。 ②市域に特別警報が発表されたとき。 ③大規模災害が発生したとき。 ④その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、全職員を動員する。

(2) 勤務時間外における職員の動員体制

ア 配備指令等の早期情報伝達

職員の緊急連絡網を整備するとともに、市長が必要と認めたときは、あらかじめ「自宅待機」を指示することにより、配備指令等の情報伝達の迅速化を図る。

イ 緊急対策員、緊急避難所員の指名

市域に震度5強以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づく「災害対策本部事務局職員」、「避難所担当職員」が参集するまでの間、初期活動としての災害応急対策を実施するため、市長は、市庁舎周辺に居住する職員のうちから「緊急対策員」をあらかじめ指名し、また、教育長は、教職員等のうちから「緊急避難所員」をあらかじめ指名する。

ウ 職員の自主参集

職員は、市域に震度5強以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づき指定された場所に、自主的に参集する。

この場合、上記イの「緊急対策員」及び「緊急避難所員」に指名された職員は、緊急対策員及び緊急避難所員として指定された場所に自主参集する。

3 防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災に係る組織動員体制の整備を図る。

4 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

(1) 防災中枢施設の整備

市は、災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定などバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努め

防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

(2) 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第2 防災拠点機能の確保・充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1 防災拠点の種類

防災拠点の種類及び市内における拠点は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動拠点 ⇨ 市役所、現地災害対策本部
- (2) 物資輸送拠点 ⇨ 緊急物資集積場所（市立市民体育館、市立コミュニティ体育館）、
ヘリポート（和泉市総合スポーツセンター、和泉市立光明池緑地運動場）
- (3) 医療活動拠点 ⇨ 市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）
- (4) 避難拠点 ⇨ 各指定避難場所
- (5) 応援部隊活動拠点 ⇨ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、
北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部

2 拠点施設の整備

- (1) 災害対策本部が置かれ、震災時の拠点となる市庁舎、避難所となる学校その他公共施設においては、新築、改築の際には耐震化・不燃化を図る。
- (2) 災害時における関係機関との情報収集伝達体制の強化を図るため、防災行政無線の充実を図る。
- (3) 各防災拠点を結ぶ道路を確保するため、道路の拡幅等の整備を推進する。
- (4) 災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備する。
- (5) 代替施設の選定などバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

第3 装備資機材等の備蓄

市は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

また、資機材等の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、協力体制の整備を推進する。

1 資機材の点検整備

(1) 水防等の備蓄資機材

災害時に有効適切に使用できるよう常に水防等の災害用備蓄資機材の整備、充実を図るとともに、適時点検並びに補充交換を行い保全に万全を期する。

(2) 医療・助産及び防疫用備蓄資機材

医療消毒用等資機材については、災害に備えて整備に努める。

(3) 給水資機材

災害時において、被災者1人あたり1日3ℓの飲料水を確保できるよう、給水車、応急給水用資器材等について整備増強を図る。

2 調達・協力体制の確立

市は、災害時に応急活動が円滑に実施できるように関係機関、民間団体、業者等が所有する救助用機械器具等や技術者の実態を把握するとともに、災害発生時にはこれらの機械器具の借上げあるいは出動要請ができるよう協力体制を確立する。

また、医薬品、防疫用資機材、食料等についても、不足する事態に備え、関係機関、業者等からの調達体制を確立する。

3 自主防災組織による救出資機材の整備

自主防災組織を育成するなかで、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、自主防災組織等にジャッキ、バール、鋸、角材等の救出資機材の整備を推進するとともに、使用方法の指導等に努める。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。また、今後、業務システムは可能な限りクラウド化や外部データセンター利用を進めるなど業務継続性の向上に努める。

第4 防災訓練の実施

市は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で各種災害に関する被害想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1 防災総合（地域）訓練

地域防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び住民の防災意識の高揚を図るため、市は、防災関係機関や町会・自治会等住民の協力及び参加を得て総合的な防災訓練を実施する。

(1) 実施期間

訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

訓練効果のある適当な場所において実施する。

(3) 実施方法

府、警察、自衛隊、消防本部、消防団、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 水防訓練

水害発生時の実動活動に備え、水防工法及び操法の習熟に重点をおいた水防訓練を毎年1回以上実施する。

(1) 訓練の想定

水防活動は通常暴風雨の最中、しかも夜間に行う場合が多いことを勘案し、それらの状況を想定した訓練を実施する。

(2) 訓練の種目

水防訓練の種目は、次のとおりとする。

- ア 観測訓練
- イ 通報訓練
- ウ 水防信号吹鳴訓練
- エ 動員訓練
- オ 搬送訓練
- カ 水防工法訓練
- キ 救助訓練

3 消防訓練

消防本部及び消防団は、災害発生時に効果的かつ的確な消防活動が行えるよう、単独または防災関係機関と共同で、消防訓練を実施する。

(1) 訓練の想定

ア 配備上の想定

通常の火災に加え、強風時及び震災時（突発的同時多発型）の火災を想定する。

イ 対象別の想定

要救護者多数収容施設、不特定多数出入施設、中高層建築物、危険物施設、住宅密集地区、住宅森林混在地区、山林及び列車事故併発火災を想定する。

(2) 訓練の種目

消防訓練の種目は次のとおりとする。なお、訓練の詳細な計画は、その都度消防本部が計画する。

- ア 出場配備訓練
- イ 非常招集訓練
- ウ 消火訓練
- エ 救助救急訓練
- オ 消防資機材操作訓練
- カ 図上訓練
- キ 総合（合同）訓練
- ク 初期消火、通報、避難訓練（町会・自治会、自主防災組織等参加）

4 避難救助訓練

市は、訓練計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の防災訓練と合わせ、又は単独で避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の開設等の訓練を実施する。さらに自力避難不可能な場合を想定し、避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）に重点を置いた救助・救出訓練を実施する。

5 無線通信訓練

市は、有線途絶時の情報伝達手段を確保し、円滑な無線通信を行うため、無線設備の操作等に重点をおいた無線通信訓練を実施する。

(1) 訓練の想定

各種の災害により有線通信系が途絶した場合を想定する。

(2) 訓練の種目

無線通信訓練の種目は、次のとおりとする。

- ア 無線通信への切り替え訓練
- イ 無線設備の操作訓練
- ウ 災害情報伝達訓練
- エ 無線設備の応急修理訓練

6 非常参集訓練

休日、夜間等勤務時間外の災害発生を想定し、必要な職員及び人員の動員配備及び情報の伝達、連絡など非常参集訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の検討を行い、次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載する。

- (1) 伝達方法、内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

7 避難訓練

(1) 市

和泉警察署等防災関係機関の協力を得て、災害時に安全に避難できるよう、避難方法、避難指示の伝達及び避難誘導等の訓練を行う。訓練の際には住民等の協力を得て実施するものとするが、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の積極的な参加を呼び掛け、より現実に即した訓練を行う。

(2) 防火管理者

学校、工場、事業所、旅館その他消防法第8条に規定する防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的実施する。

また、防火管理者を置かなくてもよい施設の管理者においても、前記に準じて実施する。

(3) 保育園、幼稚園及び学校等

園児、児童、生徒については、その身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種災害の想定の下に避難訓練を実施し、非常災害に際し臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。

8 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市は、南海トラフ地震を想定した次のような防災訓練を実施する。

- (1) 津波予報、津波情報及び地震情報の収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練

第5 広域防災体制の整備

市は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認

を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 相互応援協定の推進

大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

市は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき府内及び府外の市町村との応援協定締結の推進を図る。

2 府、国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

市は、災害時に府、国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋が迅速かつ円滑に行えるよう、派遣要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、災害時において応急対策等について積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

5 応援受入れ体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化した和泉市災害時受援計画を活用するとともに、職員への周知徹底を図る。なお、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

6 消防応援体制の整備

災害時における消防活動の万全を期するため、市町村相互の応援協定の締結に努める。

また、応援する立場、応援を受入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化する。

7 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

市は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

第6 人材の育成

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、防災関係機関等と連携して職員に対し防災教育を実施する。また、市の災害対応能力向上のため、市長及び幹部職員を対象とした国や府の実施する研修を通じて、市長及び幹部職員の災害対応能力の向上に努める。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因等についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

2 家屋被害認定を行う者の育成

市は、府と連携し、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るため、家屋被害認定を行う者の育成に努める。

3 住民に対する防災教育

市は、地域防災力向上を推進するため、自主防災組織や防災リーダー認定者に対してフォローアップを実施する。

第7 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

また、市は府と連携し、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握し、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、I C Tの防災施策への積極的な活用を努める。

1 防災パトロールの実施

災害時に生命、身体及び財産を保護するため、関係機関の協力及び関係課と調整し防災パトロールを強化、実施し、市内の危険予想箇所を把握する。

2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防及び復旧の諸対策を推進する。

3 調査結果

調査結果を整理し、それに基づき防災体制の見直し又は強化を行う。また、防災上危険な箇所について関係機関及び住民に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

第8 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、業務継続計画（BCP）を作成し、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、業務システムのデータバックアップ対策を講じるとともに、引き続きクラウド化や外部データセンター利用を進めるなど通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食糧や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 体制整備

(1) 業務継続の体制整備

市は、業務継続計画（BCP）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(2) 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 事業者・ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

資料編 ◦ 2-1 相互応援協定一覧

第2節 情報収集伝達体制の整備

関係機関	いずみアピール課、政策企画室、公民協働推進室、産業振興室、都市整備室、消防本部
------	---

市は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電を含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市防災行政無線及び市メールマガジン（いずみメール）等と接続し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムとして活用する。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系機能の充実を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの活用

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう情報システムの機能強化を図るとともに、防災関連情報のデータベース化に努めている。また、防災情報充実強化事業により実現するシステムを活用して、災害情報共有システム（Lアラート）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達等の機能の実現を図っている。

市は、府防災情報システムによる災害関連情報の伝達及び収集のため、その運用体制を強化する。

2 通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

(1) 市防災行政無線

市は、情報連絡体制の充実に向けて、継続的に移動系、同報系の市防災行政無線の整備促進を図るとともに、機能の充実に努める。

なお、市防災行政無線の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。

(2) 消防無線

消防救急活動を迅速に実施するため、適宜、機能充実を図る。

なお、消防関係の通信施設の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。

(3) 府防災行政無線

府及び関係機関との連絡体制を強化するために、府が整備する府防災行政無線の端末機を市役所及び消防本部に設置するとともに、それら機器の運用体制の強化を図る。

(4) 災害時優先電話、携帯電話等

ア 災害時優先電話

災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している優先電話が十分に機能し、市の電話交換システムの円滑な対応が図れるよう、常に点検整備に努める。

イ 携帯電話等

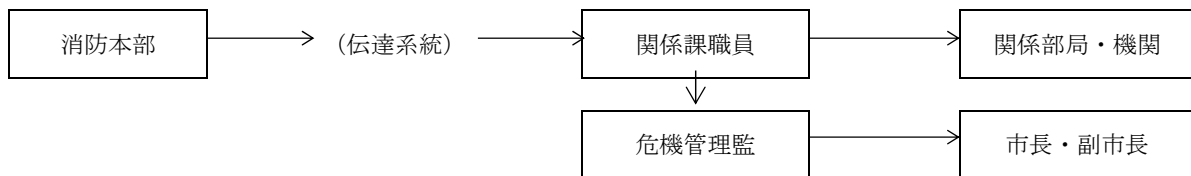
災害時における防災行政無線の補完施設として情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急対策の初動体制を早期に確立し、また被災者への情報提供等のため、携帯電話、衛星電話、インターネット利用等の整備について検討する。特に、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

第2 情報収集・伝達体制の強化

市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

特に、突発的な災害発生の場合に備え、情報収集伝達が行えるよう緊急対策員をあらかじめ指名しておくとともに、合わせて消防本部が24時間体制の確立を図る。

勤務時間外の体制は、次のとおりとする。



さらに、災害時における業務システムの業務継続性の向上対策を含め、防災情報システムの整備を図り、突発的災害に備えた体制の構築に努める。

第3 災害広報・広聴体制の整備

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震の情報（震度、震源、地震活動等）・津波・余震・気象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 要配慮者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

2 災害時の広聴体制の整備

府、市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、あらかじめ専用電話や専用ファックス、相談窓口などの体制を整備する。

3 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

4 停電時の住民への情報提供

府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第4 気象等観測体制の整備

市は、府、大阪管区气象台、近畿地方整備局をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象情報、地震等の観測が正確に行えるよう、観測設備等の整備拡充に努めるとともに、観測体制の充実を図り、情報の一元化に努める。

1 気象情報

災害応急体制の早期確立を図るため、水位計、雨量計等の観測情報や気象予測情報を迅速に収集、監視、分析する体制を整備する。

なお、市域内の水位観測所及び雨量観測所等は、資料編に掲載のとおりである。

2 地震情報

市庁舎に設置された震度計及び大阪府震度情報ネットワークシステムにより、正確な震度情報を迅速に収集する体制を整備する。

資料編	○ 1-3	防災関係機関連絡先一覧
	○ 2-2	市防災行政無線一覧
	○ 2-3	消防関係通信施設整備状況一覧
	○ 2-4	管内雨量観測所一覧
	○ 2-5	管内ため池水位観測所一覧
	○ 2-6	管内河川水位観測施設
	○ 2-7	管内土石流雨量監視局・観測局

第3節 消火・救助・救急体制の整備

関係機関	消防本部
------	------

市は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

また、国や府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。さらに、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等への協力に努める。

なお、警察署、消防署、消防団及び自主防災組織等は、防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 消防力の充実

本市には、常備消防として和泉消防署、中央消防署、北分署、南分署を配置しており、また非常備消防として消防団本部及び市内に9個の消防分団を配置している。

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設など、総合的消防力の充実に努める。

消防機械及び消防資機材の現状は、資料編に掲載のとおりである。

2 消防水利の確保

「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

また、河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

なお、本市における消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。

〔参考：消防水利の基準〕

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

（第2項以下略）

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (2) 取水部分の水深が、0.5メートル以上であること。
- (3) 消防ポンプ自動車容易に部署できること。
- (4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が、0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

第7条 消防水利は常時使用しうるように管理されていなければならない。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

人口減少・高齢化社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

(4) 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

(5) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

第2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

第3 消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化を推進する。

第4 連携体制の整備

市は、府、和泉警察署、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど消火、救助、救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

資料編	○ 2-8	消防本部・消防団における消防力等の現況
	○ 2-9	消防水利の現況

第4節 災害時医療体制の整備

関係機関	健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会
------	--------------------------------------

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、和泉保健所内に設置される地域災害医療本部に参加し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析の上、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かし

た医療救護を行う。

- (3) 和泉保健所内に保健所保健医療調整本部が設置された場合であり、市単独では十分対応できない程度の災害の場合は、和泉保健所に医療救護班の派遣調整を要請する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

1 広域災害・救急医療情報システムの活用

市は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう府が行う入力操作等の研修や訓練に参加するよう努める。また、市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

- (1) 災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。
- (3) 災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。

第3 現地医療体制の整備

1 医療救護班の種類と編成

市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応

する。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院などで活動する。

2 医療救護班の編成基準

市は、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等について、和泉市立総合医療センター及び医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、定めておく。

3 救護所の設置

(1) 救護所の設置

市は、負傷者が多数発生した地域において、応急救護所を設置し、搬送前の応急措置やトリアージ等を行う。また、避難所等に医療救護所を設置し、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 資機材の整備

災害現場付近に設置する応急救護所、また避難所等に併設される医療救護所の設置に備え、テント、救護用医療機器、担架、発電機等の整備を推進する。

4 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ窓口を和泉市立総合医療センターに設置し、あらかじめ救護所への配置調整を行う体制の整備をしておく。なお、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に係る体制の整備は健康づくり推進室とする。

第4 後方医療体制の整備

1 災害医療機関の整備

救護所では対応できない患者に対し、被災を免れた全ての医療機関で医療活動を実施する。このため、市の医療救護活動の拠点となる和泉市立総合医療センターを市災害医療センターとする。

なお、府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害拠点病院」、「特定診療災害医療センター」及び「災害時医療協力病院」を指定している。

2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定め、定期的に整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、薬剤師会、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保及び重症度、緊急度にあった適切な搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

市は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医学会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

市は、和泉保健所健康危機管理会議を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施するとともに、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

なお、市は防災関係機関や地域住民の参加による防災訓練を行うにあたり、医療機関の参加を呼びかける。

資料編	○ 2-10	市域にかかる災害医療センター等一覧
	○ 2-11	医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先

第5節 緊急輸送体制の整備

関係機関	公民協働推進室、都市整備室、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路(株)
------	---

市は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、鉄道等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

(1) 広域緊急交通路

府は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府県間を連絡する主要道路、府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点などを連絡する主要道路、各市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要道路を広域緊急交通路（重点路線：国道26号、大阪和泉南線 その他の路線：国道170号、泉大津美原線、国道480号、富田林泉大津線、三林岡山線、市道伯太2号線 自動車専用路線：阪和自動車道、堺泉北道）として選定している。

(2) 地域緊急交通路の選定

市は、府選定の広域緊急交通路と、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路を市の地域緊急交通路として選定する。

本市の定めた地域緊急交通路は、資料編に掲載のとおりである。

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

市は、市の緊急交通路と選定した市道の拡幅、耐震強化の整備を推進するとともに、他の道路管理者に対し当該道路の耐震強化等の整備の推進を要請し、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から広報紙等を活用し住民へ緊急交通路の周知に努める。

5 緊急通行車両の事前届出

防災関係機関は、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、「緊急通行車両の事前届出」を和泉警察署（交通課）に対して行い、災害時における緊急輸送体制に整備を図る。

6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

7 備品等の整備

通行禁止等を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。

8 道路障害物除去対策の検討

障害物を除去する道路の優先順位及び除去方法について検討する。

第2 航空輸送体制の整備

1 市は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに自衛隊等の応援の受入れを迅速に行うため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告するとともに、臨時ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、整備を推進する。

2 市は災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

本市の災害時用臨時ヘリポートは資料編に掲載のとおりである。

第3 輸送手段の確保

市は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

資料編	○ 2-1-2	地域緊急交通路一覧
	○ 2-1-3	災害時用臨時ヘリポート一覧
	○ 2-1-4	災害時用臨時ヘリポートの選定基準

第6節 避難受入れ体制の整備

関係機関	公民協働推進室、税務室、滞納債権整理回収課、産業振興室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、健康づくり推進室、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、学校園管理室
------	---

市は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所を選定し、住民に周知するとともに、総合的、計画的な避難対策を推進し、住民の安全を確保する。

なお、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第1 避難場所、避難路の指定及び周知

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる場所とし、小学校のグラウンド及び都市公園（原則として概ね1ha以上）を一時避難場所として選定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる次の場所を広域避難場所とし、当面は、中学校のグラウンドを広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたりおおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたりおおむね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地（ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる）

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

なお、当面は第2編第1章第5節「緊急輸送体制の整備」で選定した「緊急交通路」を避難路とし、緊急輸送活動や避難誘導の運用に配慮する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

2 火災時以外の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じ、農地を活用するなど安全な避難場所、避難路を指定する。

(1) 避難場所

避難者1人あたりおおむね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

(1) 避難場所標識等による住民への周知

(2) 周辺の緑化の促進

(3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

(1) 避難場所標識の設置

(2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

(3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(4) 複数の進入口の整備

3 避難路

(1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(2) 落下・倒壊物対策の推進

(3) 誘導標識、誘導灯の設置

(4) 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 指定避難所等の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

1 指定避難所の指定

指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

(1) 学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

- (2) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

2 要配慮者に配慮した施設整備等

市は、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員の確保に努める。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。
- (3) 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

3 避難所の管理運営体制の整備

市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」及び内閣府が示した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえて、以下の点に留意して、避難所運営マニュアルを作成する。

また、併せて、管理運営体制を整備するとともに、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

- (1) 避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組み方法を明確にする。
- (2) 要配慮者に対する必要な支援を明確にする。
- (3) 市職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるようわかりやすい内容とする。

第4 避難所、避難場所及び避難路の周知

避難所や避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に

関する周知に努める。

また、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

なお、指定した避難所や避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

さらに、避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるように、施設名の対空表示に努める。

また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。

第5 避難誘導體制の整備

被災者を安全な場所に迅速適切に避難させるため、平素から特に次のような点に留意して、避難誘導體制の確立を図る。

1 市

発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

なお、防災訓練の実施や避難誘導については、防災マップの作成・配布等により、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう町会・自治会などの地域住民組織や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

さらに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

なお、このマニュアルの作成に関しては、「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）を参考にするとともに、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、改訂する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけてい

く。

第6 広域避難体制の整備

市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第7 住民による事前確認事項

地震による災害の態様は同一ではなく、地域によって、また地震の規模によっても様々である。したがって、住民は地震発生に備え、あらかじめ次の事項を心掛ける。

- 1 避難路、避難場所、避難所を確認しておく。
- 2 避難路上の危険物（ブロック塀等）を把握しておく。
- 3 非常持出品を準備しておく。
- 4 避難行動要支援者の避難を地域住民の協力で行えるよう、避難の際の協力者を決めておく。
- 5 家族で地震発生時の役割分担、避難や連絡方法など行動予定を話し合っておく。
- 6 家具の固定や耐震補強を行っておく。
- 7 近所や地域との交流を深めておく。
- 8 防災訓練等に積極的に参加する。

第8 応急危険度判定体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物及び宅地の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、府及び建築関係団体と連携協力し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、府と連携協力し、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施主体の整備

市は、判定主体として、資器材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第9 応急仮設住宅等の事前準備

府の被害想定調査結果に基づく応急仮設住宅の建設用地確保のため、市は、あらかじめ都市公園、公共空地等の中から、建設候補地の選定に努める。なお当面は下表のとおりとする。

また、災害時には関係団体と連携し迅速に斡旋できる体制の整備に努める。

施設名	所在地	面積
和泉市総合スポーツセンター	下宮町160番地	9,946m ²
和泉市立光明池緑地運動場	光明台三丁目36番1号	15,680m ²
和泉市立光明池球技場	室堂町1066番地	12,600m ²

第10 斜面判定制度の普及啓発

市は、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、斜面判定制度の整備を図るとともに、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第11 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や、罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。とともに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、家屋被害認定調査員のための研修等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

- | | |
|-----|----------------|
| 資料編 | ○ 2-15 避難場所一覧 |
| | ○ 2-16 福祉避難所一覧 |

第7節 緊急物資確保体制の整備

関係機関	公民協働推進室、契約検査室、経営総務課
------	---------------------

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

1 応急給水体制の整備

市は、震災による断水が発生した場合に備え、市内6箇所の配水池に緊急遮断弁を設置し、また市内6箇所の小中学校の耐久性緊急貯水槽を整備し、災害時においても市民が最低限の生活を維持するための水道水を確保できるよう努めている。また、大阪広域水道企業団や近隣市との相互応援協定や日本水道協会への応援要請により応急給水体制を整えることとしている。

(1) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を相互に行うために、市は、日本水道協会、大阪広域水道企業団等と連携した体制を整備する。

(2) 応急給水活動計画の整備

(3) 給水車等の配備、給水用資機材やアルミ缶備蓄水の備蓄及びその情報交換等の体制の整備

2 井戸水による飲用水や生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、飲用水や生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1 食料・生活必需品の備蓄

(1) 重要物資の備蓄

市は、府の地震被害想定に基づく必要量を参考に、次の重要物資を年次的、計画的に備蓄する。

なお、府の地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況は、資料編に掲載のとおりである。

ア アルファ化米、ビスケットなど

市は、要給食者の1食分を備蓄する。

イ 高齢者用食、粉ミルク、液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、哺乳瓶

市は、高齢者用食1食分、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）を1日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

ウ 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。

エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

市は、1日分を備蓄する。

オ 仮設トイレ

市は、男女を配慮し必要量を確保する。

(2) その他の物資の確保

下記の物資については流通備蓄等により、確保体制の整備に努める。

ア 主食（精米、即席麺など）

イ 飲料水（ボトル水など）

ウ 副食（野菜、漬物、菓子類など）

エ 被服（肌着等）

オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

キ 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）

ク 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）

ケ ブルーシート、土のう袋

コ 仮設風呂・仮設シャワー

サ 簡易ベッド、間仕切り等

シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）

ス 棺桶、遺体袋等

2 備蓄・供給体制の整備

(1) 市は、災害に備え和泉市立総合医療センター、和泉市総合スポーツセンター、フュール和泉、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター等の備蓄拠点及び各指定避難所に備蓄倉庫を配備し、分散備蓄を推進し、備蓄拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備に努める。

(2) 定期的に備蓄物資の点検及び更新を行う。

(3) 定期的に流通在庫量を調査しておくとともに、手持ち備蓄物資が不足する場合に備えて、あらかじめ協定等の締結を推進し、食品業者等からの調達体制（共同備蓄や相互融通を含む。）を確立する。

(4) 備蓄箇所の増設に努める。

(5) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

3 住民等による備蓄体制の整備

(1) 市は、住民に対し、それぞれの家族構成・事情に応じた非常食、日用品、医薬品等の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発する。

(2) 市は、病院や入所者のいる社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた非常食、日用品の備蓄を奨励する。

第3 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

資料編 ◦ 2-17 府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況

第8節 ライフライン確保体制の整備

関係機関	都市整備室、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、 関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ(関西支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
------	--

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道

1 取組方針

上水道施設の災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を図ることを目的とする。

2 上水道施設災害予防の取り組み

上水道施設の被害軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

- (1) 施設の整備事業については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。
- (2) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (3) 施設の老朽度に応じ、更新を計画的に推進する。

3 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うためのネットワークを活用する。
- (2) 関係機関との協力体制を整備する。
- (3) 応急復旧マニュアル等を整備する。

4 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

5 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

6 相互応援体制の整備

迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を相互に行うために、市は、日本水道協会、大阪広域水道企業団等と連携した体制を整備する。

第2 下水道

1 計画方針

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

2 下水道施設災害予防の取り組み

災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、雨水、汚水の迅速な排除により低地域の浸水等を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 下水道施設の整備

- (2) 下水道施設の点検・調査
- (3) 下水道施設の改築・修繕
- (4) 電気設備の動力源の確保

3 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

4 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の体制を確保する。

5 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

6 相互応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府を通じ、近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づく相互応援体制及び、日本下水道管路管理業協会からの協定に基づく支援体制等を活用するとともに、他市町村との相互応援体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。

- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
- ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
- イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
- ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
- イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ（関西支社）、 KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社 等）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ確かな応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信疎通確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- 1 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第9節 交通確保体制の整備

関係機関	都市整備室、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)
------	--

鉄道、道路等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

第1 鉄道及びバス路線（西日本旅客鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、南海バス株式会社）

災害時における被害を最小限に防止するため、平素から保線整備及び乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備のほか、危険箇所に対する予防対策について現場間とそれぞれ密接な連絡を行い予防対策に努める。

また、関係施設並びに車体の整備を厳格に行い鉄道及び路線状況を常に点検の上、運行に支障のないよう努めるとともに、災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設

道路施設は、単に交通施設としての機能ばかりでなく、防災上災害発生時における物資輸送及び避難路としても重要な機能を有するので、国・府・市は、各所管する道路について交通の円滑化のために道路の拡幅整備、広域幹線道路・地域幹線道路・補助幹線道路の整備を促進するとともに、防災上主要幹線道路に連係する都市計画道路の整備を図る。

また、市は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、鳳土木事務所及び市内建設業者と連絡体制及び協力体制の整備を図る。また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

第10節 要配慮者支援体制の整備

関係機関	公民協働推進室、人権・男女参画室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、子育て支援室、健康づくり推進室、消防本部、こども未来室、生涯学習推進室、社会福祉協議会
------	---

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備

1 避難行動要支援者支援プラン等の作成

市は、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」及び府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針」

（旧：災害時要援護者支援プラン作成指針）に基づき、次の事項の考え方をもとに「避難行動要支援者支援プラン」を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者同意台帳（両名簿については以下、「名簿」という。）を作成する。

また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、名簿の作成に合わせて、平常時から、個別支援計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者等と調整し、策定することに努める。

(1) 避難支援等関係者になり得る者

避難支援等関係者になり得る者は、町会・自治会、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に限らず、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

(2) 名簿に掲載する者の範囲

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。

要件の設定にあたっては、要介護状態区分、各障がい手帳の等級等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認められる者が支援対象から漏れないようにするための要件を設ける。

以下のア～オに該当し在宅で居住する者を対象とする。

ア 身体障がい者手帳1級・2級（呼吸器以外の内部障がいを除く）

イ 療育手帳A

ウ 精神障がい者保健福祉手帳1級

エ 要介護3・4・5と認定された者

オ 上記のほか、自力で避難所まで移動すること又は避難所の場所を理解することが困難な者で、避難支援等関係者が推薦する者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。その入手方法として、避難行動要

支援者登録申請書兼同意書の提出等に基づいて行う。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについては、避難行動要支援者登録申請書兼同意書にて同意する旨を確認したうえで行う。

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つ。

また、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や(2)の要件に満たない者は、更新時に名簿から削除する。

(5) 名簿情報の適切な管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

以下の事項を徹底する。

ア 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所への名簿の保管等、保管については適切に行うよう指導する。

オ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報の取扱状況を必要に応じ報告させる。

ク 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(7) 避難行動要支援者が円滑に避難の立退きをできるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現を用いた説明により、一人一人に的確に伝わるようにする。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。

エ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

オ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、テレビ、携帯電話等への災害情報の伝達を活用する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2 避難行動要支援者の情報把握

福祉担当や防災担当をはじめとする関係部署や町会・自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

3 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

4 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的避難所）等において、避難行動要支援者の相談や介護等に必要な支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、府と連携し、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を市へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする

【DWAT（ディーワット）】

災害時における、長期避難者の生活機能低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム

5 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保に努め、関係者と密接な連携を図る。

6 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練の実施に努める。

第2 社会福祉施設の取組み

介護保険施設、障がい者支援施設等の施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

第4 外国人に対する防災対策の充実

市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、市内在住の外国人と来市外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や市国際交流協会、国際協力活動

を行うNPO、NGOと連携しながら、多言語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

〈具体的対応〉

1 多言語による相談支援体制の整備

災害時には、原則として地域の避難所への避難で対応するものとしているが、日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人が、日常生活に不安を抱かないように各種関係団体との連携強化及び多言語による相談支援体制の整備に努める。

2 多言語版防災マップの作成

英語等主要多言語による「防災マップ」「パンフレット」を作成する。

3 多言語による情報提供

日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人に対し、災害時に安心して生活できるよう市国際交流協会と連携を図り、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により情報を提供する。

また、気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

4 来市外国人旅行者に対する支援

来市外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトやSNSを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。

また、観光案内所等における多言語での情報提供の充実に努める。

5 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

第5 避難行動要支援者以外の要配慮者に対する配慮

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

資料編	○ 2-16	福祉避難所一覧
	○ 2-18	社会福祉施設一覧

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

関係機関	公民協働推進室、産業振興室
------	---------------

大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、府と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけ、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

道路・鉄道情報の共有について、市は府と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組を行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける。
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資を確保し、男女別のスペースを設置する。
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法を周知する。
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段を確認（家族間であらかじめ決定）する。
- 6 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備する。
- 7 これらを確認するための訓練を実施する。

第2 徒歩帰宅者への支援

市は、府が国・市町村・関西広域連合等と連携しながら進める簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みに協力する。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

関係機関	各課・室共通
------	--------

市は、府や防災関係機関と連携し、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めることとし、これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 住民に対する防災知識の普及啓発

市は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るとともに多言語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。併せて男女共同参画部局（男女共同参画センター）と連携し、研修等を通じた男女共同参画の視点からの防災対応力の強化に努める。

1 普及啓発の内容

風水害、大火、地震など、災害の種別ごとに特徴をとらえ、住民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

(1) 災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等

- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
 - カ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡方法や避難ルールの取り決め等の確認
 - キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
 - ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
 - ケ 地震保険、火災保険の加入の必要性
 - コ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難といった避難情報の発令時にとるべき行動
 - サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
 - シ 警報等発表時や避難指示【警戒レベル4】、高齢者等避難【警戒レベル3】といった災害情報の発令時にとるべき行動
- (3) 災害時の行動
- ア 身の安全の確保方法
 - イ 情報の入手方法
 - ウ 気象予警報や避難情報等の意味
 - エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
 - オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
 - カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - キ 避難行動要支援者への支援
 - ク 初期消火、救出救護活動
 - ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - コ 避難生活に関する知識
 - サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発内容は、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮するなど、多様できめ細やかな内容とする。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 防災教育

市は、次の学校教育活動等を通じて、防災に関する必要な知識の普及及び意識の啓発に努める。

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の実施に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ 災害等についての知識
- オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

2 消防団等による防災教育

消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 自主防災体制の整備

関係機関	公民協働推進室、消防本部
------	--------------

市は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少・高齢化社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市町村の取組みを支援する。

なお、地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更を提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合には、初期における対応が重要であるが、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、市を始め防災関係機関の防災活動が十分に即応できない事態が予想されることから被害の防止又は軽減を図るには、地域住民等による組織的な防災活動が必要である。

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、町会・自治会と連携を図り自主防災組織の育成に助成、援助を行う。

また、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を努める。

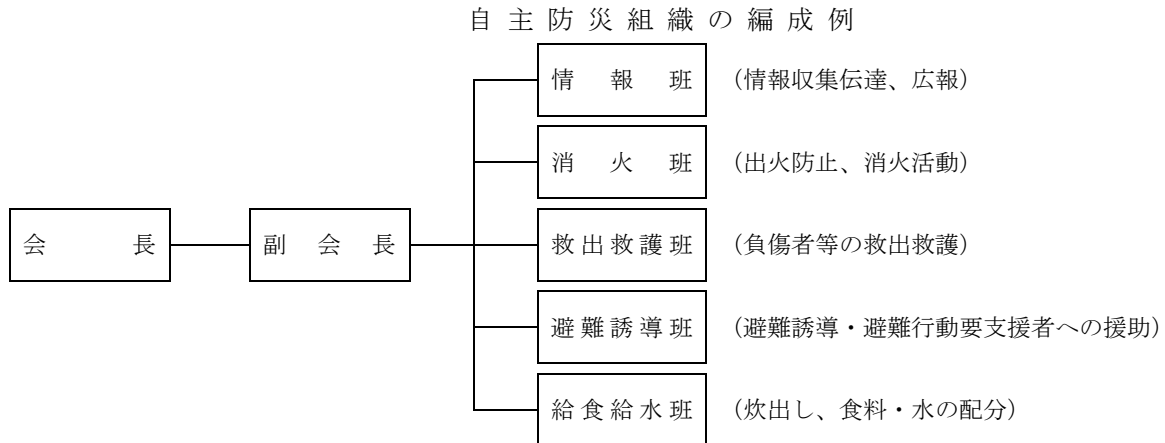
さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもの参画の促進に努める。

1 組織編成及び活動内容

(1) 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ平常時の活動と災害時

の活動内容を定める。



(2) 活動内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
① 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など） ② 災害発生の未然防止（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など） ③ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など） ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など） ⑤ 復旧・復興に関する知識の習得	① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など） ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など） ③ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など） ④ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など） ⑤ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

2 育成方法

災害時の迅速、的確な防災行動力を身につけるには、自主防災組織の各人が、平素から初期消火、救出・救護等の発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておく必要がある。

このため、市は、地域の実情に応じた自主防災組織の育成等に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 防災資機材の整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (5) 初期消火防災訓練、応急手当訓練の実施

3 各種組織の活用

地域の住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、町会・自治会を中心に自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを推進する。

第3 事業所による自主防災体制の整備

市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
① 事業継続計画（BCP）の作成・運用 ② 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など） ③ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など） ④ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など） ⑤ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など） ⑥ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）	① 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など） ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など） ③ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など） ④ 情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など） ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

2 啓発の方法

市は、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する立入検査の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

関係機関	公民協働推進室、福祉総務課、社会福祉協議会
------	-----------------------

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市は、府及び社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等と連携して、社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置／運営マニュアル」等を活用し、相互に協力するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第1 受入れ窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

第2 事前登録

市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、「災害時におけるボランティア活動事前登録カード」を利用して、事前登録を行う。

第3 ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

第4 ボランティア活動の普及・啓発

市は、府及び社会福祉協議会と協力して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動が行えるよう、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

第5 NPOとの連携

市は、日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。

また、市と社会福祉協議会、NPO・ボランティア等で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う環境の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

資料編	○2-19	災害時におけるボランティア活動事前登録カード（団体用、個人用）
-----	-------	---------------------------------

第4節 企業防災の促進

関係機関	公民協働推進室、産業振興室
------	---------------

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

ア 防災体制の整備

イ 従業員の安否確認体制の整備

ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

エ 防災訓練

オ 事業所の耐震化・耐浪化

カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

キ 予想被害からの復旧計画の策定

ク 各計画の点検・見直し

ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 市

市は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓

発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに商工会議所等と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化

関係機関	政策企画室、公民協働推進室、生活環境課、産業振興室、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、文化遺産活用課、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(関西支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本放送協会、泉北環境整備施設組合
------	---

市は防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表とともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、市は農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設の有効活動を図り防災空間を確保する。

1 不燃化対策

市街化区域内の建ぺい率60%以上の地域については、市として市街地における火災の危険を防除するため、原則として準防火地域の指定を促進し、耐火・準耐火建築物への誘導を図り、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。

2 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の整備に努める。

都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」(建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修)、「大阪府防災公園整備指針」(大阪府土木部)及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」(大阪府土木部公園課)を参考に、一時避難地や広域避難地としての機能が確保されるように努める。

(1) 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園(面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。)の整備に努める。

(2) 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難するおおむね面積1ha以上の都市公園の整備に努める。

(3) 災害救助活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園(後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園)として黒鳥山

公園の整備に努める。

3 道路・緑道の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路を整備する。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

また、市は、市内交通の円滑化と各拠点ゾーンを一体的に結びつけるため、幹線道路をはじめとする道路の必要性を十分検討し、また新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大、緑道の整備等を行い、道路の避難路、延焼遮断空間としての機能の強化に努める。

4 市街地緑化の推進

緑地や並木は、火災の延焼遮断機能を有しており、公共・公益施設や民有地での緑化推進に努める。

5 農地の活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度を推進するなど、農地を活用したオープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設整備の推進

防災機能を強化するため、府と連携し、道路、公園、河川、ため池等都市基盤施設に災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

1 道路網整備の推進

道路網は災害時を考慮し、有効な配置及び幅員等を十分検討し計画する。また、整備にあたっては、効率的、効果的に都市計画道路の整備を推進する。

2 公園等における防災機能の充実

都市公園の緑地は、地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、火災の延焼を防ぐ役割を担っており、環境面だけではなく防災上の観点からも緑地の保全を図る。

また、災害発生時における避難場所及び応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、災害応急対策に必要となる施設の整備に努める。

3 河川・水路・ため池における防災機能の強化

河川や水路については、機能面の整備だけではなく、親水性を持った改修を行うとともに、ため池の耐震対策を推進し、災害時の消防用水、生活用水としての活用を図る。

第3 建築物の安全性に関する指導等

市は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。

1 ブロック塀の倒壊防止

市は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図る。

2 ガラス、看板等の落下防止

多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止の安全対策や看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

3 家具等転倒防止

市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するた

め、広報紙、パンフレット等の配布を通じて、住民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

4 避難所・避難路対策

避難所・避難路の整備にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に準じて、要配慮者を考慮し、車椅子でも通行できる段差解消などに努めるほか、避難所内での行動に支障のないよう配慮する。

第4 文化財の保護

- 1 市は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、住民に対し講演会、特別展の開催等により文化財保護について啓発活動を行う。
- 2 所有者、管理責任者は、文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置する。また、常に文化財の現状を把握し、弛緩、損傷、摩耗等を発見したときは、速やかに修復する。
- 3 火災に備えて、自動火災報知設備、消火栓等の消防用設備等の整備を推進するとともに、消火器を要所に備え付ける。
- 4 台風時には、特に劣弱な部分の応急補修を施し、万全を期する。
- 5 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進をする。

第5 ライフライン施設の災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 浄水場・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 急性期医療機関等、その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新を計画的に推進する。

2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の保全に努める。

- (1) 下水道施設の新設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 下水道施設の点検・調査にあたっては、不具合の発生確率や被害規模（影響度）を考慮し優先順位を定め、進めを進める。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規程等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ（関西支社）、 KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社 等）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨、洪水、津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
 - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。
 - ウ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。
 - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現用化
災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
 - ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。
- (2) 共同溝については、特に、市域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
- (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理（市、泉北環境整備施設組合）

- (1) し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理（市、泉北環境整備施設組合）

- (1) ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (3) あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (4) ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等処理（市、泉北環境整備施設組合）

- (1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示すよう努める。
- (2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (4) 災害廃棄物に関する情報等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

-
- (5) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

資料編 ◦ 2-20 市内指定文化財一覧

第2節 地震災害予防対策の推進

関係機関	公民協働推進室、産業振興室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課
------	--

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導に努めるなど、次の対策を推進する。

第1 地震防災対策の推進

市は、府が作成した新・地震防災アクションプランに基づき、必要となる地震防災対策を推進する。

第2 建築物の耐震対策の促進

市は、「和泉市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を中心に、耐震診断及び必要な耐震改修の推進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

1 建築物の耐震化の推進

市は、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市内建築物の耐震診断及び改修を促進することにより耐震性に対する安全性の向上を図る。

(1) 公共建築物の耐震化

ア 公共建築物について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、各々が定める計画に基づき耐震改修の計画的な実施に努める。

イ 公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。また、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修の実施に努める。

ウ 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

エ ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策を図る。

オ 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 民間建築物の耐震化

ア 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する。また、府と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、町会・自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。さらに、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震診断、設計、改修及び除却補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

イ 病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

ウ ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

エ 市は、施設管理者に対し、非構造部材の脱落防止等の落下物対策等の促進を図る。

第4 土木構造物の耐震対策等の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的考え方

(1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、次の地震動をともに考慮の対象とする。

ア 供用期間中に1~2度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

(2) 構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また、高いレベルの地震動に対しても人命に影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

(3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

(4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

(5) 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設

事業者は、高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

(1) 道路の防災補修工事

道路の法面及び路体等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。

(2) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、橋梁の耐震基準「道路橋示方書」により定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、必要に応じて補修等対策工事を行う。

(3) 横断歩道橋の整備

震災時において横断歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、必要に応じて整備する。

4 河川施設

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、堤防、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、府と協力して耐震性の向上に努める。

5 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

市は、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

(2) 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図っている。

市は、この地震防災緊急事業五箇年計画を中心として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。計画対象事業は、次のとおりである。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設又はヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 7～10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- 12 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 13 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 14 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 15 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 16 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 17 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 18 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 19 1～18に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

資料編 ◦ 2-21 和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

第3節 津波災害予防対策の推進

関係機関	公民協働推進室、都市整備室
------	---------------

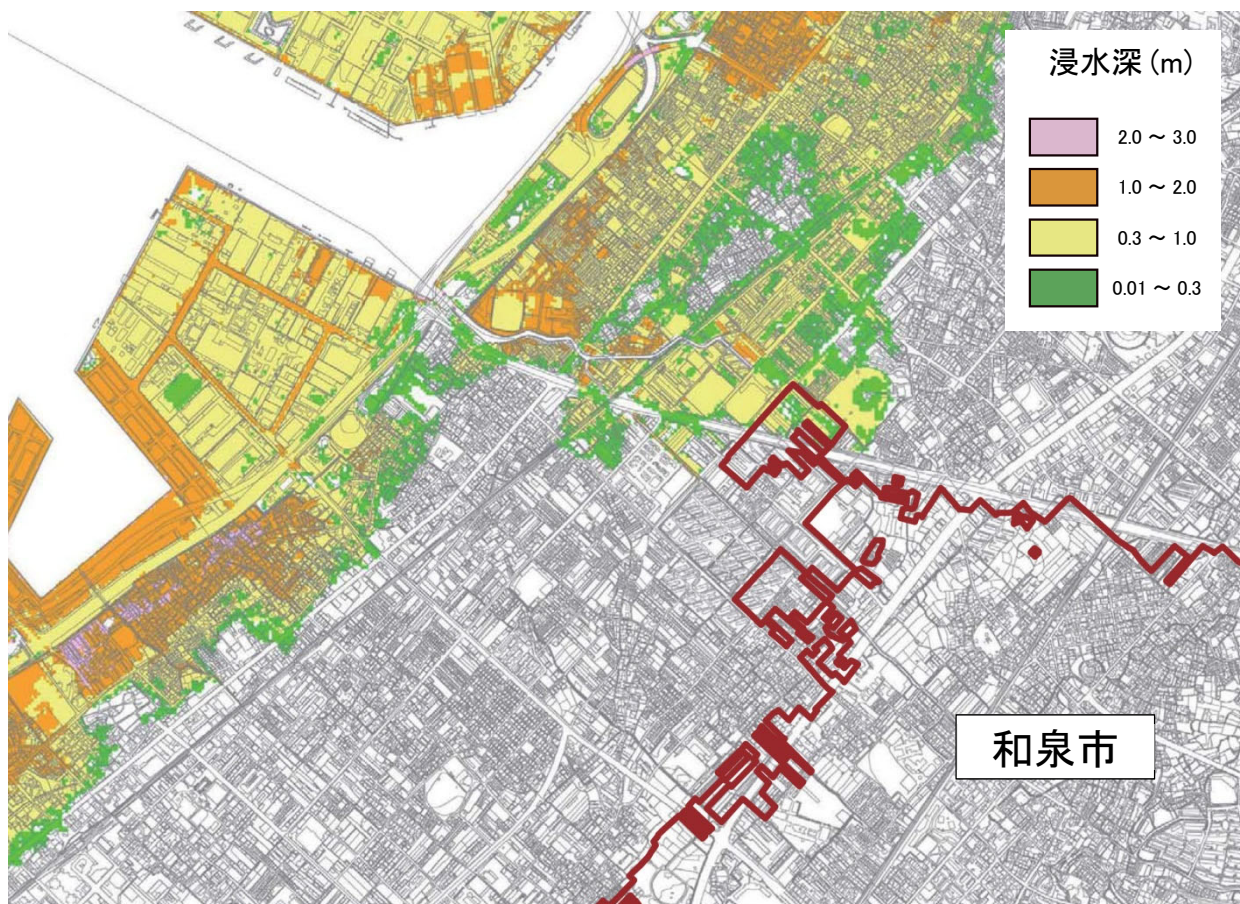
第1 想定される津波浸水域と対策の基本的考え方

府が平成25年度に実施した南海トラフ巨大地震の想定津波浸水域は次図に示すとおりであり、本市では、葛の葉町三丁目の一部区域（約2ha）が浸水することが想定されている。

したがって、当該地域を中心に、府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るなどのソフト対策を講じる。

また、最大クラスの津波発生時は、近隣の沿岸市町からの避難者が多く発生することが想定されることから、府や沿岸市町と連携し、市域外の津波避難者の受入れ対策を講じておく。

図 南海トラフ巨大地震の津波浸水域



第2 津波から「逃げる」ための総合的な対策

市は、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路を確保するなど、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

1 津波に対する知識の普及・啓発

(1) 津波に対する基本的事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所（垂直移動）や標高の高い地域（水平移動）に避難すること
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること

(2) 教育機関における防災教育

旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育の実施に努める。

(3) 住民等への普及・啓発

- ア 府の津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。
- イ 津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討するとともに、府は作成に際しては技術的支援を行う。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- ウ 今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所や避難路の位置などをまちの必要な場所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取り組みを行う。

2 津波避難誘導

市は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた「津波避難等マニュアル」を作成する。

3 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市は、府、近隣市町、防災関係機関等と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練の実施に努める。

4 避難関連施設の整備

(1) 避難場所の整備

市は、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者

の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(2) 避難路等の整備

市は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

第3 避難者受入れ計画の策定

市は、市域外の沿岸市町からの津波による避難者を受入れることを想定し、津波避難者受入れ計画を策定するよう努める。

第4節 水害予防対策の推進

関係機関	産業振興室、都市整備室、土木維持管理室、下水道整備課
------	----------------------------

本市域内における主要河川及び多数のため池等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 洪水対策

1 河川改修

本市域における河川の実態を常に把握し、緊急性の高いものから計画的に改修事業の実施に努めるとともに、府管理河川についても、決壊又は氾濫防止に万全を期する。

なお、市の河川改修状況は、資料編に掲載のとおりである。

(1) 準用河川

10年に一度の降雨（1時間雨量約50mm）に対応できるよう整備を進める。

(2) 普通河川

緊急度の高い箇所について、護岸の整備を進める。

2 水路の整備

市内密集地及び宅地内における浸水は、水路等に破棄されたゴミ等に起因することが多いことから、地域住民に対し意識向上の啓発活動を実施するとともに、市はその整備事業の実施に努める。また、土地改良区、水利組合等の協力を得て危険箇所の把握を行う。

3 老朽ため池の整備

台風や局地的集中豪雨からの浸水被害の軽減を図るため、ため池の洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を促進するとともに、定期的のため池の調査を行い、老朽ため池の実態把握に努める。また、ため池管理者に対し適正な維持、管理について啓発指導にあたりるとともに、危険なため池の改修、また防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する等ため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

なお、本市のため池の現況は、資料編に掲載のとおりである。

4 道路面の溢水防止対策

豪雨又は溢水防止対策による道路面の流水を防止して交通の確保を図るため、低地帯の道路については、統計的な冠水の程度に応じて工事時又は補修時にかさ上げをしたり、また雨水の一時貯留や浸透性舗装の採用など流出量を抑制する施策を講じ、順次冠水道路の解消に努める。

5 湛水防除事業の推進

農地内の湛水による被害を防止軽減するため、ポンプその他の整備、排水施設の改良・整備、ため池堤防の強化等を推進する。

第2 水害減災対策

洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位の到達情報の発表、水防警戒の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示等の各種情報を活用しながら、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知することとしている。

市には、大津川・榎尾川、牛滝川の洪水予報が通知される。

発表単位	河川名		延長 (km)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	基準点
大津川・ 榎尾川	大津川	牛滝川、榎尾川合流 点から海	2.6	1.75	1.90	2.20	川中橋
	榎尾川	父鬼川合流点から大 津川合流点	15.1				
牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先 稲葉橋下流端 から大津川合流点	7.3	1.25	2.20	2.30	山直橋

(2) 水防警報

府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行うこととしている。

市には、榎尾川の水防警報が発表される。

河川名		区域	延長 (km)	氾濫 注意水位 (警戒 水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (洪水特 別警戒 水位) (m)	対象 量水標	
榎尾川	左岸	和泉市三林町 地先(川中橋下 流端)から大津 川合流点まで	8.8	1.75	1.90	2.20	上流域	川中橋
	右岸	同上		2.50	3.00	3.45	下流域	桑原大橋

(3) 浸水想定区域における円滑迅速な避難の確保

ア 市は、浸水想定区域の指定がある大津川・榎尾川、牛滝川について、ハザードマップ等により浸水想定区域を住民に周知するとともに、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。なお、現在定めている内容は資料編に掲載のとおりである。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域内の主として要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地
- ・名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

イ 上記アによりその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画(「避難確保計画」)を

作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。

2 洪水リスクの開示

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

3 洪水リスクの周知及び利用

市は、府より公表されている河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深等について、その洪水リスクを住民にわかりやすく周知させるため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

なお、市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用する。

5 水防と河川管理等の連携

(1) 府及び市は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3 下水道の整備

市街地の浸水被害の防止軽減を図るため、下水道の整備による浸水対策に努める。

また、内水氾濫の対策として、内水ハザードマップの公表を行い、居住する地域の災害リスクや、住宅の条件を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

第4 調査点検

地域内の災害危険区域を調査し、実情を把握するため関係機関と協力し、科学的な立場から実態調査を行い防災の万全を期する。

- | | | |
|-----|---------|-------------------------------|
| 資料編 | ◦ 2-2-2 | 河川改修の現況 |
| | ◦ 2-2-3 | 浸水想定区域内（土砂災害警戒区域等含む）の要配慮者施設一覧 |
| | ◦ 2-2-4 | 一般防災関係重要水防区域 |
| | ◦ 2-2-5 | ため池の現況 |

第5節 土砂災害予防対策の推進

関係機関	公民協働推進室、産業振興室、建築・開発指導室、都市整備室、消防本部
------	-----------------------------------

市は、土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、地域住民への周知徹底に努める。

また、災害発生時において円滑に避難活動等を実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域）等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

なお、本市にある土砂災害警戒区域等は、資料編に掲載のとおりである。

1 警戒避難体制等

市は、府が指定した土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した地域版ハザードマップの作成及び配布その他必要な措置を講じる。また、警戒区域内に主として要配慮者利用施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

なお、警戒区域ごとの土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項及び警戒区域内にある主として要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法は、資料編に掲載のとおりである。

2 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施し、当該危険区域（箇所）についての的確に把握する。

3 防災知識の普及等

市及び関係機関は、地域住民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。また、特に土砂災害警戒区域に係る地域については、災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

4 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努

めるものとする。

第2 土石流危険渓流等対策

1 土石流危険渓流の箇所

土石流危険渓流の被害の生じるおそれがある土石流危険渓流（Ⅰ）とは、土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を及ぼすものをいう。また、1戸以上5戸未満の人家に被害を及ぼすおそれがあるものを土石流危険渓流（Ⅱ）、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれるものを土石流危険渓流（Ⅲ）（土石流危険渓流に準ずる渓流）という。

本市にある土石流危険渓流は、資料編に掲載のとおりである。

2 土石流危険渓流の把握

- (1) 土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- (2) 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
- (3) 市は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。
- (4) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第3 地すべり対策

1 地すべり危険箇所の把握

(1) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所とは、過去に地すべりが発生、又は地形、地質等により地すべりのおそれがあるとされた箇所である。

市内にある地すべり危険箇所は、資料編に掲載のとおりである。

(2) 地すべり防止区域

地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき指定された区域は、資料編に掲載のとおりである。

2 対策事業の整備等

- (1) 市は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。
- (2) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。
- (3) 市は、府及び関係機関と連絡を密にして、地すべり防止区域・地すべり危険箇所での地すべり対策事業の実施を推進する。
- (4) 府、地方整備局は地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発の原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。

第4 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険区域

本市の、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に基づき指定された危険区域は資料編に掲載のとおりである。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）とは、崩壊するおそれのある急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者利用施設に危険が生じるおそれのある土地の区域をいう。また、前述の地形を有し対象人家が1戸以上5戸未満の土地の区域を急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域を急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）（急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面）という。

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編に掲載のとおりである。

3 対策事業の整備等

- (1) 市は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。
- (2) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。
- (3) 市は、府及び関係機関と連絡を密にし、急傾斜地崩壊危険箇所での崩壊防止工事の実施を推進する。

第5 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいう。

市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、住民への周知に努める。

本市にある山地災害危険地区は、資料編に掲載のとおりである。

第6 宅地防災対策

市は、人口増加による丘陵地等における宅地開発に伴い、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の規定により、宅地造成工事規制区域を指定し、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。

本市で指定されている宅地造成工事規制区域は、3,998ha（令和2年4月1日現在）である。

また、府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

資料編	○2-26	土石流危険溪流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧
	○2-27	急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧
	○2-28	土砂災害警戒区域内の要配慮者施設及び警戒避難体制一覧
	○2-29	地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧
	○2-30	山地災害危険地区一覧
	○2-31	土砂災害用語の定義

第6節 危険物等災害予防対策の推進

関係機関	環境保全課、健康づくり推進室、消防本部
------	---------------------

市及び消防本部は、関係機関と連携して、適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏洩、放射性同位元素による被曝等による災害発生の未然防止及び拡大防止を図る。

第1 現況

本市における危険物施設、高圧ガス関係事業所、毒物劇物事業者及びその他消防活動上支障のある物質の貯蔵施設の現況は、資料編に掲載してある危険物施設一覧のとおりである。

第2 危険物災害予防対策

1 規制

- (1) 立人検査及び保安調査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立会いを徹底させる。
- (3) 防災関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。
- (3) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

第3 高圧ガス災害予防対策

消防本部は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、関係行政機関との連携の下に、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

高圧ガス取扱等従事者に対し、自主保安管理の向上のため、高圧ガス保安協会や大阪府高圧ガス安全協会等が実施する法定講習等を受講するよう指導する。

4 啓発

高圧ガス保安活動促進週間において立入検査の実施、啓発ポスターの配布等関係者の保安の意識の高揚を図る。

第4 火薬類災害予防対策

消防本部は、火薬類等による災害の発生及び拡大を防止するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、関係行政機関との連携の下に、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 「大阪府火薬類保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第5 毒物、劇物災害予防対策

府は、毒物、劇物による危害を防止するため、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図っている。

市及び消防本部は、府が実施する予防対策に協力する。

第6 管理化学物質災害予防対策

府は、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「生活環境保全条例」という。）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例をはじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

市及び消防本部は、府の実施する予防対策に協力する。

第7 放射性同位元素災害予防対策

放射線災害を防止するため、市、消防本部及び防災関係機関並びに放射性同位元素に係る施設の設置者は、次の事項を推進する。

放射性同位元素の使用者は、施設及び設備を常に法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規程等の整備、保安組織の確立、従業者等の教育・訓練の励行等、放射線障害の防止に万全を期する。また、施設の倒壊などにより放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に周知するとともに、避難対策を実施する。

また、消防本部は、放射性同位元素を業務として貯蔵又は取り扱おうとする者の把握に努めるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

資料編 2-32 危険物施設一覧

第7節 火災予防対策の推進

関係機関	産業振興室、建築・開発指導室、消防本部
------	---------------------

市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物、地下街における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(1) 火災立入検査の強化

消防本部は、市内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法（昭和23年法律第186号）第4条、第4条の2に基づく立入検査を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

消防本部は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取扱いの監督、収容人員の管理

エ その他防火管理上必要な業務の実施

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防本部は、多数の者が利用する防火対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

消防本部は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 住民、事業所に対する指導、啓発

消防本部は、住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(6) 定期報告制度の活用

市は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物

市及び消防本部は、高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高さが31mを超える建築物

(2) 防災計画書の作成指導

原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第2 林野火災の予防

市及び消防本部は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

林野の関係者に対し、火災の予防上適正な管理と火入れその他火気取扱い作業時等における諸遵守事項を確実に履行するよう指導するとともに、ハイカー等の入山者に対しては、防火標識、標柱等を所要位置に設置し、防火意識を喚起させるほか、林野火災発生危険期には、期間を設定し、巡視を実施し、林野火災防止に努める。

(2) 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、資機材の整備と備蓄を推進する。

ア 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等作業用機器

イ 消火薬剤等の備蓄

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 2 災害時における各課・室職員の担当事務の周知 3 災害対策本部を設置する前 ⇒ 災害警戒本部により対応 4 災害対策本部の設置場所 ⇒ 市庁舎内 (状況に応じ現地災対本部設置) 5 時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立 6 本部内の事務の片寄り ⇒ 集約(本部事務局) ⇒ 各部へ応援要請	各課・室、各関係機関共通

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「和泉市災害応急対策実施要領」の定めるところによる。

第2 市の組織体制

1 事前活動

危機管理監は、災害発生のおそれがある気象予警報等が発令されたときは、関係部長と協議の上、情報活動など必要な事前活動を行う。

2 災害警戒本部の設置

防災担当副市長は、次の設置基準に該当する場合には、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
①気象予警報の発表により災害発生のおそれがあるとき。 ②小規模災害が発生したとき。 ③市域に震度5弱(注)の地震が発生したとき。 (自動設置) ④東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき。 ⑤その他市長が必要と認めたとき。	①市の地域において災害発生のおそれが解消したとき。 ②災害応急対策がおおむね完了したとき。 ③災害対策本部が設置されたとき。 ④その他市長が認めたとき。

(注) 市域の震度とは、勤務時間にあつては市庁舎に設置した震度計が示す震度、勤務時間外にあつてはテレビ、ラジオ等で放送される大阪管区气象台発表の「和泉市」又は「隣接市町」の震度をいう(以下同じ)。

(2) 災害警戒本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 防災担当副市長 副本部長 他の副市長、教育長 本部員 参与及び全部長級職員 ＊状況に応じ副本部長、本部員を限定する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、全構成員が自主的に参集する。	①情報の収集、伝達に関する事。 ②職員の配備体制に関する事。 ③災害対策本部の設置に関する事。 ④その他災害応急対策の実施に関する事。

(3) 設置場所

災害警戒本部は、市庁舎内に設置する。

なお、原則は本館3階会議室【災害対策本部】とするが、状況により変更する。

3 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
①市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 (自動設置) ②中規模又は大規模な災害が発生したとき。 ③市域に特別警報が発表されたとき。 ④その他市長が必要と認めたとき。	①災害応急対策がおおむね完了したとき。 ②その他災害対策本部長が認めたとき。

(2) 災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 市長 副本部長 防災担当副市長、他の副市長、教育長 本部員 参与及び全部長級職員	①情報の収集、伝達に関する事。 ②職員の配備体制に関する事。 ③府及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 ④関係機関に対する応援又は派遣要請に関する事。 ⑤災害救助法の適用に関する事。 ⑥現地災害対策本部の設置に関する事。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関する事項

(3) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎内に設置する。

なお、原則は次の順位で設置場所を検討するが、状況により変更する。

第1順位…本館3階会議室【災害対策本部】

第2順位…別館3階会議室(予定)

ただし、庁舎が被災し、庁舎以外に設置したときは、関係機関に対し連絡する。

4 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害の状況に応じ、応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要があると認めるときは、被災地近接の適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
災害対策本部長が必要と認めるとき。	①災害応急対策がおおむね完了したとき。 ②その他災害対策本部長が認めるとき。

(2) 現地災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 災害対策本部長が指名 副本部長 〃 本部員 〃	①情報の収集、伝達に関すること。 ②現地における関係機関及び災害対策本部との連絡調整に関すること。 ③職員の配備体制に関すること。 ④現地の災害応急対策の実施に関すること。 ⑤その他必要な事項

第3 市の動員配備体制

1 職員の配備基準配備体制

(1) 事前配備

危機管理監は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する。

配 備 名	配 備 基 準	配 備 体 制
事前配備	①災害発生のおそれがある気象予警報により、情報活動の必要があるとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③南海トラフ沿いで異常な現象が観測されたとき。 ④市域に震度4の地震が発生したとき。 ⑤その他市長が必要と認めるとき。	気象予警報等の情報収集、伝達及び状況に応じ災害応急対策活動の準備に必要な体制

(2) 警戒配備（原則として災害警戒本部設置）

防災担当副市長は、次の配備基準に該当する場合には、市長の指示により「風水害警戒配備」又は「震災警戒配備」を指示する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、自動配備とする。

配 備 名	配 備 基 準	配 備 体 制
風水害警戒配備	①気象予警報の発表により災害の発生が予想されるとき。 ②小規模災害が発生したとき。 ③その他市長が必要と認めるとき。	気象情報、災害情報の収集、伝達及び状況に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
震災警戒配備	①市域に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）。 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき ③その他市長が必要と認めるとき。	被害情報等の収集、伝達及び被害状況又は予想される被害に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制

(3) 非常配備（原則として災害対策本部設置）

市長は、必要に応じて次の配備を指令する。ただし、市域に震度5強以上の地震が発生したときは、自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制
非常配備 A号	①中規模災害が発生したとき。 ②小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、おおむね職員の1/3を動員する。
非常配備 B号	①中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ②その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、おおむね職員の2/3を動員する。
非常配備 C号	①市域に震度5強以上の地震が発生したとき。（自動配備） ②市域に特別警報が発表されたとき。 ③大規模災害が発生したとき。 ④その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、全職員を動員する。

2 勤務時間外における職員の動員体制

(1) 緊急連絡網の整備等

職員の緊急連絡網を常に整備しておくとともに、市長が必要と認めたときは、あらかじめ「自宅待機」を指示することにより、配備指令等の情報伝達の迅速化を図る。

(2) 初期活動に係る動員体制

市域に震度5強以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づく「災害対策本部事務局職員」、「避難所担当職員」が参集するまでの間、初期活動としての災害応急対策を実施するため、市長は、市庁舎周辺に居住する職員のうちから「緊急対策員」をあらかじめ指名し、また、教育長は、教職員等のうちから「緊急避難所員」をあらかじめ指名する。

なお、緊急対策員が参集するまでの間は、消防本部が情報の収集伝達、府及び防災関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 職員の自主参集

職員は、和泉市災害応急対策実施要領に基づき、風水害及び震災の規模に応じて自主参集を行う。この場合、上記(2)の「緊急対策員」及び「緊急避難所員」に指名された職員は、下表のとおり参集する。

要員	参集場所	震災（地震）	風水害
緊急対策員 （市職員）	市役所・災害対策 （警戒）本部	市内に震度5強以上の地震が発生したとき （自主参集）	気象警報等の発令により災害対策（警戒）本部から指示があるとき （指示参集）
緊急避難所員 （教職員）	各小・中学校	市内に震度5強以上の地震が発生したとき （自主参集）	

(4) 自動配備の徹底

職員は、勤務時間外において地震が発生したときは、速やかにテレビ、ラジオ等により震度情報を把握し、迅速な参集が行えるよう常日頃から心がける。

また、市長は、東海地震注意情報を受けたときは、その後の配備指令を迅速かつ的確に伝達するため、必要に応じ、あらかじめ「自宅待機」を指示する。

第4 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第5 大阪府現地災害対策本部との連携

市及び防災関係機関は、市域内に大規模な災害が発生し、府の現地災害対策本部が設置された場合には、相互に連携し災害応急対策の実施にあたる。

第6 継続勤務体制の確立

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な継続勤務体制の整備を図る。

- | | | |
|-----|-------|------------------------|
| 資料編 | ○ 3-1 | 和泉市災害対策（警戒）本部の機構及び事務分掌 |
| | ○ 3-2 | 和泉市職員動員配備体制一覧 |
| | ○ 3-3 | 和泉市防災会議条例 |
| | ○ 3-4 | 和泉市防災会議委員一覧 |
| | ○ 3-5 | 和泉市災害対策本部条例 |

第2節 自衛隊の災害派遣

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 派遣要請先 [通常] ⇒ 知事 ⇒ 自衛隊 [通信途絶時] ⇒ 直接、自衛隊に通知 2 派遣要請事項 ⇒ ①災害状況及び派遣要請理由、②派遣希望期間、 ③派遣希望区域及び活動内容、④その他参考事項 3 受入れ体制の整備 ⇒ ①必要資機材、②現場責任者の選定、③宿営予定地、 ④駐車場 4 ヘリポートの選定 ⇒ ①被災地との位置、 ②ヘリポート及び道路の被災状況の把握	公民協働推進室 自衛隊

第1 計画の方針

住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2 実施責任者

知事に対する自衛隊の派遣要請の要求は、市長が行う。

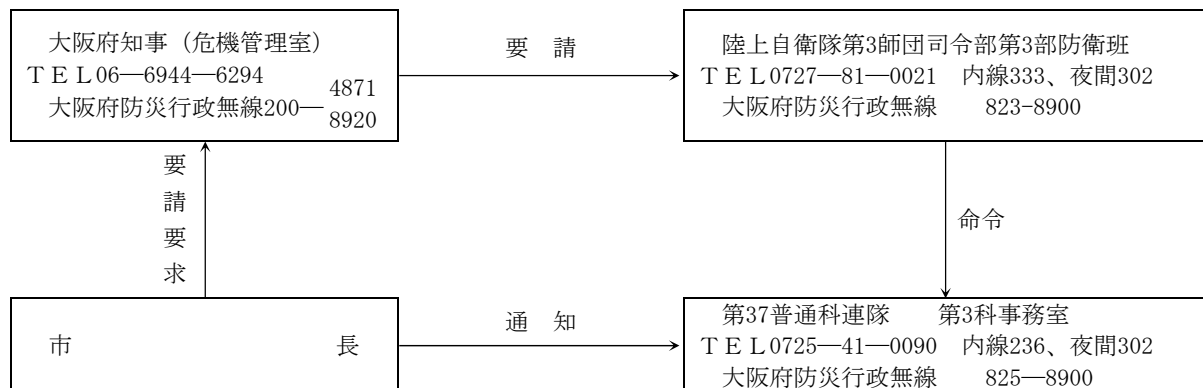
第3 災害派遣要請基準

本市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお応急措置の万全を期し難い場合、又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に知事に対して派遣要請の要求を行う。

第4 災害派遣要請手続

- 1 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に和泉警察署、消防本部等の関係機関と協議の上、知事に派遣要請の要求を行う。
- 2 知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 3 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

派 遣 要 請 系 統 図



第5 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

1 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、和泉警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2 防衛省施設の近傍等における災害派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。

第6 派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を確立する。

- 1 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。
- 2 派遣部隊の到着場所、駐車場等については、あらかじめ和泉警察署と協議の上、適地を選定する。
- 3 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現地責任者を選定し、府の現地連絡責任者とともに、自衛隊現場指揮官と協議の上、作業の推進を図る。
- 4 自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- 5 災害に際し、ヘリコプターの要請を行った場合は、被災状況に応じヘリポートを選定する。本市の災害時用臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

第7 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

区 分	活 動 内 容
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第8 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収の要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

資料編 ◦ 2-13 災害時用臨時ヘリポート一覧
◦ 3-6 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応援要請先 (1) 府、(2) 近隣・遠隔地市町村、(3) 指定地方行政機関 2 連絡窓口 ⇒ 本部事務局(市長公室) 3 受入れ体制の確立 ⇒ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等 4 応援部隊活動拠点 ⇒ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部	公民協働推進室 消防本部

第1 計画の方針

災害に際して、本市のみでは対応が不十分な場合には、災害対策基本法等の関係法令や和泉市災害時受援計画及び相互応援協定等に基づき、府、近隣・遠隔地市町村等に対して応援及び職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期する。

第2 実施責任者

府、近隣・遠隔地市町村等への応援要請は、市長が行う。

第3 応援の要求等

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援部隊を要請するものである。なお、応援に要した費用(交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費)等については、本市が負担し、応援部隊は本市の指揮の下に入る。

1 知事に対する応援の要求又は実施の要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して文書により応援の要求又は実施の要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

2 他市町村に対する応援の要求

災害対策基本法第67条に基づき他市町村長に対して文書により応援の要求を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

3 応援要請基準

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要求又は実施の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
- (2) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

4 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

第4 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応できない場合は、府、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1 府、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。なお、その場合の手続きは、次の事項を記載し文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員派遣の斡旋要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、災害対策基本法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

第5 緊急消防援助隊の派遣要請

市の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第6 応援受入れ体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市長は、府及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を本部事務局に定める。

2 受入れ体制の確立

市長は、府及び他市町村等からの応援を速やかに受入れ、また、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ体制を確立する。

また、特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、和泉警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 応援部隊の活動拠点

市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部等の中から災害の状況に応じて設定する。

第7 災害相互応援協定

本市は、泉州地域災害時相互応援協定、大阪府下広域消防相互応援協定、大阪府南ブロック消防相互応援協定をはじめ、広域的な災害相互応援を協定している。

第8 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、府及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

第9 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第4節 災害緊急事態

関係機関	各課・室共通
------	--------

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、府と連携して応急対策を推進し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 気象予警報の伝達システムの周知徹底 2 通信途絶時の備え（ラジオ等の配備） 3 異常現象受報時の関係機関・地域住民への周知	各課・室共通

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第2 気象予警報

1 大阪管区气象台が発表する気象予警報

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

注意報、警報の種類及び基準は次のとおりである。

(1) 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村ごとに発表される。

種 類	発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報 雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合（関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 11 ○土壌雨量指数基準 99
	大雪注意報 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が100m以下になると予想される場合。

種	類	発	表	基	準
気象注意報	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。 ※雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。			
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。			
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが50cm以上あり、大阪管区気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。			
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。			
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。			
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。			
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 松尾川流域=8.4 ○複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値 松尾川流域=（5、4.5）、槇尾川流域=（8、9.9） ○指定河川洪水予報による基準 大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]			

(2) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村ごとに発表される。

種	類	発	表	基	準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合（関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。			
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。			
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 22 ○土壌雨量指数基準 127			
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。			

種	類	発	表	基	準
地面現象 警報☆	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 松尾川流域=10.6 ○複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値 松尾川流域=（8、14） ○指定河川洪水予報による基準 大津川水系大津川・榎尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]			

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。

注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（泉州）」や「大阪府」を用いられる場合がある。

（3） 特別警報

気象現象等により尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村ごとに発表される。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表される。

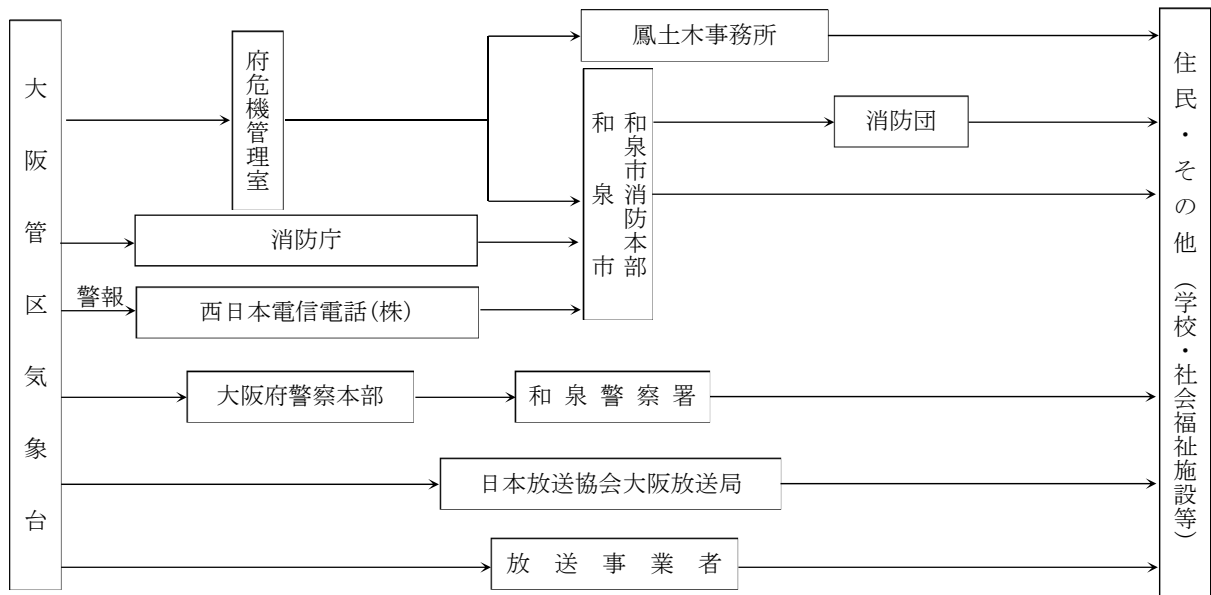
注2 以下の現象についても特別警報に位置付けられる。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

（4） 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表される。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

(5) 気象予警報・特別警報等の関係機関への伝達経路



注) 特別警報の場合、市から住民への周知の措置は法定義務となっている。

2 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と府は、「大津川水系大津川・槇尾川の洪水予報実施要領」、「大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表することになっている。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

発表される情報の種類、基準は次のとおりである。

標題 (種類)	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき

3 水防警報

知事が指定する河川 (市域においては槇尾川) に、洪水による災害の発生が予想される場合に、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、知事 (鳳土木事務所長) が発表する。その内容は府水防計画の定めるところによる。

4 火災気象通報

火災気象通報は、消防法に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するもので、市長が知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。その発表基準は次のとおりとする。

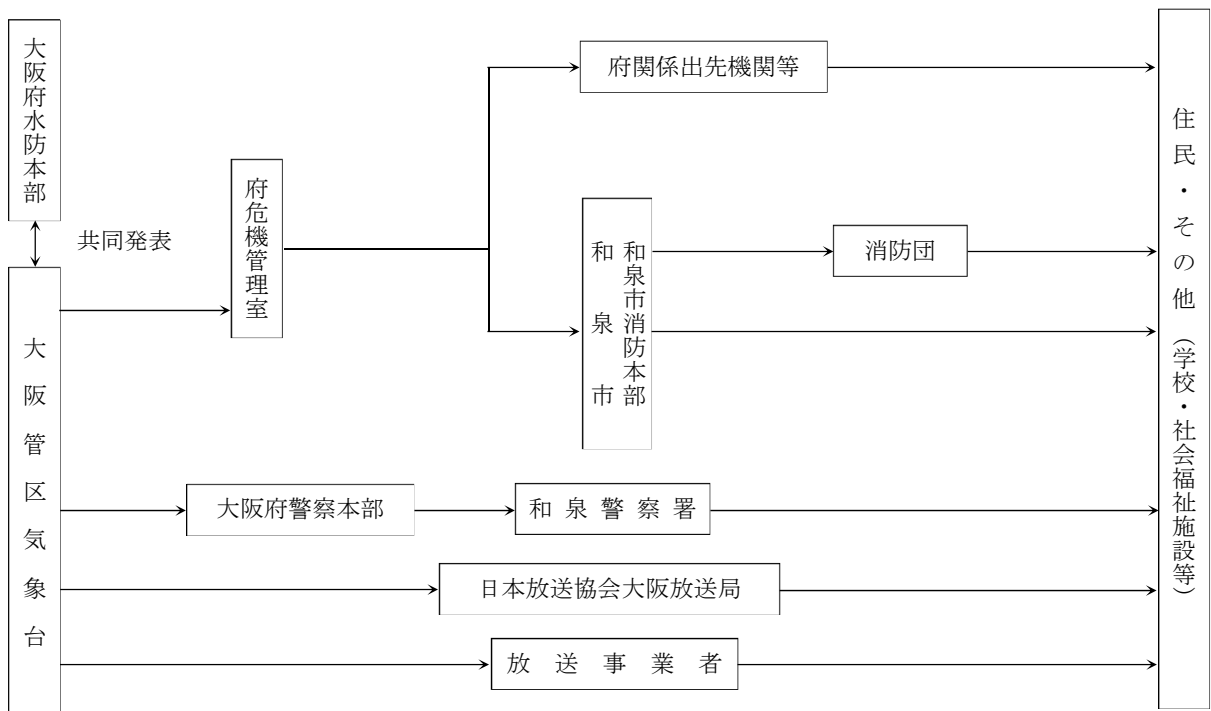
(1) 大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

第3 土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

情報の種類	解説
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表し、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報も発表する ・市長が避難指示等を発令する際の判断 ・市民の自主避難の目安



第4 地震関連情報

1 地震情報

気象庁から発表される地震情報には、以下のものがある。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 （注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

2 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

区 域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

第5 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

第6 住民への周知

市は、市防災行政無線、メール、SNS、広報車などを利用し、又は状況に応じて消防団及び町会・自治会などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。周知にあたっては、防災メールを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

また、市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努め、大阪府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

なお、道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

資料編 ○ 3-7 気象庁震度階級関連解説表

第2節 警戒活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 気象観測情報の収集伝達 雨量、河川・ため池水位等 2 水防警報、洪水予報、土砂災害警戒情報等の運用 3 津波警戒活動	各課・室共通

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 気象観測情報の収集伝達

市は、府、近畿地方整備局と連携して正確な気象情報（雨量、河川・ため池水位等）を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとるとともに、相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

第3 水防警報及び洪水予報等

水防警報は、知事が指定する河川（市域においては槇尾川）に、洪水による災害の発生が予想される場合に、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、知事（鳳土木事務所長）から発表される。

また、洪水予報は、知事が指定する河川（市域においては、大津川・槇尾川、牛滝川）に、洪水のおそれがあると認められるときに、市等に通知される情報で、府と気象庁と共同してその状況が発表される。

それらの内容は大阪府水防計画の定めるところによる。

第4 水防活動

市は、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 水防の責任

(1) 水防管理者（市長）の責任

水防管理者（市長）は、市内の河川、水路の巡視を行い、洪水又は堤防の決壊のおそれがあるときは府水防本部、鳳土木事務所に通知する。

(2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。

ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等

イ 堤防からの溢水状況

ウ 樋門の水漏れ

エ 橋梁等構造物の異常

オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等

(3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

(4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

(5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

(6) ため池管理者の責任

ため池の管理者は、洪水やえん堤の決壊等により水害が予想される場合は、水防管理者（市長）の指揮の下に監視、通報その他必要な措置をとらなければならない。

2 水防を要する区域

水防管理者が所管する水防区域は、市内全域である。

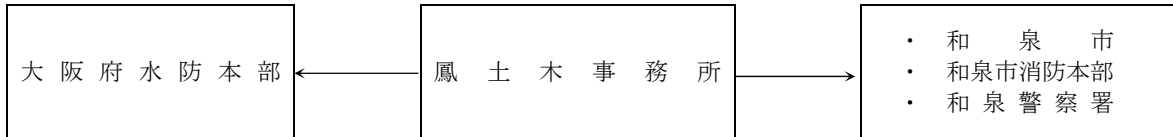
市内にある要水防河川及び要水防ため池は資料編に掲載のとおりである。

3 予警報とその措置

(1) 河川

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防長等に出動を要請する。

水防警報等の伝達経路は次のとおりである。



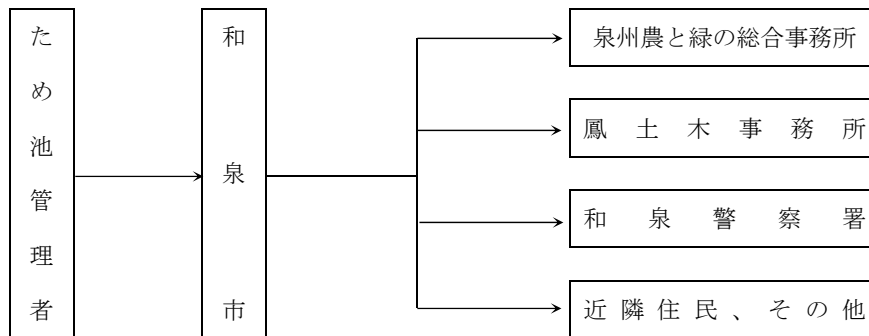
(2) ため池

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防長等に出動を要請する。

ア ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めるときは、直ちに市長に通報しなければならない。

イ 市長は、前号の通報を受けたときは、直ちに泉州農と緑の総合事務所に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。なお、必要に応じ鳳土木事務所、和泉警察署に通報する。

ウ 通報系統



4 非常警戒

(1) 河川

消防長等は、水防管理者（市長）から出動準備の通知を受けたときは、警戒を厳重にするとともに、危険箇所を発見したときは直ちに水防管理者（市長）に報告し水防作業を開始する。

(2) ため池

ため池管理者は、前記に準じ水防上危険箇所を発見したときは水防管理者（市長）に連絡して必要な措置をとる。

5 配置と出動

(1) 警戒並びに非常配置

ア 水防管理者（市長）は、洪水警報、水防警報等に基づき小規模災害における応急対策体制及び災害対策本部体制による職員の配備を行う。

イ 水防管理者（市長）は、気象予警報の受報その他必要と認めるときは、消防団長に対し消防団員の配備を要請する。

消防団長は要請を受けたとき、又は自ら必要と認めるときは、消防団員に配置を指示する。

(2) 出動及び輸送

ア 待機及び巡視

榎尾川、その他の河川において量水標の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあると認めるとき、又はため池管理者から水防上危険箇所発見の連絡があったときは、水防管理者（市長）は消防長等に所轄職員の待機及び巡視を行うよう指示する。

イ 出動

水防警報が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したときは、水防管理者（市長）は消防長等に所轄職員を出動させるよう指示するとともに、府水防本部現地指導班（鳳土木事務所）に報告する。

ウ 応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があるときは、警察官又は他市の水防職員に応援の要請を行うほか住民等に協力を求める。

6 水防作業

(1) 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、立入を禁じ、若しくは制限する。

(2) 水防工法

水防作業は大阪府水防計画に定める工法により実施する。

第5 土砂災害警戒活動

市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

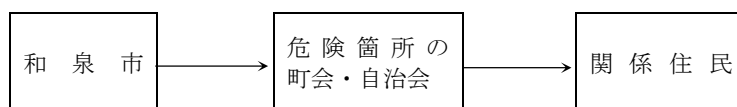
1 土砂災害危険箇所等の把握

市は府と協力して、土砂災害危険箇所等のパトロール等を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、竹木等の傾倒及び危険雨量等について、的確に把握するとともに住民に向け周知を行う。

2 情報連絡及び伝達

市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに、危険箇所の状況を的確に把握するため情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備を図る。

(1) 危険地区における伝達系統



(2) 伝達情報の内容

ア 危険箇所及びその周辺の降雨量

イ 斜面の地表水、湧水、亀裂状況

ウ 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況

エ 人家等建物の損壊状況

オ 住民及び滞留者数

(3) 雨量計の設置及び観測

市長は、雨量計により、必要な雨量を観測する。

管内に設置されている土石流雨量監視局・観測局は資料編に掲載のとおりである。

3 警戒活動の基準

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

- (1) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 - ア 第1次警戒体制
予測雨量で、土砂災害発生基準超過時
 - イ 第2次警戒体制
土砂災害警戒情報発表時
- (2) 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域
(1)を参考に警戒活動を開始する。

4 警戒活動の内容

- (1) 第1次警戒体制
 - ア 市は、各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
 - イ 市は、消防団等の活動を要請する。
 - ウ 市は、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
 - エ 市は、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
- (2) 第2次警戒体制
 - ア 市は、適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示を行う。

5 斜面判定制度の活用

府及び市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

6 情報交換の徹底

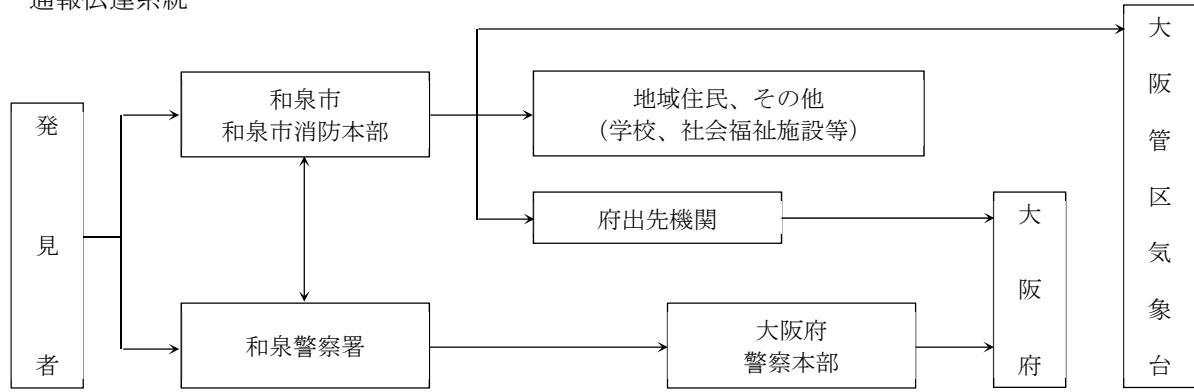
府及び関係団体と気象観測情報等の交換に努める。

第6 異常現象発見時の通報

- 1 災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに市又は警察に通報しなければならない。
- 2 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察は、速やかに市に通報しなければならない。
- 3 通報を受けた市は、必要に応じて、大阪管区气象台・鳳土木事務所等に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。
- 4 異常現象の特徴

	水害 (河川、ため池等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防の亀裂又は欠け・崩れ ○ 堤防からの溢水 ○ 堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土 砂 災 害	①土石流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山鳴り ○ 降雨時の川の水位の低下 ○ 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	②地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地面のひび割れ ○ 沢や井戸水の濁り ○ 斜面からの水の吹き出し など
	③がけ崩れ	<ul style="list-style-type: none"> ○ わき水の濁り ○ がけの亀裂 ○ 小石の落下 など
	④山地災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ わき水の量の変化（増加又は枯渇） ○ 山の斜面を水が走る など

5 通報伝達系統



第7 津波警戒活動

1 大津波警報・津波警報・注意報等の確認

市は海岸に面していないものの、一部地域が浸水想定区域に含まれることや沿岸市町との連携協力が必要となることから、強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波に関する次の情報をテレビ、ラジオ等により把握する。

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

ア 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

注1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。

2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

5 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。

6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

7 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の

心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

- 8 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 9 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

イ 津波予報

	発表される場合	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波情報・注意報の種類別の表に記載)を発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報 (注1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報 (注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推測される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

津波情報の留意事項等

- i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- iii) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- iv) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

2 避難対策の検討

市は、大阪府沿岸に大津波警報が発表されたとき、又は強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、葛の葉町三丁目の一部区域に対して、避難指示の発令を検討するとともに、沿岸市町との連絡体制を確保し、津波避難者受入れ体制の整備を検討する。

- 資料編
- 2-4 管内雨量観測所一覧
 - 2-5 管内ため池水位観測所一覧
 - 2-6 管内河川水位観測施設
 - 2-7 管内土石流雨量監視局・観測局
 - 2-15 避難場所一覧
 - 2-24 一般防災関係重要水防区域
 - 2-25 ため池の現況
 - 2-26 土石流危険溪流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧
 - 2-27 急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧
 - 2-28 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設及び警戒避難体制一覧
 - 2-29 地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧

第3節 発災直後の情報収集伝達

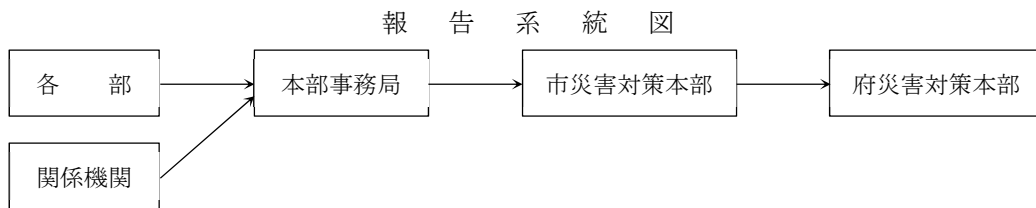
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 情報の取りまとめ ⇒ 本部事務局 2 被害状況の報告 (1) 通常 ⇒ 府 (2) 府への報告不能の場合 ⇒ 直接、消防庁 (3) 消防本部への通報殺到の場合 ⇒ 府及び消防庁 3 各部の報告事項の周知徹底 4 通信設備の把握	各課・室共通

第1 計画の方針

災害発生後、市は、府及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに防災行政無線、防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等のおおむね観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第2 実施責任者

災害情報の収集・伝達については、本部事務局が、災害情報の収集・総括・報告にあたる。



報 告 項 目	報 告 主 管 部	報 告 先 (大 阪 府)	報 告 項 目	報 告 主 管 部	報 告 先 (大 阪 府)
人的・住家被害関係	本部事務局	危機管理室	道路・橋梁関係	都市デザイン部	都市整備部
危険物等施設関係	消防本部	危機管理室	河川関係	都市デザイン部	都市整備部
社会福祉施設関係	福祉部	福祉部	砂防・崖くずれ関係	都市デザイン部	都市整備部
医療関係	子育て健康部	健康医療部	下水道関係	上下水道部	都市整備部
ごみ処理施設等関係	環境産業部	環境農林水産部	公園関係	都市デザイン部	都市整備部
水道関係	上下水道部	健康医療部	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	都市デザイン部	住宅まちづくり部
農地・ため池関係	環境産業部	環境農林水産部	教育・文化財関係	教育・こども部 生涯学習部	府教育委員会
山地災害関係	環境産業部	環境農林水産部			

第3 災害情報の収集伝達

1 被害状況の収集

次に掲げる防災関係機関等からの情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

(1) 消防本部への通報状況

- (2) 和泉警察署からの情報（通報状況等）
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 自主防災組織、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 庁舎周辺の状況
- (7) その他

2 収集報告を行う被害状況等の種類

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害状況
- (5) 災害に対して既にとった措置
- (6) 災害に対して今後とろうとする措置
- (7) 災害対策に要した費用の概算額
- (8) その他必要な事項

3 調査収集報告の注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等収集にあたっては、状況が明瞭にわかるよう写真撮影を行い、写真には、撮影年月日、場所、時刻、被災者氏名等を記入する。また、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。
- (3) 各部において収集した被害状況等は、本部事務局へ口頭等により速報し、調査が完了次第、文書により報告する。

4 住民からの通報について

住民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各部又は関係機関に連絡する。

第4 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファックス等の手段による。人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うため府に連絡を行う。人的被害の数について広報を行う際には、府と密接に連携しながら適切に行う。

火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報にあたっては、区分に応じた様式に記載しファックス等により報告する。また、消防本部への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合

には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第5 被害状況調査の報告基準

被害状況調査の報告基準は、資料編掲載の基準による。

第6 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努めるほか、必要に応じて、次の通信手段を確保する。なお、特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

1 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うが、災害時には加入電話が輻射し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめ登録してある災害時優先電話により通信を確保する。

2 府防災行政無線の利用

府防災行政無線を活用し、府、府下市町村及び関係機関との通信の確保を図る。

3 非常通信の利用

災害のため有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生の通報、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、消防本部、和泉警察署、駅等において消防無線、警察無線、鉄道無線により通信の確保を図る。

なお、本市の非常通信経路は、資料編のとおりである。

4 本部内の通信連絡体制

本部内での命令の指示・伝達及び災害状況の収集等については、有線電話で行うほか、市防災行政無線やメールを利用する。

5 アマチュア無線

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、和泉防災無線クラブ等に協力を求め、情報の収集及び伝達等を行う。

資料編	○ 1 - 3	防災関係機関連絡先一覧
	○ 3 - 8	災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式
	○ 3 - 9	被害状況調査報告基準
	○ 3 - 10	非常通信経路

第4節 災害広報

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 問い合わせ電話への対応 2 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握 3 広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 4 広報車両、掲示板等の確保 5 相談窓口の開設	各課・室共通

第1 計画の方針

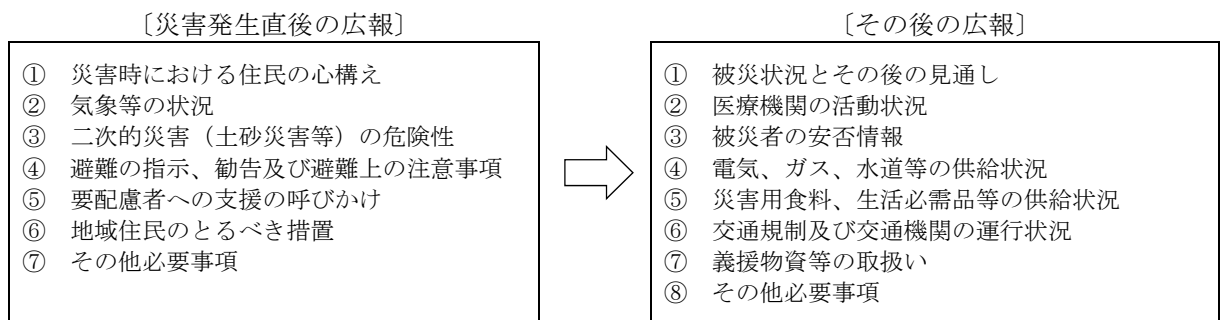
災害時において人心の安定と速やかな応急復旧作業の推進を図るため、府及び防災関係機関と相互に協議調整し、住民をはじめ出勤者及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるように迅速かつ的確な広報・広聴活動を様々な手段を用いた実施に努める。

第2 実施責任者

情報総括責任者は市長とし、その広報活動は災害広報責任者の統制のもと本部事務局が行う。各部において広報を必要とする事項は、本部事務局に連絡する。

第3 広報活動

1 広報の内容



(1) 住民に対する広報

- ア 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- イ 広報車による広報
- ウ 市防災行政無線による広報
- エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ 防災情報メール・SNS等
- キ インターネットの活用
- ク ケーブルテレビ等への情報提供
- ケ 点字やファックス等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等に配慮したきめ細かな広報
- コ 町会・自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員、ボランティア等の協力による災害情報の伝達

(2) 報道機関との連携

災害広報責任者は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

また、災害の状況等により報道機関による緊急放送が必要と認めた場合には、放送事業者に要請を行う。

第4 広報資料の収集等

- 1 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における現地取材を行う。
- 2 災害写真の撮影
 - (1) 災害現地に職員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努める。
 - (2) 災害写真は速やかに掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は提供する。
- 3 災害の予防に資するため、災害に関する記録等を収集・整理する。

第5 広聴活動

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

1 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための専用電話及び専用ファックスを備えた相談窓口を本部事務局が中心となり開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

相談窓口を開設した場合には、速やかに防災行政無線等により住民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

3 住民等からの問い合わせの留意点

(1) 安否情報の照会対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、防災関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(2) 個人情報の管理

被災者の個人情報は、不正に利用されないよう管理の徹底に努める。

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害態様に応じた部隊配備 2 効率的な消防隊の運用 3 救助用資機材の現況把握及び調達体制の確立 4 消火活動、救助・救急活動 ⇒ 人命救助活動を最優先 5 応援要請 ⇒ 府、他市町村、自衛隊 [情報提供事項] ⇒ ①災害状況、②地理など	公民協働推進室 消防本部 消防団 和泉警察署 自衛隊

第1 計画の方針

市、消防本部・消防団、府、和泉警察署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動、救助・救急活動を実施する。

第2 災害発生状況の把握

関係機関、参集職員、消防団員等からの情報、地域住民等からの通報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、初動体制を整えるとともに、消防本部等防災関係機関に災害の状況を報告する。

また、ヘリコプター、高所カメラ（おおさか防災ネット：和泉葛城山）等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

第3 消火活動

- 1 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- 2 延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

第4 救助・救急活動

大規模災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対しては、次の組織的な対策をとる。

- 1 和泉警察署及び関係機関との密接な連携の下、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- 2 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

第5 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合には、市と防災協定を締結しているリース業者及び建設土木業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

第6 応援要請

市は、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合には、府、他の市町村などに応援を要請する。また、必要に応じて、自衛隊の派遣について知事に要請を要求する。

この場合、災害の状況、地理などの情報を応援市町村に対して提供する。

第7 現地調整所の設置

市は、和泉警察署、府、自衛隊等と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第8 自主防災組織等による活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、速やかに市、消防本部・消防団に通報するとともに、自発的に消火活動、救助・救急活動を実施する。また、救出活動を行うにあたっては消防本部、和泉警察署など防災関係機関との連携を図る。

第9 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

資料編 ○ 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2節 医療救護活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 要救助者数の状況把握 2 医療機関の被害状況及び活動状況の把握 3 医療救護班の編成と医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援要請 4 救護所の設置（設置場所の決定） ⇒ 地域住民へ広報 5 医薬品等の確保 ⇒ ①薬剤師会、市内医薬店からの調達、②府へ要請 6 重傷者の搬送 (1) 医療機関の受入れ状況の把握 (2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプター等	健康づくり推進室 和泉市立総合医療センター 医師会・歯科医師会 ・薬剤師会

第1 計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合には、応急的な医療及び助産を施し、被災者を保護する。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第2 実施責任者

応急的な医療・助産活動は、関係機関の協力を得て、市長が主体となって行う。

第3 応急医療体制の確保

1 医療情報の収集・提供活動

(1) 情報収集及び府への報告

市は、健康づくり推進室が中心となり医療関係機関等の協力を得て、人的被害の状況、医療機関の被害状況・活動状況及び被災地における医療ニーズについて把握するとともに、本部事務局は、速やかに府へ報告する。

なお、和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合は、医療機関状況の情報を地域災害医療本部に集約する。

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を、防災行政無線等により住民に提供する。

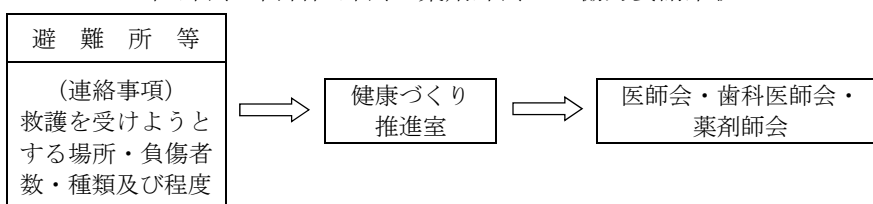
2 医療救護の実施

医療救護は、和泉市立総合医療センターの医療救護班が行う。ただし、災害の規模、被害状況により和泉市立総合医療センターのみでは対処できない場合は、医師会・歯科医師会・薬剤師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に協力要請を行う。

また、和泉保健所内に保健所保健医療調整本部が設置された場合、保健所保健医療調整本部を通じて医療救護班の派遣要請を行う。

なお、府等から派遣された医療救護班の受入れ及び配置調整及び医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力要請は健康づくり推進室が行う。

医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力要請系統



3 医療救護班の業務

- (1) 患者に対する応急処置
- (2) 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- (3) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- (4) 助産救護
- (5) 被災住民等の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) その他状況に応じた処置

4 救護所の設置・運営

市は、必要に応じ被災現場付近の安全な場所に応急救護所を設置し、搬送前の応急措置やトリアージ等を行うとともに、避難所等に医療救護所を設置し、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理を行う。なお、医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整の上、医療機関の開設者から承諾が得られた場合には、当該医療機関を医療救護所として指定する。

市は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車等を使用して地域住民に知らせる。

第4 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、緊急を要する者から被災を免れた医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

1 受入れ病院の選定と搬送

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、患者を搬送する。

2 患者搬送手段の確保

患者の搬送は、原則として市所有の救急車で実施するが、救急車が確保できない場合は、関係機関等の協力を得て輸送車両の確保に努める。それでもなお不足する場合には、府に輸送車両の調達を要請するとともに、必要により府にヘリコプター等の出動を要請する。

3 応急医療情報体制の整備

重症患者を後方医療機関に搬送するために、各医療機関の被害情報や空き床状況等を迅速、的確に把握する必要があり、大阪府広域災害・救急医療情報システムの有効利用を図る。

4 ヘリコプター緊急離発着場の確保

重症患者の後方医療機関への搬送や医薬品等の搬送などを迅速、円滑に行うため、和泉市総合スポーツセンターをヘリコプター緊急離発着場とする。

第5 市災害医療センター等での受入れ

市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）は、市域内における医療救護活動の拠点として患者を受入れ治療を行う。

なお、和泉市立総合医療センターのみでの対応が困難な場合は、市内災害協力病院及び医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整を行い、患者の受入れ治療を行うとともに、地域災害拠点病院（岸和田徳洲会病院）に協力を求める。

第6 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等について、市の備蓄する物資で不足する場合は、和泉市薬剤師会、医薬及び医療品等関係機関並びに府に要請し、調達する。

第7 助産救護活動

1 救護班の編成

助産に関する救護班については、医療救護班の中の医師等の構成に必要な応じ産科系医師も組み入れて対応する。

2 助産救護活動の内容

(1) 分娩の介助

(2) 分娩前後の処置

第8 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

資料編	○ 2-10	市域にかかる災害医療センター等一覧
	○ 2-11	医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先
	○ 2-13	災害時用臨時ヘリポート一覧
	○ 3-11	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3 避難指示等の発令

市長は、府の助言等も活用し、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示 【警戒レベル4】	・災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、 また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(注1) 市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(注2) 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令。

前表については、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定しているが、避難指示が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避

難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、市はこのことを住民へ平時から周知しておく。

市は、市域の河川特性等を考慮し、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

また、避難指示を行うときは、次の点に配慮する。

1 避難の一般的基準

避難指示は、原則として次のような状態になったとき発する。

- (1) 河川、ため池の水位が警戒水位を突破し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- (2) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 爆発のおそれがあるとき。
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (5) その他、住民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

2 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発表・伝達する。また、避難行動要支援者支援プラン等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を実施する。

3 避難指示等の発令判断に関する留意点

市長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

さらに避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

さらに、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

4 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

第4 洪水、土砂災害による避難準備の指示

市長は、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等によって、過去の災害発生例、地形等から判断して、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を広報する。広報内容は、次のとおりである。

- 1 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- 2 避難者は、2食程度の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- 3 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。

- 4 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 5 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- 6 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
- 7 その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

第5 住民への周知

市長は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、直ちに次の方法により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

1 防災行政無線

同報系防災行政無線の一斉放送により情報を伝達する。

2 エリアメール（緊急速報メール）

緊急速報メールに対応している市域内の携帯電話（スマートフォンを含む）に、一斉にメール配信し、伝達する。

3 いずみメール、SNS

いずみメール登録者及びSNS登録者に、一斉に配信し、伝達する。

4 広報車による伝達

市、消防本部、消防団等の広報車や和泉警察署のパトカーにより、関係地域を巡回して伝達する。

5 町会・自治会による伝達

当該区域の町会・自治会を通じて住民に伝達する。

6 伝達員による戸別訪問

その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知させる。

第6 避難指示等の内容

避難指示等をする場合は、次の内容を明示して実施する。

1 避難指示等の実施者名

2 避難対象地域

3 予想される災害危険及び避難理由

4 避難先

5 避難経路

6 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

第7 避難の方法

1 避難者の誘導

- (1) 避難者の誘導は、消防本部が消防団及び和泉警察署と連携をもって行い、町会・自治会を単位とした集団避難を心がける。補助誘導員として町会・自治会の協力を得て、安全と統制を図り実施する。
- (2) 避難路については、緊急時の混乱を避けるため、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導標識、誘導ロープの設置、また夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に努める。
- (3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。
- (5) 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に

避難させるため、避難誘導を行う。

2 避難の優先

避難にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

3 避難者の確認

- (1) 避難の避難指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに和泉警察署等の協力を得て巡回を行い、帰宅困難者等の有無の確認に努める。
- (2) 避難の避難指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、和泉警察署に連絡する等、必要な措置をとる。

第8 知事への報告

市長は、避難の避難指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難を行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するが、これらの措置を講じた場合も同様に知事に報告する。

第9 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市の避難所として指定している学校長等に、事前に連絡し協力を求める。

2 和泉警察署、消防本部等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、和泉警察署、消防本部等の関係機関に避難指示の内容を伝えるとともに協力を求める。

3 近隣・遠隔地市町村への連絡

地域住民が避難のため、近隣・遠隔地市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合には、近隣・遠隔地市町村に対して連絡する。

第10 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定については、和泉警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図る。また、警戒区域を設定した場合には、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずるとともに、和泉警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいる場合	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第21条

第2節 避難所の開設・運営等

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 避難所の開設及び管理 (1) 管理責任者の派遣 (2) 避難者による自主的運営の促進 2 受入れ能力を超えるとき ⇒ ①協定締結している施設の管理者などへの要請 ②屋外避難所の設置 ③府への要請 ④その他（民間賃貸住宅、旅館等の借り上げ）	各課・室共通

第1 計画の方針

市は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

また、避難所運営時は、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第2 避難所の開設

市長は、自ら避難指示を行ったとき、又は、住民の自主的避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、避難所運営マニュアルに基づき、直ちに指定避難場所から必要な施設を選定し、避難所の開設を行い避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

なお、避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、協定締結している施設の管理者など関係機関への要請や、必要によっては公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、また府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

また、避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

さらに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

第3 指定避難所の管理、運営

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - イ 現に災害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる者

2 避難所の管理

- (1) 市は、避難所の開設が必要と認めた場合、速やかに避難所担当職員を派遣し、避難所の運営管理にあたらせる。

- (2) 避難所担当職員は、避難所を開設し避難住民を受入れたときは、避難状況を把握する。
- (3) 避難所責任者は、次の事項を直ちに本部に報告する。
 - ア 避難所を開設したとき。
 - イ 避難者を受入れたとき。(避難者名簿作成)
 - ウ 避難者に傷病等が発生したとき。
 - エ 避難者全員が退出又は転出したとき。
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

3 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、災害時避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児連れ・女性のための世帯のエリアの設定、間仕切り用のパーテーション等の活用、女性や子どもに対する暴力を予防するため巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、男女別トイレの設置状況等の把握に努める
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (9) 避難者の住民票の有無に関わらず適切に受入れること。
- (10) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。
- (11) 避難所の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。
- (12) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める。
- (13) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (14) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第4 避難者の他地区への移送

- 1 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、市有の車両あるいは借上げ車両等により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、和泉警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。
- 2 市長は、被災地域が広域にわたり、市の地域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ自己の能力で処理できない場合は、府並びに近隣・遠隔地市町村に応援を要請する。

第5 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第6 避難所の閉鎖

- 1 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- 2 市長は、住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所を縮小若しくは他の公共施設等に移送して存続させるなどの措置をとる。

資料編	○ 2-15	避難場所一覧
	○ 3-11	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3節 避難行動要支援者等への支援

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 安否確認・被災状況の把握 ⇒ 町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、自主防災組織、ボランティア団体等への協力要請 (1) 避難行動要支援者 (2) 社会福祉施設・職員・入所者等 2 搬送体制の確立 ⇒ 救急自動車等の調達 3 負傷者の受入れ医療機関の確保 4 福祉ニーズの把握 ⇒ 巡回相談の実施（被災住宅・避難所・応急仮設住宅等） 5 補装具・各日常生活用具の調達及び必要人数の把握 6 保健師等による巡回健康相談等の実施 7 心の健康に関する相談窓口の設置	福祉総務課 高齢介護室 障がい福祉課 生活福祉課 保険年金室 子育て支援室 健康づくり推進室 こども未来室 社会福祉協議会

第1 計画の方針

被災した避難行動要支援者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。また、被災者の心身両面での健康維持に必要な措置を講じる。

第2 避難行動要支援者等の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

1 市は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめ自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

2 市は、所管する社会福祉施設の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

第3 被災した避難行動要支援者等への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要支援者等に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、男女のニーズの違いへの配慮、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。また、情報の提供についても十分配慮する。

1 搬送及び受入れ先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。市は、施設管理者の要請に基づき、移送車両を確保するとともに、医療施設等の受入れ先を確保する。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

3 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、府と連携を図り被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

4 避難行動要支援者等の施設への緊急入所等

市は、府と連携を図り社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的避難所）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努める。

5 広域支援体制の確立

避難行動要支援者等に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者等の他の地域の社会福祉施設へ入所等が迅速に行えるよう関係機関に要請する。

第4 被災者の健康維持活動

市は、府と連携を図り、被災者の健康状態、栄養状態を把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府の指導を得て、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等を行う。

2 心の健康相談等の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第4節 広域一時滞在

関係機関	各課・室共通
------	--------

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、他の都道府県又は市町村から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

第5章 交通、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 緊急輸送の方法 ⇒ ①自動車、②鉄道、③ヘリコプター 2 公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務管財室（使用可能車両の把握及び配車計画の確立等） 3 車両の確保 （1）市保有車両、公共的団体の車両、民間輸送車両等 （2）知事へ調達斡旋要請 4 車両燃料の確保 5 緊急交通路の確保 ⇒ 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検 6 啓開作業実施業者との作業手順の取決め 7 交通関係業者、一般通行者への交通規制に関する広報の実施	公民協働推進室 総務管財室 都市整備室 土木維持管理室 消防本部 和泉警察署 泉北高速鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株)

第1 計画の方針

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員の搬送並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるとともに、災害が発生又は発生するおそれのある場合に、交通規制等を行い、道路交通の円滑な運行と安全を確保する。

第2 緊急輸送

1 自動車による輸送

（1）市保有車両

災害時における公用車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務管財室が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務管財室に依頼する。

なお、市保有車両の現況は、資料編に掲載のとおりである。

（2）車両の借上げ

各部からの要請等により市保有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに運輸事業者等へ協力を依頼し調達を図る。

（3）応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、知事に次の事項を明示して調達斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

（4）車両燃料の確保

市内の燃料取扱事業所の協力により災害時における車両燃料の確保を図る。

2 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、西日本旅客鉄道株式会社及び泉北高速鉄道株式会社に緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

3 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市は、府に災害時用臨時ヘリポートの利用

可能状況を報告したうえでヘリコプターによる輸送を要請する。

4 緊急通行車両の届出

(1) 届出

災害対策基本法第76条第1項に基づく通行禁止又は通行制限等の交通規制が実施された場合において、災害応急対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、府公安委員会（和泉警察署）に申し出て、緊急車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

(2) 届出の対象車両

次のいずれかに該当する車両であること。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 災害時において、地域防災計画に基づき、緊急輸送を行う車両、施設等の応急復旧を行う車両、その他災害応急対策を実施するために使用される予定の車両
- イ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方自治体、指定公共機関、及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時使用されている車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両
- ウ 車両の使用の本拠が市内にある車両

5 緊急交通路の確保

(1) 地域緊急交通路の選定

市は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき地域緊急交通路を選定し、府の選定する広域緊急交通路とネットワーク化し、効率的な緊急交通路網を確保する。

(2) 災害時の応急措置

道路管理者は、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、緊急交通路については次の措置を講じ、その結果を和泉警察署及び府に連絡する。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び和泉警察署に連絡する。

イ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、緊急車両の通行を妨げている放置車両や立ち往生車両等がある場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路管理者が区間を指定して車両の運転者に移動を命令するとともに、運転者が不在の場合等は道路管理者が自ら車両を移動する。

6 緊急交通路の周知

道路管理者は、報道機関等を通じて、消防本部、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、和泉警察署と連携を図り、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第3 交通規制

1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び和泉警察署は、密接な連携の下に適切な処置をとる。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	道路交通法第4条第1項
察	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 相互連絡

和泉警察署、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

3 迂回路の選定

道路の交通規制を行った場合は、和泉警察署と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4 交通規制の標識等

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

5 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車

両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、又は交通規制を行うときは、あらかじめ和泉警察署長と協議する。

6 広報

道路の交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

7 通行禁止等における義務及び措置命令等

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

第4 運転者のとるべき措置

1 大規模な地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

- ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することもある。

- | | | |
|-----|--------|--------------------|
| 資料編 | ○ 2-13 | 災害時用臨時ヘリポート一覧 |
| | ○ 3-12 | 市保有車車種別台数内訳 |
| | ○ 3-13 | 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証 |
| | ○ 3-14 | 緊急通行車両確認証明書及び標章 |

第2節 交通の維持復旧

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 施設の被害調査 ⇒ (被害が生じた場合) ⇒ 市及び府に報告 2 交通の確保 ⇒ 障害物の除去(廃棄又は保管) 3 復旧の順位 ⇒ ①被害状況、②緊急性、③復旧の難易度を考慮 4 関係機関への連絡 ○連絡事項 ⇒ ①運行状況、②復旧状況、③今後の見通し	都市整備室 土木維持管理室 西日本旅客鉄道(株) 泉北高速鉄道(株) 西日本高速道路(株) 南海バス(株)

第1 計画の方針

鉄軌道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第2 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社)

ア あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、和泉警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設(市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社)

ア あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、和泉警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

第3 交通の機能確保

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含

む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第4 西日本旅客鉄道株式会社施設災害応急対策計画

災害時において、JR西日本阪和線の線路及び車両の保全を図り、旅客輸送の円滑化に努め、公共輸送機能を維持する。

1 災害応急対策

旅客輸送の円滑化を期するための災害応急対策については、西日本旅客鉄道株式会社の規程等に基づき実施する。

(1) 災害等によりJR西日本旅客鉄道線路が不通になった場合は、JR西日本の各部局を動員するほか、防災関係機関に協力を求め、早期復旧を図る。路線の復旧に長時間を要すると認める場合は、振替え輸送又は自動車による代行輸送等を行う。

(2) 防災関係機関より要請を受けた場合は、救助物資及び救援物資の輸送に努める。

(3) 被害の状況及び災害応急対策の実施状況については、市災害対策本部との相互連絡に努める。

第5 泉北高速鉄道株式会社施設災害応急対策計画

災害発生時においては、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに速やかに被害の復旧にあたる。

1 災害応急対策

災害が発生し、又は予想される場合の応急処理及び復旧体制については、泉北高速鉄道株式会社の規程等に基づき実施する。

(1) 風水害等災害発生が予想される場合は事前配備体制をとり、気象情報等の収集、関係機関への連絡、諸設備の点検等を実施する。風水害時、地震発生時等は、列車の運転を見合わせる等の運転規制を行う。

(2) 災害による非常事態発生時は旅客の救急救護を最優先とし、列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは振替輸送又は代行輸送を実施のうえ、速やかな応急復旧を図る。

(3) 災害が発生した時は、監督官庁及び自治体等へ報告し、必要と認めたときは警察署、消防署等の関係機関へ通報する。

第6 南海バス株式会社施設災害応急対策計画

災害時におけるバス路線及びバス施設の保全を図り、旅客の輸送の円滑化に努め、公共輸送機関としての機能を維持する。

1 災害応急対策

旅客輸送の円滑化を期するための災害応急対策については、南海バス株式会社営業部の災害対策規程等に基づき実施する。

(1) 災害時においてバス路線が不通になった場合は、状況により迂回路による変更路線を選定し、旅客輸送の確保を図るほか、隣接営業所との相互救援体制により代行輸送を行う。

(2) 気象予警報等が発令された場合には、異常気象時における処置要領に基づき、旅客輸送の安全確保について万全を期する。

(3) 被害の状況及び災害応急対策の実施状況については、市災害対策本部との相互連絡に努める。

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害発生した場合 ⇒ 府へ報告 2 所要人員、資機材の調達体制の確立 3 応急工事 ⇒ 危険度をチェック	各建築物所管課 産業振興室 建築・開発指導室 都市整備室 土木維持管理室 和泉警察署

市及び関係機関は、余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え二次災害防災対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等

1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防長は、直ちにその旨を鳳土木事務所長、泉州農と緑の総合事務所長、和泉警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 水防管理者は、氾濫する方向にある地域住民に対し避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、消防長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、大阪府森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

5 橋梁など道路施設

- (1) 道路管理者は、二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し、通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、和泉警察署等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 } 必要に応じ①避難措置、②立入制限 3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請 4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請 5 危険物等施設、放射性物質施設、文化財の被害状況の報告 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限等の応急措置	公民協働推進室 産業振興室 都市政策室 建築・開発指導室 建築住宅室 都市整備室 土木維持管理室 文化遺産活用課 消防本部 和泉警察署

第1 計画の方針

関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散などに備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第2 民間建築物等

1 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2 宅地

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市町村とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

市は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第3 危険物等施設（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質施設（放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

放射性物質取扱事業者等は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質取扱事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（教育委員会）を經由して府（教育委員会）に報告する。

市（教育委員会）は、府（教育委員会）と協議の上、自ら所有又は管理する被災文化財の応急措置を講ずるとともに、その他の所有者又は管理者に対し、応急措置に係る指導・助言を行う。

市の指定文化財の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○ 2-20 市内指定文化財一覧

- (3) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。

2 応急対策

- (1) 被害状況に応じて、資料編の相互応援協定一覧に記載の民間企業等の協力により必要度の高いものから応急対策を行う。
- (2) 被害状況等によっては、大阪府を通じ、近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づく応援及び、日本下水道管路管理業協会からの協定に基づく支援を受ける。

3 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に伝達するほか、ホームページに掲載することで幅広い広報に努める。

第5 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

また被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 ガス（大阪ガス株式会社）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

また、風水害による二次災害が発生するおそれがある場合は、水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

-
- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
 - (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第7 電気通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ（関西支社）、
KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置（株式会社NTTドコモ（関西支社）は除く）

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話を設置する。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第4節 農産物等応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の早期調査実施 2 技術指導による農作物被害の縮小 3 種子・農薬・飼料の確保 ⇒ 府へ要請 4 家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策 5 森林被害の対策、林産物被害の縮小	産業振興室 泉州農と緑の総合事務所 いずみの農業協同組合 大阪府森林組合

第1 計画の方針

災害時において農業用施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急対策を講ずる。

第2 実施責任者

この計画は、市長が主体となって関係機関と連絡を密接にとり実施する。

第3 農業用施設応急対策

農業用施設の被害状況について関係団体等の協力等により早期に把握し、また被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行うとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な指示を行い、災害の復旧が早急に図られるよう努める。なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関に連絡し、また協力を得て、施設の応急対策を実施する。

第4 農作物応急対策

1 災害対策技術の指導

農地、施設及び農作物に被害が生じた場合は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を、泉州農と緑の総合事務所の指導の下にいずみの農業協同組合等と協力して実施する。

2 主要農作物種子及び園芸種子の確保、斡旋

市は、必要に応じ水稻等の種子及び園芸種子の斡旋を府に依頼し、必要な種子の確保を図る。

3 病虫害の防除

市は、府及びその他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除を指導する。

第5 畜産応急対策

災害時において、家畜の伝染病発生には特に警戒を行い、伝染病の予防と、まん延防止のため、応急対策として次の措置を講じ、家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- (2) 市は、伝染病の発生した場合には、速やかに府に連絡する。府は、防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

2 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、府獣医師会に対し治療を要請するとともに、一般疾病の治療に必要な薬品等の斡旋を府に要請する。

3 飼料対策

災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第6 林産物応急対策

災害時において林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等必要な対策に努める。

1 技術指導等

- (1) 市は、府と連携し、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 浸冠水した苗畑において速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

第7章 被災者の生活支援

第1節 災害救助法の適用

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 滅失状態の基準の周知徹底 2 滅失世帯数の早期把握 ⇒ 府に報告 3 住家滅失世帯数の算定基準 (1) 半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇒ 1/2世帯 (2) 床上浸水・土砂堆積等による一時的居住困難世帯 ⇒ 1/3世帯 4 市の災害救助法適用基準 (1) 第1号基準 ⇒ 100世帯、 (2) 第2号基準 ⇒ 50世帯	各課・室共通

第1 計画の方針

一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第2 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事の補助機関として実施する。

また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

第3 適用基準

災害救助法施行令第1条に定めるところにより、本市については、次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 市の区域内の住家が滅失した世帯数が100世帯以上であること。
- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家が滅失した世帯数が50世帯以上であること。
- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が12,000世帯以上であること、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

第4 住家滅失世帯数の算定基準

1 住家滅失世帯数の算定基準等

- (1) 全壊（焼）流失世帯は住家滅失1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

- (1) 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの
 - ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも

- イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
- ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合
- イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- (3) 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの
- ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
- イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住する事ができない状態となったもの

- ・ 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- ・ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ・ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第5 適用手続

- 1 市長は、本市における災害が前記「第3 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について協議する。
- 2 市長は、前記「第3 適用基準」の3及び4の状態では被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- 3 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指示を受ける。

第6 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、1のうち応急仮設住宅の供与、6及び7については知事が実施し、その他については、委任された市長が実施する。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理

11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編掲載の府災害救助法施行細則に定めるとおりである。

なお、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

資料編 ◦ 3 - 1 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
--

第2節 緊急物資の供給

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
○応急給水活動 1 水道施設の被災状況の早期把握と応急給水体制の確立 2 応急給水の種類 (1) 運搬給水 急性期医療機関や指定福祉避難所への運搬給水 (2) 拠点給水 耐震性緊急貯水槽から行う給水 指定避難所に設置された簡易貯水槽から行う給水 (3) 仮設給水 消火栓からの仮設配管による給水 ※仮設給水実施については、被害状況等を勘案して判断する。(臨時対応) 3 住民への広報 ⇒ ①応急給水の実施(給水方法、場所、時間帯等)、 ②復旧の見通し ○食料・生活必需品の供給 1 供給要請の取りまとめ ⇒ 必要量・必要品目 2 災害時の調達 (1) 協定締結業者に供給依頼 (2) 府へ応援要請 (3) 他の市町村、大阪地域センター、日本赤十字社等への応援要請(府へ報告) 3 緊急物資集積場所 ⇒ 市立体育館、市立コミュニティ体育館 4 炊出しの実施 (1) 場 所 ⇒ 各避難所(給食施設)等 (2) 留意点 ⇒ 要配慮者への配慮 5 仕分け・配送要員の確保	公民協働推進室 契約検査室 福祉総務課 経営総務課 お客さまサービス課 水道工務課 浄水課 学校園管理室

第1 計画の方針

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

なお、市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府や物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

第2 実施責任者

被災者への緊急物資の供給は、市長が実施する。

第3 応急給水活動

市は、発災後、被災状況を速やかに把握し、応急給水活動計画に基づき、応急給水を実施する。また、必要に応じて日本水道協会に協力を依頼する。

1 応急給水活動

応急給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 耐震性緊急貯水槽設置場所での給水の実施
- (2) 急性期医療機関や指定福祉避難所への運搬給水や指定避難所での給水の実施
- (3) 仮設給水栓による給水の実施（臨時対応）
- (4) 住民への応急給水活動に関する情報の提供
- (5) アルミ缶備蓄水の配布

2 応急給水拠点

応急給水拠点は、資料編に掲載の指定避難所（市内）とする。

第4 食料の供給

1 調達方法

- (1) 被災者等の食料の供給は、避難所毎の必要量を算定し、フチュール和泉や和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター、各小・中学校に備蓄された食料をもって行うものとするが、状況に応じて、協定締結している業者から必要量の食料を調達する。
- (2) 大規模な災害により、災害救助法の適用を受けた場合は、府と連携を図り府の備蓄食料の供給及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領（平成23年12月1日改定）に基づく食料の緊急引渡しを知事に要請する。
- (3) (1)、(2)のほか、必要に応じて、他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請する。この場合は、府にその旨を報告する。

2 供給及び配分の要領

被災者に対する食料供給については、被災者に不安を抱かせないよう迅速に実施する。

(1) 炊出し

各避難所の給食施設等において実施する。

市は、各避難所等において炊出しに使用する設備等の現況を把握するとともに、器材等の調達に努める。

(2) 要配慮者への配慮

ア 高齢者、乳幼児に対する炊出しその他による食料の供給は、温かなもの、軟らかなもの、粉ミルクなど配慮したものを供与する。

イ アレルギーの有無を確認のうえ、アレルギー対応食を供与する。

(3) 食料供給時の配慮

食料の供給については、品目、数量等被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。また、食料品の供給にあたっては、衛生面に注意して行う。

(4) 住民等の協力

炊出し及び食料の配給にあたっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

3 災害時における食料集積場所

市は、府等から輸送される食料の集積場所を、下記の救援物資集積場所とする。なお、その集積場所開設時は、所在地、経路等について知事に報告する。また、管理責任者を配置し、管理の万全を期する。

救 援 物 資 集 積 場 所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立市民体育館	府中町四丁目20番3号	0725—45—0525
市立コミュニティ体育館	光明台一丁目44番8号	0725—57—0100

第5 生活必需品等の供給

1 調達方法

- (1) 市は、避難所毎の必要量を算定し、市役所や各防災用倉庫の備蓄物資を配給、貸与するとともに、不足する品目等については、災害の規模に応じて、協定締結している小売販売業者等から必要な生活必需品等を調達する。また、本市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達の斡旋を依頼するほか、近隣・遠隔地市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請する。なお、近隣・遠隔地市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請した場合は、府に報告する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事に対し府備蓄物資の応急供給を要請し調達を図る。

2 生活必需品等の範囲

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（肌着等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯用具等）
- (4) 食器（皿、はし等）
- (5) 保育用品（哺乳瓶等）
- (6) 光熱材料（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (7) 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- (8) 衛生用品（おむつ、生理用品）

3 供給及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

4 救援物資の集積場所

調達した物資又は府等からの救援物資の集積場所は、第4の3に掲げるとおりである。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2-1 相互応援協定一覧 ○ 2-1 5 避難場所一覧 ○ 3-1 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準 ○ 3-1 5 応急給水用資機材一覧 ○ 3-1 6 耐震性貯水槽（飲料用）設置場所一覧 ○ 3-1 7 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領
-----	---

第3節 住宅の応急確保

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応急修理対象範囲 ⇒ 必要最小限度の部分 2 応急仮設住宅の設置場所の選定 ①公有地を優先、②保健衛生、交通、教育等を考慮 3 建設上の留意点 ⇒ 要配慮者に配慮した仮設住宅 4 応急仮設住宅入居者の選考 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 要配慮者を優先 5 住宅相談窓口の設置	公民協働推進室 建築住宅室

第1 計画の方針

被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずる。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第2 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 修理対象範囲

- (1) 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは、当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では応急修理できない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。
- (2) 自らの資力では応急修理できない者を例示すれば次のとおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない高齢者、障がい者等
 - ウ ア及びイに準ずる者

第3 住居障害物の除去

1 実施責任者

住居障害物の除去は、市長が実施する。

2 除去対象者

がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者（上記の第2の2(2)）に対して障害物の除去を行う。

3 除去方法

災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ市保有の機械器具を用い、又は市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

4 府への応援要請

市長は、災害時において障害物除去が困難な場合は、府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等の要請をする。

第4 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び供与は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長

が行う。

2 供与対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない被災者（上記の第2の2(2)）であること。

3 建設場所等

建設場所、建設戸数等については、府と十分に調整して市災害対策本部で決定するが、建設場所は、災害時用臨時ヘリポートの運用状況に留意し、和泉市総合スポーツセンター、和泉市立光明池緑地運動場及び和泉市立光明池球技場とする。なお、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、その場合には所有者等と十分協議する。

4 建設の方法

府が定める応急仮設住宅設計を基準として、請負により行う。

5 入居期間

入居期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

応急仮設住宅の敷地内に、死角や暗い場所があると、女性に対する暴力等の発生も懸念されることから、屋外照明を設置するなど、安全に配慮する。

第6 みなし応急仮設住宅

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

第7 公共住宅への一時入居

市は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、都市再生機構住宅等の各管理者へ同様の措置を要請する。

第8 住宅に関する相談窓口の設置等

1 府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

2 市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第9 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、協定締結団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

資料編 ◦ 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

-
- (4) 学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

4 応急教育の実施方法

(1) 学力低下の防止

災害による休校、二部授業等の実施は、学力の低下を引き起こすと考えられるため、できるだけ速やかに平常授業が行えるよう措置し、極力学力の低下を防止するよう努める。

(2) 児童、生徒及び園児の健康保持

児童、生徒及び園児の健康保持については、十分注意するとともに、健康診断、教職員による相談を実施する。

(3) 危険防止

災害により危険が予想される場合には、危険防止について指導する。

(4) 授業不能が長期にわたる場合

授業不能が長期にわたる場合は、学校と児童、生徒、園児及び保護者との連絡方法を定め、常に情報の交換に努める。

5 教科書、いす、机等の調達

- (1) 教科書については、支給の対象となる児童及び生徒を学年別に把握し、迅速に発行者又は業者から調達する。なお、業者からの調達が困難な場合は、被害を受けなかった児童及び生徒の保護者に対し、使用済で保存されている教科書を極力提供してもらうよう努める。

- (2) いす、机、黒板等備品については、修理可能な場合は、応急修理を行うものとし、不足分は学校内で調達を図る。それでも不足する場合は、市で調達を図る。

6 就学援助等

- (1) 市は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講ずる。

- (2) 市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、学用品等を支給する。

- (3) 市及び各学校は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

7 学校給食の応急措置

学校は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、市に報告し、協議の上、給食実施の可否を決定する。この場合、下記の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。

- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

- (3) 被災地での学校給食については、感染症発生のおそれが多いので、従事者及び児童・生徒の衛生については特に留意する。

- (4) 給食用委託工場（製パン・炊飯・牛乳）が被災した場合は、市は、速やかに被害状況を大阪府学校給食会に報告する。

- (5) 避難所等に使用されている学校において、その給食施設が被災者炊き出し用利用しなくなつた場合、衛生的な学校給食の実施を確保しつつ、被災者炊き出し用との調整に留意する。

8 教職員体制の確立

教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、応急教育を実施するために必要な教職員体制を確立する。

- (1) 教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、当該学校と連絡・調整を図りながら、応急教育実施に必要な教職員体制の確立を図る。
- (2) 府と速やかに調整を図り、必要な措置を講ずる。

第3 応急保育

1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、休園、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常通り保育できるよう努める。

3 応急保育の実施場所

- (1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用する。
- (2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止する。

4 応急保育の実施方法

- (1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。
- (2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のために保育が特に必要とされる場合は、特設の保育所を設ける等便宜を図る。

5 給食の実施

- (1) 被害があっても、できるかぎり継続実施するよう努める。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

資料編 ○ 3 - 1 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第5節 自発的支援の受入れ

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災者のニーズの的確な把握 2 ボランティアの受入れ窓口 ⇒ 社会福祉協議会 3 義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課 4 緊急物資集積場所 ⇒ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館 5 支援受入れ (1) 確認事項 ⇒ ①支援内容、②到着予定日時、③到着予定場所、 ④活動内容等 (2) 受入れ準備 ⇒ ①活動拠点、②宿泊場所、③案内者、通訳 6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ⇒ 日本郵便(株)	公民協働推進室 福祉総務課 社会福祉協議会 日本郵便(株)

第1 計画の方針

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は関係機関との連携を密にし、社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置／運営マニュアル」等を活用して、適切に対処するよう努める。

第2 ボランティアの受入れ

市は、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等と連携して、社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置／運営マニュアル」等を活用し、相互に協力するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動計画を踏まえ、能率的な支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 受入れ窓口の開設

市は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、ボランティアの窓口である社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に推進する。

2 受入れ方法

受入れは、「災害時におけるボランティア活動受付カード」に必要事項を記載する方法により行う。

3 活動拠点等の提供

ボランティア活動拠点、活動資機材及び被災者ニーズなどの情報の提供に努める。

4 ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 救援物資の仕分け・配布
- (3) 高齢者など要配慮者の介護
- (4) 避難所運営の手伝い
- (5) 避難所内における給食・清掃等の世話
- (6) 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- (7) その他被災者に対する支援活動全般

第3 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

市に寄託される義援金は、福祉総務課に窓口を設置し、受け付ける。

(2) 配分

市は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

(1) 市に寄託される義援物資は、あらかじめ緊急物資集積場所と定められている市立市民体育館、市立コミュニティ体育館において受付、保管する。

(2) 義援物資の配分方法等は、関係部局等が協議して決定する。決定にあたっては、避難所等の被災者ニーズを十分に把握し決定する。

(3) 義援物資は、配分決定に基づき、関係部局やボランティア等の協力を得て避難所等へ輸送する。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第4 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡する。

2 支援の受入れ

(1) 市は、次のことを確認の上、受入れの準備をする。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第5 日本郵便株式会社の援護対策等

市と日本郵便株式会社は、災害時には、相互協力に関する協定に基づき、次の援護対策等について、必要に応じて、相互に協力要請する。

1 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

(4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

-
- 2 収集した被災者の避難所の開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - 3 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
 - 4 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
 - 5 上記のほか、要請のあったもののうち協力できる事項

資料編 ◦ 3-18 災害時におけるボランティア活動受付カード（団体用、個人用）
--

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の把握 2 被災地域及び避難所等における防疫指導 3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握 4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ①備蓄、②業者、府等からの調達 5 住民への衛生指導及び広報活動 6 被災者の健康維持活動 ⇒ ①巡回相談、②心の健康相談 7 動物保護等の実施	生活環境課 健康づくり推進室 学校園管理室

第1 計画の方針

災害発生時における保健衛生活動を迅速かつ適切に実施し、感染症の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第2 防疫活動

市は、府の指導、指示により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。なお、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 消毒活動

感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒するとともに、そ族、昆虫等の駆除を行う。

2 住居等の消毒

被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、和泉保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。

施 設 名	所 在 地	電 話
和泉保健所	和泉市府中町六丁目12番3号	0725-41-1342

3 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的觀念の普及徹底を図る。

4 臨時予防接種の実施

被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため府の命令により市長は、予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、和泉保健所、医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。

5 衛生教育及び広報活動

パンフレット等の配布、防災行政無線の活用、また報道機関等を通じ、速やかに地域住民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知させる。また、災害発生時には、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。

6 薬品等の調達・配布

災害の状況に応じて関係業者から防疫に必要な薬品（消毒薬剤、害虫駆除薬剤等）を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。

第3 被災者の健康維持活動

府及び市は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的な実施に努める。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

第4 保健衛生活動における連携体制

市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市と府は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援要請を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 処理施設等の被害状況の調査 2 臨時集積所の選定及び広報 3 がれき等不燃物の一時保管場所の選定 4 収集順序の確立 (1) ごみ……生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、 浸水地域のごみ等 (2) し尿……避難所等 (3) がれき…危険なもの、通行上支障のあるもの等 5 住民への施設復旧状況の広報 6 住民への協力要請 ⇒ ①自己処理、②集積場所への運搬、③分別、 ④風呂の水の汲み置き等 7 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所・住家密集地等への設置 8 ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇒ 不足の場合 ⇒ 府、近隣・遠隔 地市町村、関係団体への応援要請	環境保全課 生活環境課 産業振興室 土木維持管理室 泉北環境整備施設組合

第1 計画の方針

災害時におけるし尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な推進のため、適正な処理を実施する。

第2 実施責任者

被災地における廃棄物の処理は、市長が主体となって実施する。

第3 し尿処理

1 被害状況の把握

- (1) 災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。
- (2) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレを速やかに確保する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを避難所や住家密集地等に設置する。

2 収集方法

浸水を伴う災害では、し尿汲取量の激増が予想されるので、被災地に対し、重点的かつ効果的な収集を行うため、迅速に、現有し尿処理車両及び人員を投入する。なお、災害の規模により府及び近隣・遠隔地市町村等への応援を要請する。

3 収集順位

避難所など緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って実施する。

4 処理方法

市は、収集したし尿の処理をし尿処理施設で行う。なお、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて市災害対策本部で処理方法等を決定する。また、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

5 住民への協力要請

水洗便所を使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、風呂の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

第4 ごみ処理

1 被害状況の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

委託業者と調整し、被災地を重点に効果的に現有清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。なお、災害の規模、状況により府及び近隣・遠隔地市町村等へ応援を要請する。

3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

ごみ処理施設での処理を原則とするが、必要に応じ府及び近隣・遠隔地市町村等へ応援を要請する。

5 一時保管場所の設置

災害により処理施設に支障がある場合並びに多量なため、又は交通事情等により早期に処理が困難な場合には、保健衛生上適当と思われる場所を指定して一時保管場所を設ける。なお、その場合には殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、衛生状態を保つ。

6 住民への協力要請

状況により、住民に対し住民自らの処理あるいは集積場所への運搬、分別等の協力を求める。

第5 災害廃棄物等処理

1 発生量の把握

計画的に処理するため、速やかに災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

2 仮置場の確保

災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

3 処理活動

- (1) 災害廃棄物等処理については、有害廃棄物・危険廃棄物、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 災害廃棄物等処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、府に応援を要請する。
- (6) 災害廃棄物等の焼却処分に当たっては、焼却できるものと分け、焼却炉により処分する。
- (7) その他、災害廃棄物等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないよう、監視する。

-
- (8) 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第6 死亡獣畜処理

死亡獣畜については、大阪府家畜保健衛生所長と協議の上、環境衛生上、支障のない所で埋却又は焼却する。

- | | | |
|-----|--------|-----------------|
| 資料編 | ○ 3-19 | 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 |
| | ○ 3-20 | 市浄化槽清掃業許可業者一覧 |

第3節 遺体対策等

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 遺体の捜索 ⇒ 警察等関係機関へ協力要請 2 多数の行方不明者 ⇒ 受付所を設置 3 遺体の一時安置 ⇒ 指定避難場所の活用及び寺院等の借上げ 4 火葬場の稼働状況の把握 5 棺の調達及び遺体搬送の手配	市民室 消防本部 和泉市立総合医療センター 和泉警察署 医師会・歯科医師会・ 薬剤師会

第1 計画の方針

災害時に死亡していると推定される者の捜索並びに遺体対策について和泉警察署等の協力を得て迅速に実施する。

第2 実施責任者

この計画は、市長が主体となり実施する。

第3 遺体の捜索

- 1 市長は、和泉警察署等関係機関の協力を得て、早急に行方不明者の捜索を行う。
- 2 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、受付、手配、処理などの円滑を図る。
- 3 遺体が流出等により他市町村にあると認められる場合は、府又は直接遺体の漂着が予想される市町村に協力を求める。
- 4 身元不明の遺体については、和泉警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

第4 遺体の検案等

1 検案等の実施

遺体は、警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を実施する。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ火葬等できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を火葬等することがないように留意する。

2 遺体の輸送

検案等を終えた遺体は、市が指定する遺体安置場所に輸送する。

第5 遺体対策

遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。また、市の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

1 遺体の処理

- (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- (2) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

2 遺体安置所の設定

- (1) 多数の遺体が発生した場合は、次の場所に遺体安置所を設置する。

遺 体 安 置 所

名 称	住 所	電 話 番 号
北部コミュニティセンター	和泉市小野町甲15番3号	0725—43—0010

- (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、和泉警察署及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (4) 和泉警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機、照明器具等、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

3 遺体の一時安置

- (1) 身元不明の遺体については、性別、推定年齢、特徴、遺品等を死体処理台帳に記録し、遺体安置所内に掲示するとともに、和泉警察署その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。
- (2) 遺体の身元が判明したときは、原則として、市長に連絡の上、遺族、親族等引取人に遺体を引き渡す。
- (3) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、学校などの適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺、骨つぼ等の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺、骨つぼ等の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

4 遺体の火葬

災害の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合又は死亡した者の遺族がいない場合並びに身元の判明しない遺体について火葬等を実施する。遺体は、死体処理台帳及び遺品を保存の上、原則として火葬を行う。

火 葬 場 施 設

名 称	住 所	電 話 番 号	炉 数
いずみ霊園	和泉市小野町甲15番3号	0725—43—1242	9基

資料編 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第4節 社会秩序の維持

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 和泉警察署との連携体制の確立 2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供 3 商工会議所等に対する物価安定の協力要請 4 生活必需品等の必要量の迅速な確保	産業振興室 和泉警察署 商工会議所

第1 計画の方針

市は、府及び防災関係機関と連携して、デマ、うわさの防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第2 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第3 警戒活動の強化

和泉警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は防犯協議会等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第4 暴力団排除活動の徹底

和泉警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第5 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携を図り、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、また適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、府と連携を図り、物価の動きを監視・指導し、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告、公表等を含む適切な措置を講ずるよう、府に要請する。

2 消費者情報の提供

市は、府と連携を図り生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、府と連携を図り生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

第4編 事故等災害応急対策

第1節 鉄道災害応急対策

関係機関	公民協働推進室、消防本部、和泉警察署、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)
------	---

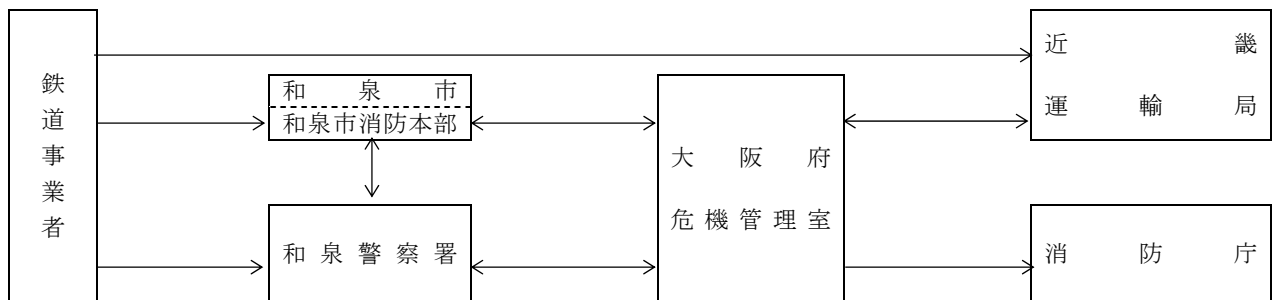
市は、鉄軌道事業者、府その他の防災関係機関と相互に連携して、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路

鉄道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、府事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第2 鉄軌道事業者の災害応急対策

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第2節 道路災害応急対策

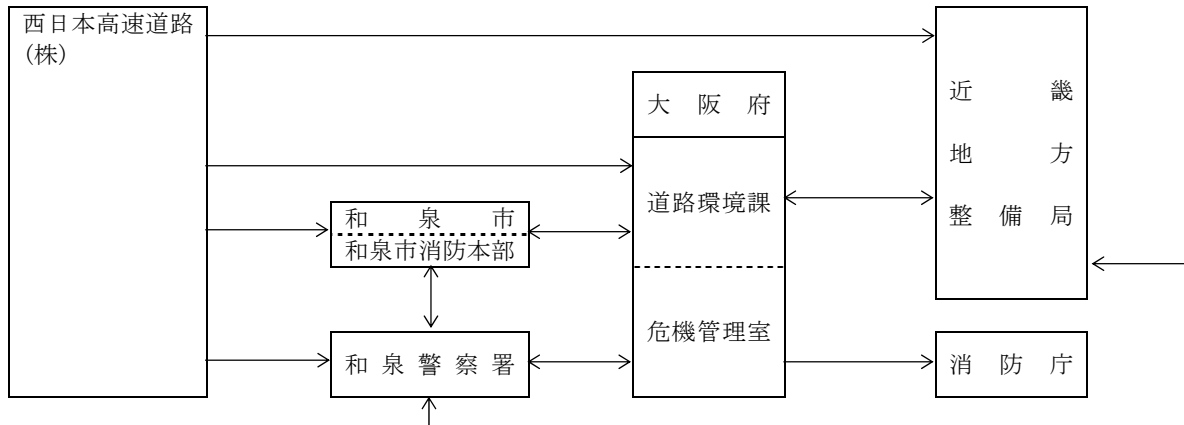
関係機関	都市整備室、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部
------	--------------------------

市は、道路管理者、府、防災関係機関と相互に連携して道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第2 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第3節 危険物等災害応急対策

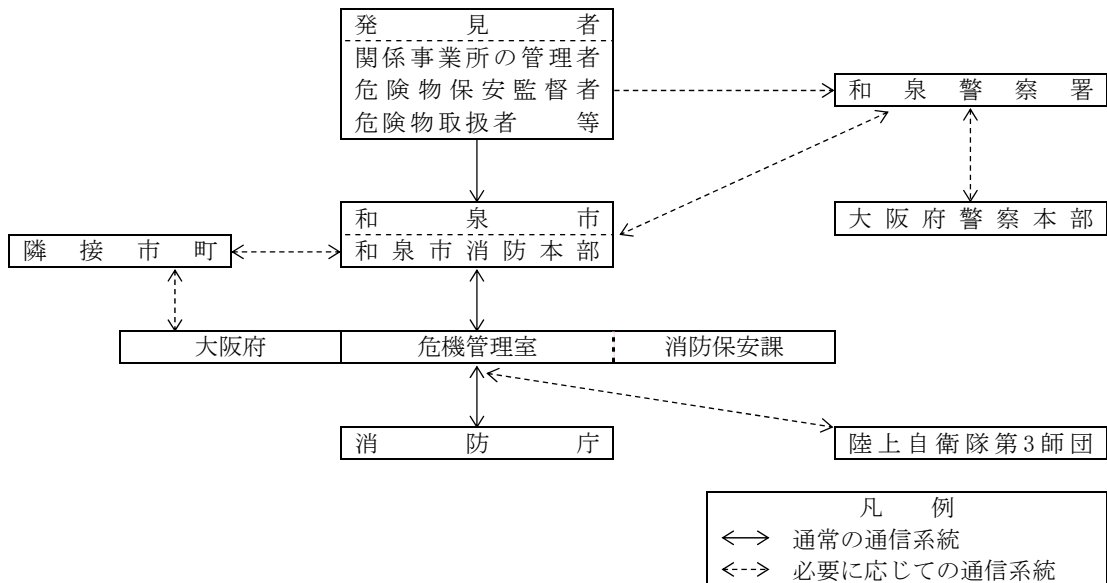
関係機関	公民協働推進室、環境保全課、健康づくり推進室、消防本部、消防団、和泉警察署
------	---------------------------------------

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



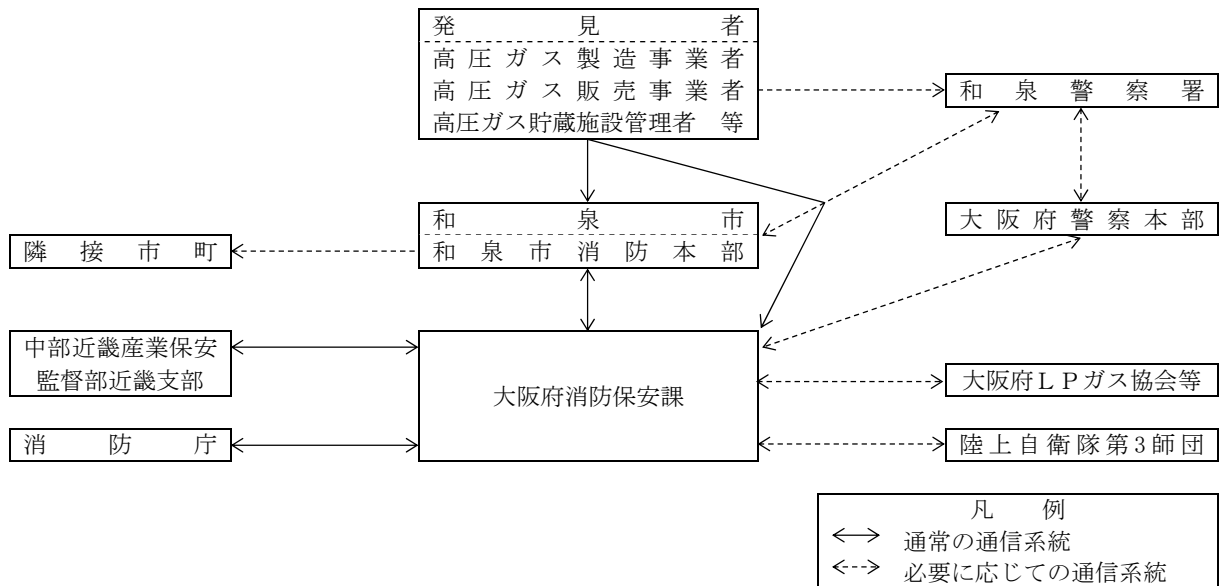
2 市の措置

- (1) 市は、和泉警察署等の関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命の安全確保及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



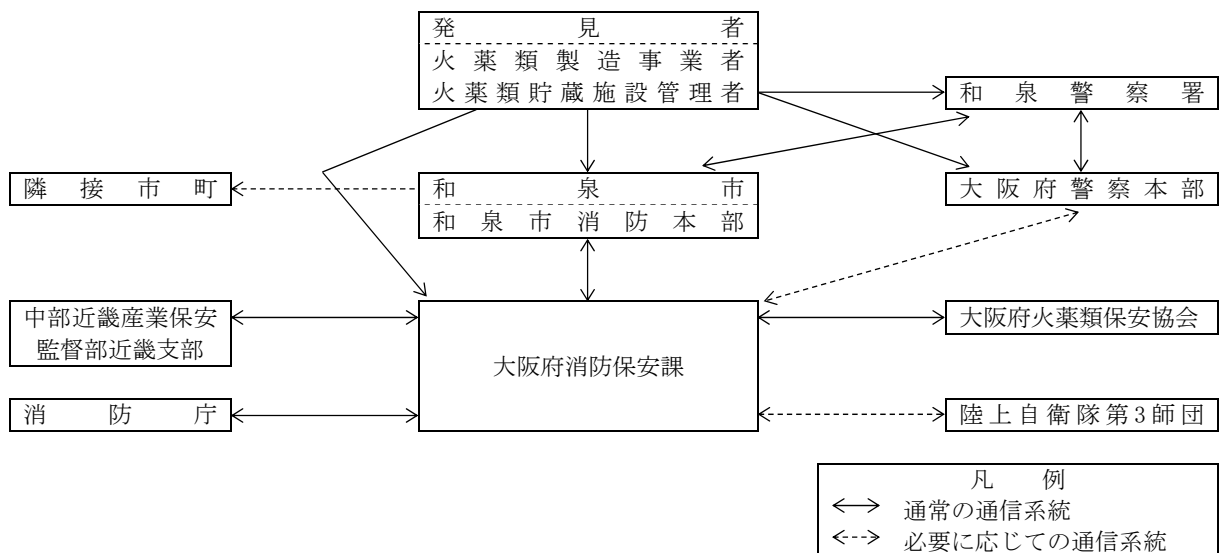
2 市の措置

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。
- (3) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第3 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



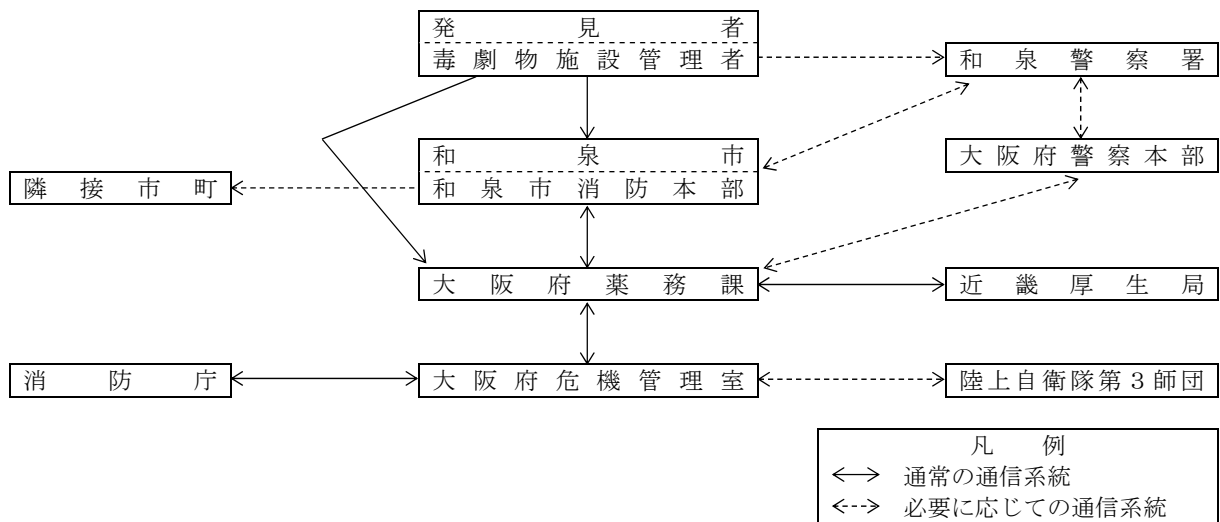
2 市の措置

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。
- (3) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第4 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



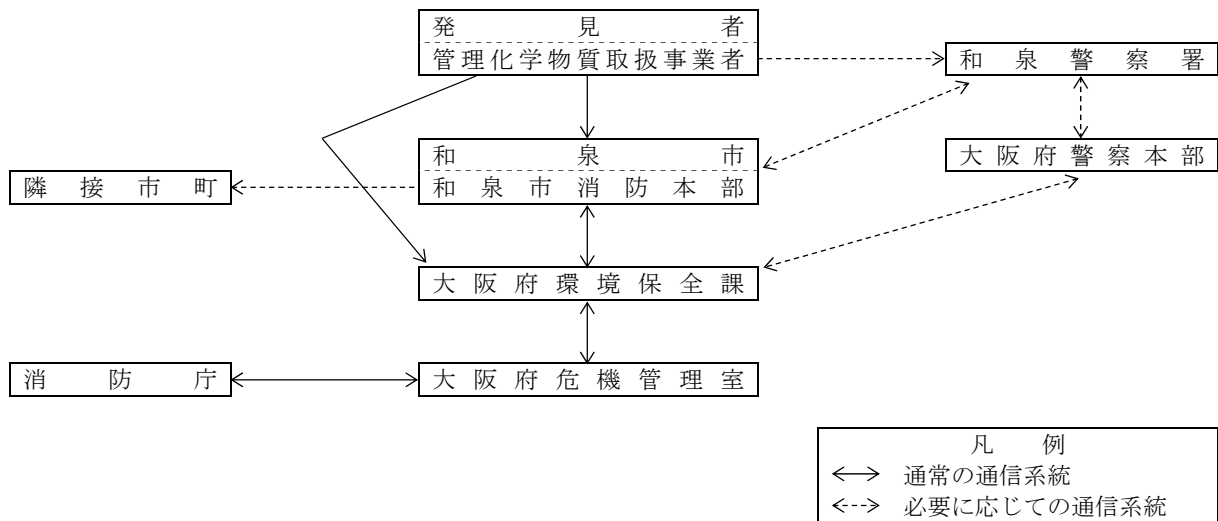
2 市の措置

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第5 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市の措置

管理化学物質等に係る災害が発生した場合は、市及び消防本部は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府の措置

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

第6 放射性同位元素に係る災害応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講じる。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護
- 4 住民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入制限
- 6 交通規制
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

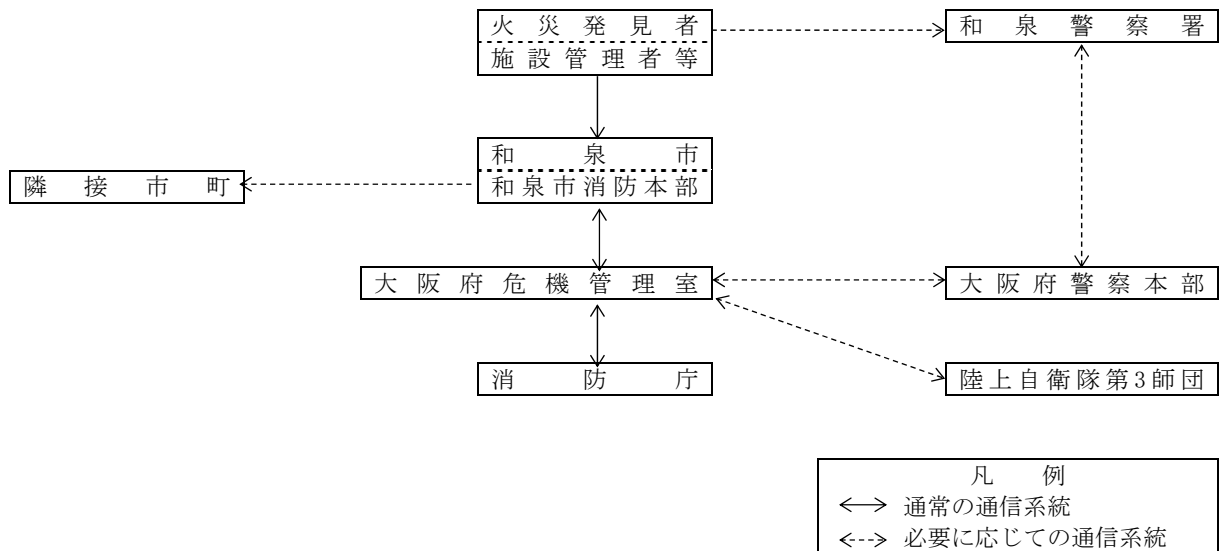
第4節 高層建築物、市街地災害応急対策

関係機関	公民協働推進室、消防本部、消防団、和泉警察署、大阪ガス(株)
------	--------------------------------

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

第1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等は、次の通報系統により行う。



第2 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、和泉市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市は、市防災行政無線、メール、SNS、広報車等を利用し、又は状況に応じて消防団、町会・自治会などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第3 市の措置

市は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に必要な要員を配置するなど、和泉警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、または、大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

2 火災等

消防本部及び消防団は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 水損防止対策

3 広域応援体制

市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町、府などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

第4 和泉警察署

和泉警察署は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防本部、医療機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

関係機関との密接な連携の下、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。

また、市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

第5 大阪ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

1 緊急の場合には、ガスの供給を停止する。

2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡の上、行う。

第6 高層建築物の管理者等

1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、消防本部へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。

3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第5節 林野火災応急対策

関係機関	産業振興室、消防本部、消防団、和泉警察署
------	----------------------

林野における大規模な火災が発生した場合には、市及び関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第1 組織体制

- 1 現地指揮本部の設置
- 2 現地対策本部の設置
- 3 林野火災対策本部等の設置
- 4 災害対策本部の設置

第2 活動内容

市及び消防本部は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- 1 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、消防団等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- 2 隣接市町村等に応援要請を行った場合、市に現地対策本部を設置する。
- 3 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- 4 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、阪和林野消防相互応援協定に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。
- 5 応援部隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- 6 警戒区域、交通規制区域の指定
- 7 空中消火の要請又は知事への依頼
- 8 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請についての検討
- 9 応援部隊の受入れ準備

第3 防災関係機関等の活動体制

1 和泉警察署

市、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたりとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

2 林業関係事業者

林業関係事業者は、市、消防本部、消防団、和泉警察署等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第4 火災通報等

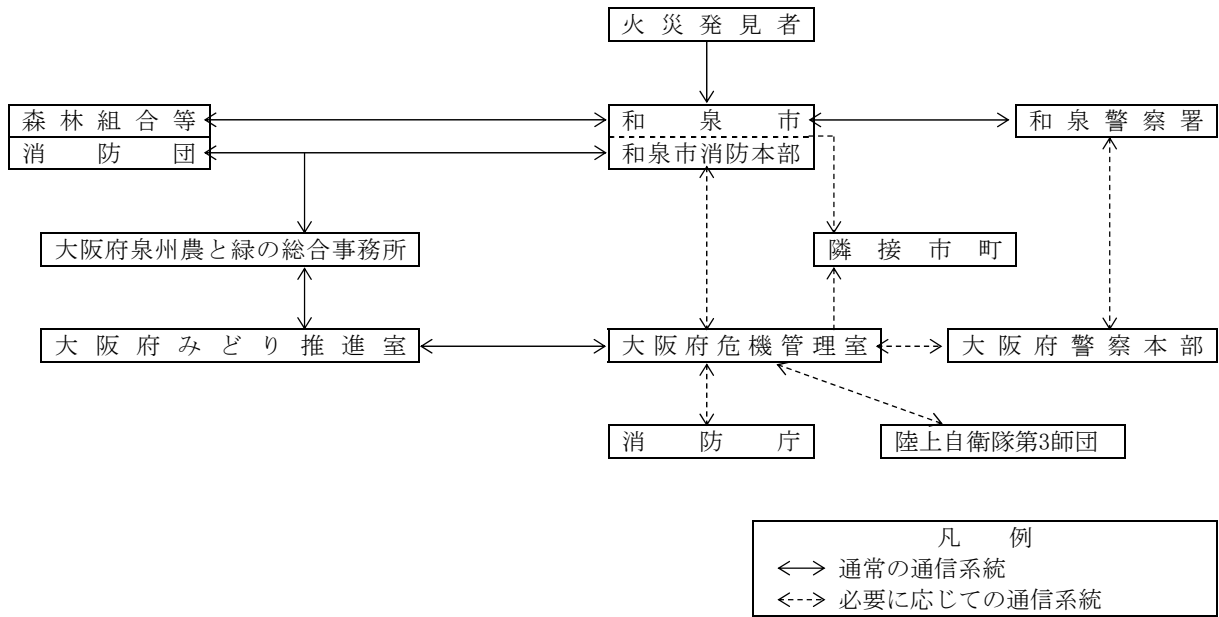
1 通報基準

市は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- (1) 焼損面積5ha以上と推定される場合
- (2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- (3) 空中消火を要請する場合
- (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、和泉市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市は、市防災行政無線、メール、SNS、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第6節 その他事故等災害応急対策

関係機関	各課・室共通
------	--------

本計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「第3編 災害応急対策」を準用し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

第5編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

関係機関	各課・室共通
------	--------

市は、住民の意向を尊重し、災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

市は、被害を受けた機関とともに、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項の調査を実施し、府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるよう、府に要請する。

第4 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の財政援助
- 3 中小企業に関する特別の財政援助
- 4 その他の財政援助及び助成

第5 特定大規模災害

府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

第2節 被災者の生活確保

関係機関	公民協働推進室、税務室、滞納債権整理回収課、くらしサポート課、都市政策室、 建築住宅室、社会福祉協議会
------	--

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、住宅の確保等を行う。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年和泉市条例第25号）の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 市において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上にある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障がい、故意又は重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

2 災害見舞金の支給

自然災害及び火災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、和泉市災害見舞金等支給条例（昭和48年3月31日条例第10号）により、見舞金の支給を行う。ただし、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により弔慰金又は障害見舞金が支給される場合には、当該見舞金は支給しない。

第2 災害援護資金・生活福祉資金等の貸付

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

資料編 ○ 4 - 1 災害による罹災証明書

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）により市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に応じて適時、適切な措置を講ずる。

第5 雇用機会の確保

市は、災害により離職した者に対する就職斡旋、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

第6 住宅の確保

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、住民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 市営住宅、府営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう関係機関に要請する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅の斡旋を行う。

4 家賃補助

市は、災害により住居が災し、やむを得ず賃貸住宅に入居した世帯に対し、災害による家賃補助金交付要綱に基づき、一時的措置として家賃の一部を補助する。

ただし、災害救助法が適用された場合には、当該補助金は支給しない。

第7 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ、府へ報告し、府は、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した府の区域に係る自然災害

(3) 支給対象世帯

自然災害により、その居住する住宅が、次の程度の被害を受けたと認められる世帯が対象となる。

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3) ア～ウの世帯 100万円
- ・上記(3) エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

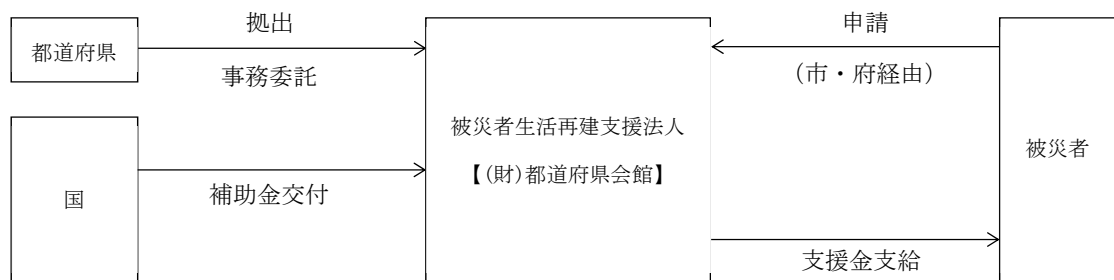
※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

※ 中規模半壊の場合は、それぞれ1/2の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

第3節 中小企業の復旧支援

関係機関	産業振興室
------	-------

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、府及び市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

- 1 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、商工会議所その他関係機関と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
- 2 被災した中小企業者等が融資を受けた場合、利子に対する補給等の措置を講ずる。

第4節 農林業関係者の復旧支援

関係機関	産業振興室
------	-------

市は、大阪府及び関係機関と協力し、被災した農林業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

- 1 農林業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 株式会社日本政策金融公庫、いずみの農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農林業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 農林業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。
- 5 被災した農林業関係者がこれらの融資を受けた場合、利子の補給等の措置を講ずる。

第5節 ライフライン等の復旧

関係機関	土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(関西支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、日本放送協会
------	--

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第1 上水道

1 復旧計画

- (1) 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、基幹管路の復旧を優先するとともに急性期医療機関等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、大阪広域水道企業団や近隣市との相互応援協定に基づく応援や日本水道協会に協力を求める。

2 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に伝達するほかホームページに掲載することで幅広い広報に努める。

第2 下水道

1 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、重要な幹線(河川・軌道を横断する管路、緊急輸送路に埋設されている管路、相当範囲の排水区を受け持つ管路及び防災拠点等の施設から排水を受ける管路)を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、大阪府を通じ、近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づく応援及び、日本下水道管路管理業協会からの協定に基づく支援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に伝達するほか、ホームページに掲載することで幅広い広報に努める。

第3 電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機

関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

(3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、関西電力送配電株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

1 復旧計画

(1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定にあたっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

(3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ（関西支社）、

KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

1 復旧計画

(1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第6 共同溝・電線共同溝（市、近畿地方整備局、府）

1 復旧計画

(1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定にあたっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

1 復旧計画

- (1) 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- (2) 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- (3) 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

2 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

第8 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社）

1 復旧計画

- (1) 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- (2) 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示する。

2 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第9 道路（市、近畿地方整備局、府）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘察し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2章 災害復興対策

関係機関	各課・室共通
------	--------

第1節 復興に向けた基本的な考え方

市域に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すことを基本に、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2節 復興に向けた組織・体制整備

市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や府との連携などにより、必要な体制を整備する。

第3節 復興に向けた取組み

1 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

2 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

3 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

(1) 復興計画の区域

(2) 復興計画の目標

(3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(6) 復興計画の期間

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1節 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

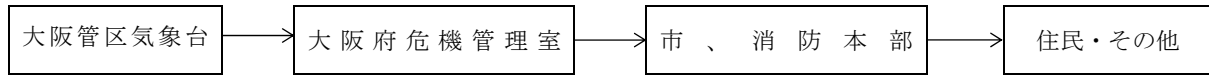
- 1 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発令中においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言が発令されるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震は、東南海・南海地震を誘発するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、第2編「災害予防対策」、第3編「災害応急対策」で対処する。

第2節 東海地震注意情報発表時の措置

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒体制の準備

市は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防本部においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

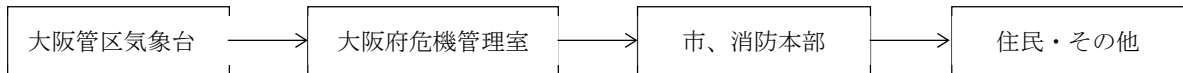
市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発令されたときは、迅速に住民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

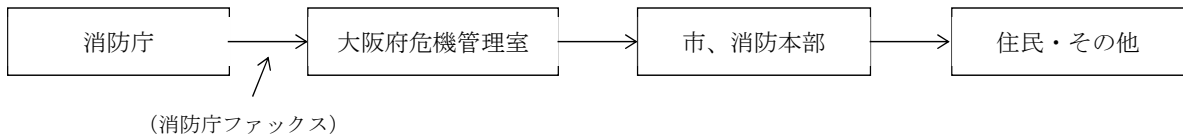


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒宣言の解除
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震を誘発するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、震度予想や地域の実情に応じて、災害警戒本部を設置する。
- (2) 市及び府は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市及び水防管理団体、府等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

(3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備

(4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

和泉警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携の下、情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

(1) 交通規制、交通整理

(2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携の下に、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

(1) 市は府と連携を図り、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

(2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、和泉警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警戒警備活動

和泉警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力の下、犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市は、府及び関係機関とともに、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民・事業所に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

(1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置

(2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え

(3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ

(4) 流言防止への配慮

(5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ

(6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

2 広報の手段

(1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。

(2) 市は、市防災行政無線、メール、SNS、広報車などを活用し、消防団、町会・自治会等の住民

組織とも連携して広報を行う。

- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第 1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 推進地域

南海トラフ特措法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された府の推進地域は、以下の 42 市町村である。（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村

第 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市に係る地震・津波防災に関し、府・市をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 編 総則 第 5 節 防災関係機関の業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

府、市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- （1）後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- （2）日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- （3）行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

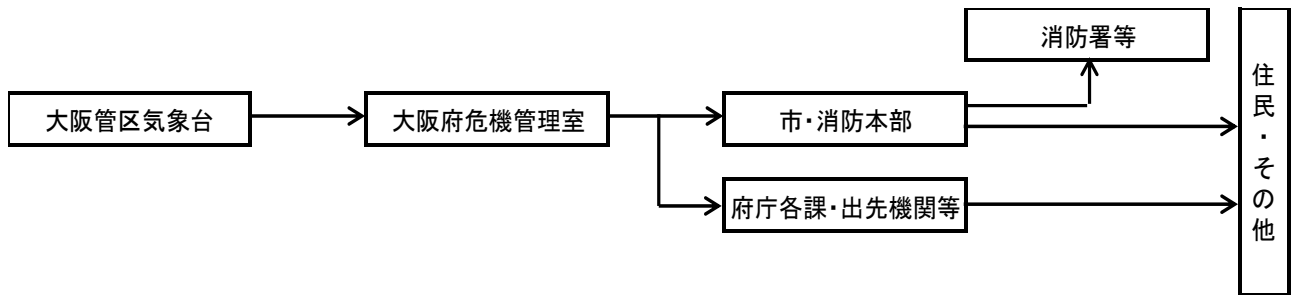
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- （1）日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- （2）行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

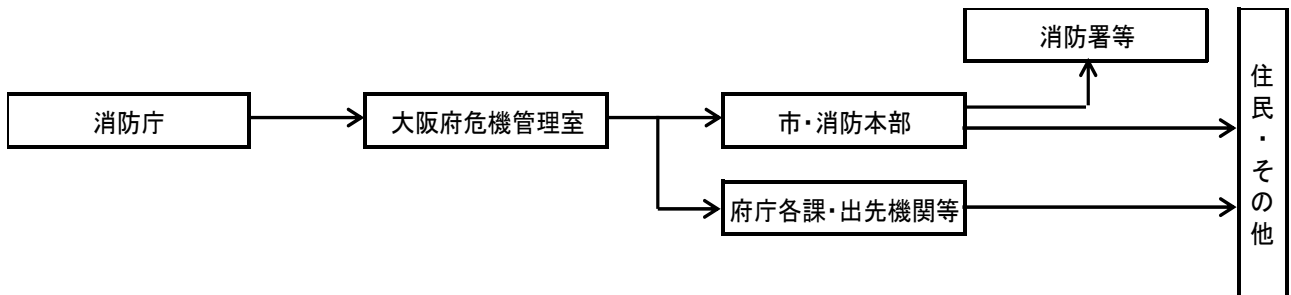
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容

(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第3編 災害応急対策 第1章 活動体制の確立」によるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第3編 災害応急対策 第1章 活動体制の確立～第8章 社会環境の確保」によるものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

津波からの防護については、「第2編 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進」によるものとする。

第2 円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「第3編 災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動」「第3編 災害応急対策 第4章 避難行動」によるものとする。

第3 迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「第3編 災害応急対策 第3章 消火、救助、救急、医療救護」「第3編 災害応急対策 第5章 交通、緊急輸送活動」によるものとする。

第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「第2編 災害予防対策 第2章 地域防災力の向上」「第3編 災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動」によるものとする。

第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、地震防災対策特別措置法に定める「地震防災緊急事業五箇年計画」及び府が作成した「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。（「第2編 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第2節 地震災害予防対策の推進」参照）